

だもので、一蓋何錢といふ賃錢で型にはめ、へらで組む家が多く、その音がどこの家でもしたものである。素より其賃錢は極めて安いものであつたが、他に活計の道がないから女がくみ、男か「ひご」を作つたものであつた。それが十年前後には相應に景氣がよかつたが、次第に不況に陥り、遂には蘇鐵の葉を煮て乾燥し、それで帽子を編んだのであつた。又このもみ竹の「ひご」をさせ杯は輸出もので、杯の内面には大抵女の顔が描いてあつた。このひご着せ杯は縁えりの所はとの粉を膠でとぎ、それにこんもり金粉を着せた。これは二十年頃までつゞいた。

小細工物
及其他

蟲籠は始め萬延元年二〇五に作られたが、當時の製作は粗雑で見ると可きものがなかつたが、此頃蟲籠や菓子器の如き小細工及び茶通こほしを考案したのは定番同心では松井重次郎、柘植勝造、町方では前述の飯田竹次郎であつた。又此頃小坂成國は紙簾を考案した。明治六年に又、小坂が竹製帽子の總網代編を、寺内久次郎、外數名が蘆編帽子を作つた。是等製品は内地にも需要があり、一方各地開港貿易以來珍奇、美麗、精巧等の點で、大に外人の嗜好に投じ、遂に海外に輸出さるゝに至つた。其後同十五年に至つて、官署の盡力と有志の奔走とによつて、金五千圓を勸業資金中

から借受け、士族授産場別載を設置し、専ら生計の途を與へる方法を講じ、外國向舟形笠を造らせ、製産高拾萬個、價額貳萬圓以上に及んだ。夫より同十八年頃まで盛んに製造したが、粗製濫造の弊を生じ、其の結果販路縮少し、一時衰運に歸した事があつた。依て之が救済の策として、當業者中、外國輸出に力を注いで、見本を神戸に送つて、販路を南洋熱帶地方に擴張するに至つた。當時製産高三十萬個、價額三萬圓に達した。爾後竹細工は長くも、明治天皇本市に御駐輦遊ばされた時、屢御買上の榮を蒙り、又大正天皇東宮殿下にましまし時、沼津御用邸より御用命を辱くした。其他内外の博覽會に於ては屢褒賞を受けて居る。殊に大正十三年には、農商務省よりの指定で、佛國巴里に開催した工藝美術裝飾品萬國博覽會に、神原源三郎氏より鳥籠を出品して銀盃を受領した。

竹器業組
合

竹細工に關する組合としては、静岡竹器業組合があつて、明治四十年十二月の創立で、事務所は入宿町二丁目にある。

略 年 表

元和九年八三三三月 江戸城花見の節、天海大僧正駿河流行の籠枕を賜はる。

寛永年中^{二二〇八}三^四一 籠細工を作り七間町に初めて賣る。此時代そてつ葉細工あり。又草深同心籐網笠の代用品として竹篋子編笠を考案す。

安永五年^{三二六}三^四六 十月番所宛竹問屋に關する請書を年行事より呈出す。

天保十一年^{〇二五}〇^五 岡崎藩士一我廻國の途、彌勒町清水猪兵衛に竹細工業を教示す。

安政年間^{二二五}一^四一 草深同心桑山太吉竹篋子着せ花瓶皿盆類を案出す。

萬延元年^{二二五}〇^五 此の時製造最も盛にして、竹製蟲籠の製造始まる。

明治二年^{二二九}二^五 揉篋子着せ盃始めて起る。此頃小細工物の考案あり。

同 四年^{三二一}三^五 外國輸出を開始す。

同 六年^{三三五}三^五 小坂成國紙廉を考案し、又總網代組^{竹製帽子}上等品^{帽子}を、寺内久治郎外數名

「ゴサ」^{竹製帽子}下等品^{帽子}を製作す。

同 七年^{三二四}三^五 始めて竹製千筋菓子器を製出す。

同 十年^{三二七}三^五 外國輸出盛大となる。

同 十五年^{四二二}四^二 官の盡力有志の奔走により、士族授産場を設置し、生計の途を與へ、

外國向舟型笠等を製作す。

同 十八年^{四二五}四^五 菓子器盆葛屋蟲籠等の製品愈々精巧となり外國輸出を開始す。

同 廿五年^{五二二}五^二 飯田竹次郎^{清水猪兵衛の門弟}氏斯業の發展を計り、門下生を教養す。

同 三十年^{五二七}五^二 五月京都博覽會に於て、賞牌を受領せるものあり。

同 卅七年^{六二四}六^四 竹千筋製器物に漆塗を施せるもの出づ。染竹細工大阪府より指

導を受け開始す。

同 四十年^{六二七}六^七 十二月静岡竹器業組合規約認可さる。

同 四十一年^{六二八}六^八 竹行李同業組合^(本市・駿東・富士・安倍 志太ノ一市四郡)認可となる。

同 四十二年^{六二九}六^九 竹行李職工組合設立認許さる。

同 四十四年^{七二一}七^一 輸出向鳥籠絹布張込の竹千筋電燈笠等形狀各種のもの製作さ

る。當時鳥籠の輸出は、全輸出金額の大部を占め、初め森村組より紐育に在りし

丸形鳥籠^{支那製}の見本を送り來り、此により始めて作る。

大正元年^{七二二}七^二 石原龜太郎^{飯田竹次郎氏門弟}氏硝子を挿入せる竹細工を製出す。

同 十四年^{八二五}八^五 榊原源三郎氏、特に農商務省の指定を受け、佛國巴里に於て開催の

工藝美術裝飾品萬國博覽會に鳥籠を出品す受。

附 製 傘

古來駿河の地は、紙竹の良質のものが豊富であつたが爲め、いつか自然に傘の製造が發達して、駿河國新風土記にも、「安倍山中より出づる楮紙を以て之を貼る。府中にて地傘と稱す」と記してある位である。

徳川時代に駿府同心中、草深同心は前述の竹細工を、鷹匠町同心は多く傘を内職として居つたが、明治維新に至つて移住した士族中にも、此の内職をなす者が多く始め傘製造をなし、商人に賣り、終には本職になつて所謂傘屋として資産を作り、又斯業の發展を圖つた者も尠くなかつた。

日傘の需用益々増加し、此が使用は一般的となつたが、本市特産の番傘は、近時稍不況となつたから、本市は日傘製造の必要を認め、本市當業者山村重吉外四名に大正十五年十月廿三日より三日間に亘り、東京横濱方面に於て視察させた。又日傘製造の振興を圖る目的で、同年十一月十六日より五日間、本市商品陳列所別館に於て、東京府より松丸角藏を聘して日傘傳習會を開催した。傳習人員百九十二名あ

日傘

つた。

製傘業組合

製傘業に關する組合としては、静岡製傘業組合があつて、明治四十二年六月の創立で、事務所は上石町二丁目にある。

第三項 量 衡

量衡に關する記録は、今川時代より見え、秤座今川家柵などの名が現れて居る。

秤

秤 安倍郡府中、今川家守護の時にあり。傳云、秤匠理右衛門は今川家の秤座也。府中本通二丁目に住す。此秤、守隨彦太郎の秤に比すれば、一錢に一分を減せり。

其錘は橡の實の如く、下平にして理の字を刻めり。里人云、今此分銅秤共に豆州

葦山の農夫某^{○竹材茂雄の家か}の家に傳へて秘藏とす。天正十一年^{○二}十月五日、守

隨彦太郎御分國中秤座の台命を蒙り、^{○河瀬氏所藏、古文書寫其二}府中七軒町^{○今の七丁目に}に役

所を賜ひ、下吏を置く。是より理右衛門が秤を用ふる者なし。^{○駿國雜志}

因に駿河國新風土記^{○提}によれば、「伊豆國熊坂村^{○修善寺村内}百姓平右衛門茂雄^{○竹村氏}

といふ者、理右衛門の極印ある小秤一挺を藏す。衡錘鈎ともに全きものなり。未

だ通用の秤と較べ見す。^{○中略}正徳二年^{○七}二二守隨の秤の外用るべからずの命令

下りてより異様のものある事なく、萬民斗量の争無くして、四方通用滞りなきものは、御世太平仰ぐべく尊ふべし。再び按ふるに、昆陽漫録京秤の條に由木左衛門の天正四年子^{〇二二}三月、高野山寄進狀を引いて、秤に京目田舎目ある事明なりといへり。又文祿四年^{五〇二二}に造れりといふ駿河小判黄金重四匁五分なるものに、墨書に京目一兩とあるを見れば、田舎目あることを知るべし。云云」とある。

因に本市役所勸業衛生課技手度量衡取締吏員勝又八百作氏は、此の今川時代より更に古き、足利時代のものと推定される鐵製の秤の錘二個珍藏して居られる。其重量は約三五〇匁と一八〇匁で、此の一八〇匁の方は、^{カイツ}解豸の形を鑄出して居る。解豸は曲直をたゞす獸とて衡平を保つ正直の象徴であらうと足立鍛太郎氏が考定した。

秤座守隨と河瀬家との關係は、駿國雜志所載の、「秤座守隨」及び「吉川守隨」を抄録すれば、左の通りである。

秤座守隨
と河瀬家

守隨彦太郎家記云。先祖吉川守隨は本國甲斐也。若年の時より駿府に來り今川義元に隨身す。權現様御幼年の御時、駿府に御座遊ばされ候節、今川家より

申附けられ、守隨儀權現様へ御奉公相勤候處、老衰仕候ニ付、惣領某守隨代りに相勤、守隨儀は甲州へ歸住仕候。右惣領事御奉公相勤候内、若年にて相果申候。父守隨儀、甲州に罷在候内、甲州は諸役多く有之候に付、守隨儀も家職相勤申候者、國役赦免可有之候。左なく候は、國役可勤旨武田家より申渡さる。依て守隨儀秤細工人を召抱へ秤所仕候。爰に於て黄金掛引萬秤の事、國中守隨一人に致すべき段、信玄勝頼朱印申請候。其後守隨姪、信玄嫡子太郎義信に奉公致罷在候うち、右の女義信の男子を出生仕候。其頃信玄義信不和の時節にて、披露成がたし義信實子の儀深く穩密仕るべき旨にて、守隨養子に給はり、則吉川彦太郎と名附け申候て、秤所相續仕罷在候。

天正十年^{四二二}十一月、權現様上意にて、守隨儀召させられ候處、天正三年^{三二二}正月廿七日死去仕候故、吉川彦太郎罷出御目見仕候得ば、守隨實子は先達て相果て、外に實子はなき條具に知しめされ候段、仰出され候に付、彦太郎養子筋目の儀委細申上候得ば、守隨父子共御奉公相勤候者に候間、彦太郎事御知行下し置かれ、武士に御取立遊ばされ下さるべき旨、上意これあり候處、彦太郎申上候は、有難く候

得共、秤所の儀養父勤來候儀に候間、其儘差置かれ下さるべき旨奉願候。左候は
 前々の通仰付らるべきよしにて、天正十年^{四〇二二}十一月廿六日甲州御秤役人
 一人にて相勤むべき旨御朱印^{〇河瀬氏所藏}。此節稱號相改め守隨彦
 太郎と名附申すべき旨仰附られ候。天正十一年^{四〇三二}十月五日御分國中、一
 人にて御秤役所の御朱印^{〇前同}御切米御扶持頂戴仕候。台徳院様御代、佐渡國
 銀山御用秤御改仰付けられ、罷越候。三代目守隨兵三郎儀、台徳院様御代家督仰
 付けられ御目見仕、御當地に罷在、御秤役所相續仕、慶長十九年^{七〇二二}三月十三日、
 先々の如く御判書^{〇前同}頂戴仕候。大猷院様御代前々の通御目見仕候。嚴有
 院様御代前々の通御目見仕候。承應二年^{一〇三三}秤御改の儀、東三十三か國並江
 戸町中共、自今以後懈怠なく相改むべき旨仰付けられ、同年^{〇承二}六月御觸^{〇前同}
 同十二月御觸^{〇前同}仰出され、明曆年中關東筋北國筋秤御改役人相廻候節、御傳
 馬御證文下し置かる。嚴有院様御代寛文八年^{二〇二八}十月廿六日、御國分御奉書
 頂戴仕候。東海道十五か國、東山道八か國、北陸道七か國、山陰道八か國の内、丹波
 丹後、但馬、右三十三か國秤支配仰付けられ候。右の通當御代迄御老中方御連印

河瀬秤所の由緒

御奉書頂戴仕來候。十代目守隨彦太郎、今に七軒町に出張りあり。手代河瀬源
 右衛門^{〇河瀬氏の祖}と云ふ者、爰に住して府内御秤の事を勤む。云云。
 因に守隨家は、今東京市京橋區南傳馬町二丁目に製作所を有し、尙ほ度量衡器の
 製作修履販賣をなし、大正七年七月組織を株式會社に改めて居る。
 尙、河瀬氏由緒は、同家所藏記録によれば左の通りである。

舊家御請書

七間町貳丁目 丁頭 源右衛門

御秤所 河瀬源右衛門

當巳年七十四歳

私先祖之儀ハ、眞田彈正忠幸隆ノ嫡男眞田源太左衛門信綱、天正三乙亥^{三二}四月
 十八日、於三州長篠討死シ、一子河瀬太左衛門光通、天正二年^{甲戌}三^二四月
 出生ス。幼名庄治郎、母ハ江州犬上郡河瀬村何某之女^{但シ法藏寺也}。信綱死去
 後、尾州名古屋之任人大澤次郎兵衛高信之ヲ養育シ、成長後高信女ヲ妻トス。慶
 長年中ヨリ、京柳馬場佛光寺下ル澁紙丁ニ住居シ、寛文二壬寅年^{二二}九月十五日
 死ス。享年八十九歳。時ニ河瀬源左衛門元高^{實ハ河瀬左馬之助男松平越中守}

定綱公家人)ハ寛永年中光通養子ト成リ、貞享三丙寅年^{四六三}二月十六日死ス。右之三男河瀬源右衛門、後改名彌次右衛門ハ當御秤所初起ニ御座候。當表出張御秤所へ先規ヨリ御用高張挑灯貳張、江戸御秤所ヨリ相渡置候處、是迄建置不_レ申候得共、平常建置可_レ申段申來候ニ付、此段御訴奉_二申上_一候。其節守隨彦太郎名代役河瀬源右衛門ト奉_二書上_一候處、御吟味之上、秤役用之節ハ苗字相用候共、町役之節ハ苗字相用申間敷旨、請書致差出可_レ申旨被_二仰渡_一候ニ付、則書付ヲ以テ御請奉_二申上_一候。私先祖ヨリハ拾代相續仕リ、當文化十四年丁丑^{七七四}迄凡貳百四拾年餘ニ相成申候。(文化^{十四}年^記録)

同家所藏
古文書寫

河瀬氏所藏古文書寫。

〔其一〕

甲州金秤子之事

如_二前々_一不_レ可有_二相違_一者也。仍如_レ件。

朱印

天正十年

榊原小兵衛

十一月廿六日

神谷彌五助

奉_レ之

守隨彦太郎殿

〔其二〕

分國中、以_二守隨秤_一

黃金可_レ令_二商賣_一。若

或用_二私之秤子_一。或

於_二拵直輩_一者可_レ被_レ處_二

罪科_一者也。仍如_レ件。

天正十一年

榊原小兵衛尉

奉_レ之

十月五日

守隨彦太郎殿

〔其三〕

關東中秤目事。任_二天正拾壹

年十月五日。先

御判旨、如_二年來_一彌全可_レ令_二沙

汰_一之趣所_レ被_二仰下_一也。仍執達

如_レ件。

慶長十九年

安藤 對馬(重信)

三月十三日

土井大炊助(利勝)

〔其四〕

秤 掟 書

定

一、守隨善四郎貳人之秤目無_二相違_一被_二

仰出_一候上者、六拾六ヶ國ニ而用_レ之

遣_レ可_レ申事。

此趣此度被_二仰出_一候間、自今已後、

江戸町中之儀は不_レ及_レ甲。東三拾三

ヶ國之者可_二相守_一、今迄持來候諸人之

秤、守隨改_二秤目_一不同之惡敷分者御取

上に候。能分は守隨極印いたし、其儘遣ひ可申事。

承應二巳一〇三三 六月

〔其 五〕

定

一、最前茂相觸之通、東三拾三ヶ國之秤守隨、壹人ニ被_レ仰付_レ候間彌此旨堅可_レ相守_レ事。

一、今迄持來り候諸人之秤、守隨改_レ秤目_レ不同の惡敷分御取上_レ候。能分は守隨極印いたし遣ひ可_レ申事。

承應二巳一〇三三 極月

〔其 六〕

定

一、以前茂度々相觸候得共、古秤隱置申候由、被_レ聞召_レ上彌御法度ニ被_レ仰出_レ候間、此旨堅可_レ相守_レ事。

明曆元未一〇二三 八月

〔其 七〕

定

一、東三拾三ヶ國之秤は守隨壹人ニ被_レ仰付_レ候間、自今己後此旨急度相守可_レ申事。

一、千木秤皿秤銀秤其外萬之古秤於_レ有_レ之者、其所々ニ而能く吟味いたし、守隨改可_レ申候。若隱置候者有_レ之は可_レ改候。於_レ然者穿鑿之上、其

所は名主組頭迄可_レ爲_レ曲事候事。

一、他所より來り候旅人之古秤持來り候者、其所におゐて遣せ申間敷候。勿論守隨改可_レ申事。

右之通、面々御代官所町々之儀は不_レ及_レ申、在々所々迄堅申觸、其所々の名主組頭印形致させ、不_レ相背_レ候様可_レ申付_レ若違背之者有_レ之おゐては、其方極無念ニ可_レ相成_レ候間、能く可_レ被_レ入念_レ者也。

明曆二申正月

村 次左衛門○由比文書

會(根) 源左衛門

伊(丹) 藏 人

御 代 官 所

〔其 八〕

定

一、萬之秤、手前ニ而衡並錘取替、緒等茂手前ニ而取替候由相聞候。向後左様之儀仕間鋪候。古秤遣ひ申間鋪候。自然緒切候か、又は惡敷儀ニ候ハ、御定之通守隨所江遣し可_レ申候。少茂相背候ハ、曲事可_レ申付_レ者也。

萬治二亥六月

〔其 九〕

覺

一、秤之緒付替之儀、何秤に寄らず、持主方ニ而り而緒入替候儀御停止之事

候間、究所八日町仁右衛門尉ニ而緒入替候様にと今度被_レ仰渡_二候間、此旨村中惣百姓並寺社方に茂可_レ被_二申渡_一候。以上。

二月五日 田邊久右衛門

早川彌五右衛門

此書付村下ニ致_二印形、次々江相廻、末村より此方江可_レ被_レ返候。以上。

元祿九子年二月五日

野田勘兵衛

〔其 十〕

一、先年從_二公儀、追々被_二仰出_一候通、新古に不限、守隨の外別人之秤堅用ひ申間舗事。

一、諸秤新古に限らず、修履糸付等兼而被_二仰出_一候通、内々ニ而拵用候儀堅仕間舗候。若致_二存違_一内々ニ而糸付候秤有_レ之候ハ、早速名古屋長者町秤所守隨方江致_二持參_一、改直させ用ひ可_レ申候事。

一、古き諸秤見世店に出し置商賣ニ仕間舗候。守隨より常_レ之人を廻し相改、紛敷秤並秤目不同之分者御定之通守隨所而御取上ニ罷成候事。右之趣急度相守可_レ申候。違背之者於在_レ之者僉議之上曲事ニ申付、其所々庄屋町役等可_レ爲_二越度_一候條、精々入念可_レ申付候事。

享保二十乙卯年三月

〔其 十一〕

秤改ニ付御用先觸 守隨役所

覺

御證文

一、馬 壹疋

一、賃傳馬 壹疋

一、賃人足 五人

但 乘駕籠貳挺分持壹荷

右者秤改御用ニ付、明後十日明六時江戸出立、駿州府中迄差越候條、書面之通人馬無_レ滞繼立可_レ給候。尤渡船川等有_レ之場所は、前後宿村申合差支無_レ之様可_レ被_二取計_一候。

御證文之寫相添差遣候。得_二其意_一、早々順送可_レ被_レ致候。以上。

戊。文政九 守隨彦太郎

三月八日 役 所

秤改役人

後藤助次郎

同 川瀬源助

東海道品川宿より

駿州府中宿迄

宿々

右 村々 中

問屋

年寄

追而申入候。此先觸早々順達いたし

府中宿問屋より同所秤座役所に相達可給候。

泊附

三月十日 戸塚宿

十一月 小田原宿

十二月 沼津宿

十三日 奥津宿

右泊宿役人中江申入候。

止宿之儀は御定之木錢米代相拂候間賄之儀決而取繕々間舖義無之様可被致候。尤宿一軒用意可有之候。

以上。

〔其十二〕

秤改ニ付關所通行印鑑

文政八年酉正月

印鑑印 守隨役所

印鑑印 秤御改御用場

〔其十三〕

御老中御連印

秤通用國方 御證文寫

覺

東海道拾五ヶ國

伊賀伊勢志摩尾張三河遠江駿河中

斐伊豆相摸武藏安房上總下總常陸

東山道八ヶ國

近江美濃飛驒信濃上野下野陸奥出

羽

北陸道七ヶ國

若狹越前加賀能登越中越後佐渡

山陰道八ヶ國之内 三ヶ國

丹波丹後但馬

都合 三拾三ヶ國

右三拾三ヶ國可用守隨彦太郎秤之旨、前々被仰付之通、彌守其趣不可違背、若於用別人之秤は速可被處嚴科者也。

天保八丁酉年十月廿七日

脇坂中務大輔

太田備後守

水野越前守

松平和泉守

〔其十四〕

秤御觸書

諸秤之儀古來より守隨彦太郎役人相廻り改候處、近年は私事之様ニ心得候哉、諸秤數多所持いたし候者、秤少々出し見せ、不宜秤は隱置、或ハ秤所持不致旨を申、改不請者、有之様相聞候。前以相觸候通、守隨方より役人相廻り改候節、諸秤不隱置、不殘出し改請候様可致候。尤紛敷秤者取上候筈に候。此旨急度可相守者也。

右之趣東海道東山道北陸道並ニ丹波丹後但馬都合三拾三ヶ國御料者御代官私領は地頭より可被相觸候。右之通先年相觸候處可取上秤茂守隨方江不_ニ相渡場所_レ之_レ。猥に秤賣買いたし緒等茂手前に而取替掛目不同之秤遣候者茂有_レ之趣相聞不届に候。前々相觸候通守隨方役人相廻り改候節諸秤不_レ殘改請西三拾三ヶ國之秤東三拾三ヶ國_ニ而通用無_レ之取上_ニ相成候筋之秤は守隨方江可_ニ相渡諸秤新古_ニ不限守隨方之外_ニ而賣買致間舖手前_ニ而衡並_ニ鍾緒等取替中間舖候。若諸秤隱置改不_レ請猥_ニ賣買いたし或は

手前_ニ而衡並鍾緒等取替候者有_レ之候ハ_レ急度答可_ニ申付_レ候。右之通先達而相觸候向々江猶又可_レ被_ニ相觸_レ候。嘉永元申年五月廿五日右之趣御若年寄遠藤但馬守殿被_ニ仰渡_レ候。
〔其十五〕
覺
此度秤改として守隨彦太郎名代改之者駿河國中順行候旨申出候。右は去ル嘉永元申年六月相觸置候を心得違之者無_レ之様可_レ致候。右之趣惣町中並江尻宿丸子宿清水町

江も急度可_ニ相觸_レもの也。

戊_〇嘉永三年十一月廿三日

番所

年行事

〔其十六〕

秤改名代役申付免狀

駿州府中 御秤出張役所

名代役免許之處、今般

御一新被_ニ仰出_レ候_ニ付奉_レ願、改座

被_ニ仰付_レ依_レ之先規仕來之通、改而

如_ニ前書_レ申付候條、御秤御治法是

迄之通急度相守可_レ申者也。

割印

明治二巳年

三月

正

恒

押花

彦太郎

後見役

吉川樹平

垣道

押花

川瀬源右衛門どのへ

〔其十七〕

明治八年 静岡縣權衡製作辭令

静岡七間町貳丁目

河瀬源右衛門

當縣下權衡製造方

申付候事。

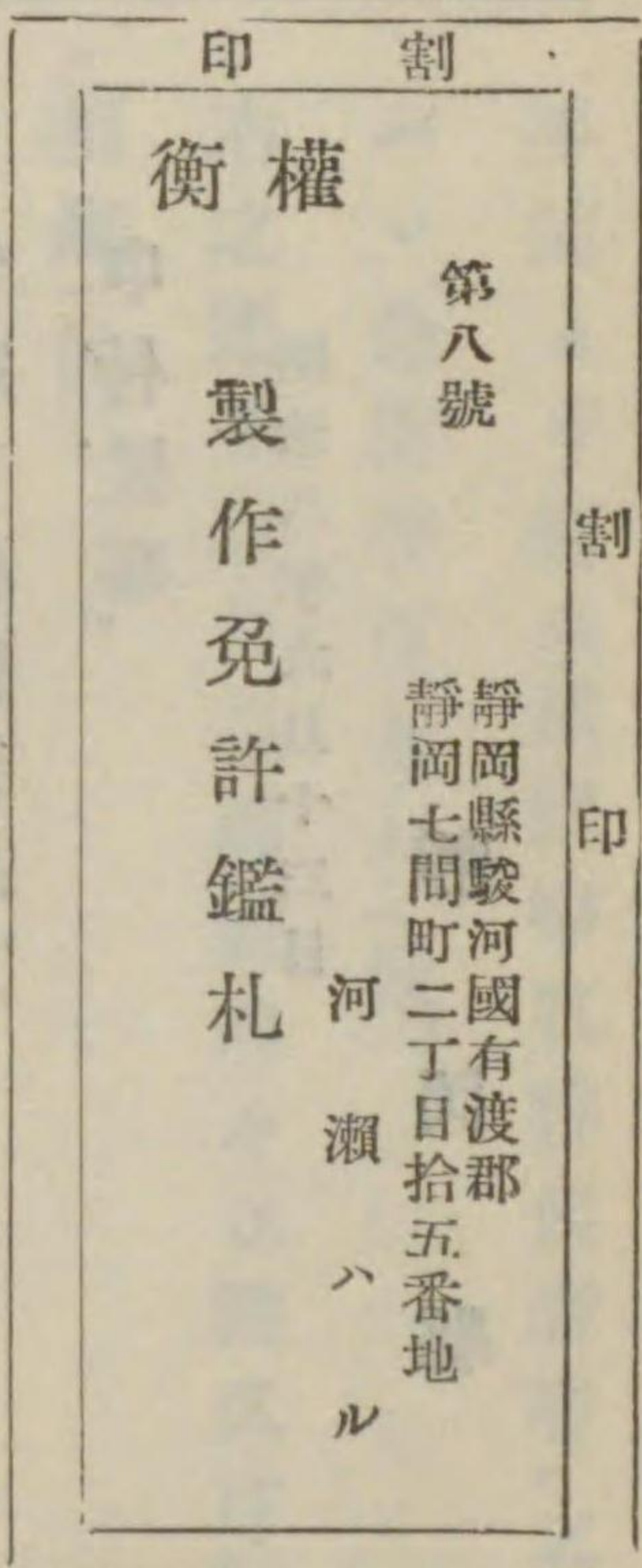
明治八年九月十三日

静岡縣

〔其十八〕

明治十五年 農商務省 第八
八月一日 號

權衡製作免許鑑札下記の通り。



榊

尙榊についても、今川時代の事を記したものがある。

今川家榊 安倍郡府中今川家守護の時にあり。駿府志略云。義元時、有下方十合二量。下方比今升量、美一合二勺六撮。十合減一合四勺。而出用十合納用。下方。一敗之後、臣民離叛蓋有以也。云云。(駿國雜志)

又この下方榊の事は、駿河國新風土記の斗量に次の通り記載してある。


此國にて用ひし升に、駿河升下方升の名、古文書に見えたり。又駿河升下方升の事一物なりや、二つなりや定かならず。駿府淺間社領の目錄に二名通じ用ひたるやうに見ゆるものあり。下方とは富士郡に下方庄といふ所あれば、此地より出でたる名なるべし、云云。

さて榊は北條時代既に榊座が定められ、徳川時代に至り榊屋と云へる者に榊座を

命じた事は、左の通り竹越與三郎氏著日本經濟史に見える。

家康江戸に入りて其主となるや、奈良より來りて本町二丁目に住する榊屋藤左衛門なるものに町年寄を命じて地割役に當らしめ、且つ榊座を命せしが、此時奈良に榊座ありしを以て榊屋の説を聽きて之に模せしものならん。然るに此時京都油小路通竹屋町下ル町福井作右衛門なるものあり。久しく榊座の特許を得たりしを以て、此時幕府は天下を兩分し、東國三十三ヶ所は之を榊屋に與へ、西國三十三ヶ所は之を福井氏に與へて榊を管理せしめ、(略中) 甲州榊を用ひし地方も今後榊屋の榊を用ふべきを命じたりき。云云。

寛政三年^二五^一九月に江川町鐵屋彌左衛門が、此の江戸榊屋藤左衛門へ次の如く榊取次所の願書を差出し、同年十月朔日に右取次所を仰付けられ、翌二日に掛札を掛けた。江戸榊役所掛札及江川町鐵屋の看板は左の通り。

表	裏
御榊取次所 江戸榊役所	天保六年未五月 東三十三箇國
	

駿府 江川町

御 柵 取 次 所

鐵屋治右衛門

樽御役所江差出し候一札之覺。

一、東三拾三ヶ國にて通用柵之儀は、江戸御柵役所御當家之御判柵に限候段、去申年^{天明八年}御觸之趣、一統奉承知罷在候。然所駿州は遠路にて柵相求度存候者共、江戸表に幸便無之節は難調、甚手間迷惑仕候事に御座候。依之何卒私方にて御柵取次仕、望之者共江賣渡度段相願候處、御柵之儀は重き御定書御座候而、猥にて賣渡候儀は不相成趣にて御座候間、私此度御召抱に相成、御判柵取次所被仰付難有仕合奉存候。右ニ付柵一件御定法其外委細之儀御箇條書別紙一冊御渡被成下、慥に奉願候。他見等無之様大切に所持可仕候。猶又御箇條書之趣急度相守可申候。萬一相背候ハ、如何様被仰付候共、一言之申

譯仕間敷候。

一、人馬合印駄賃帳面壹札並御繪符壹本御渡被成下、慥奉願上候。御柵荷物運送之節は、右駄賃帳を以付送り可申候。尤御繪符之儀は、柵御改之外決而相用申間敷候。
一、御柵之儀ニ付御用御座候ハ、被仰下次第何時成共參上可仕候。爲後證仍而如件。

寛政三年亥八月

駿州府中江川町

御柵取次所 鐵屋彌左衛門

深川北森下町家主

江戸證人 駿州屋治右衛門

御 柵 役 所

柵取次商の變更

かくて其後、鐵屋は江川町より宮ヶ崎町に住居を移し、尙樽役所判柵取次販賣をしたが、天保六年^{二五}に鐵屋方から土太夫町萩原屋四郎兵衛方へ移つた。其證文は左の通り。

差出申證文之事

樽御役所御判枿取次賣之儀、是迄拙者方ニ而仕候處、近年多病ニ付御大切之御用相勤兼候ニ付、貴殿方江及ニ相談、双方熟談之上五月双方江戸表江罷下り樽御役所江奉願上候所御聞濟ニ相成候。依之貴殿より拙者方江冥加金として金三拾五兩也只今慥ニ受取申處實正に御座候。然ル上は永代貴殿方ニ而取次賣可被成候。右之義ニ付以來故障ケ間敷儀一切申間敷候。爲其親類證人致加判一札相渡申候處如件。

天保六年六月廿一日

宮ヶ崎町 讓渡主 鐵屋次右衛門

江川町 證人 鐵屋 佐太郎

萩原屋四郎兵衛殿

嘉永五年^{二五}樽御役所御判枿取次賣が、萩原家より上田屋庄七方に又移つた證文がある。此時、冥加金は金三十五兩が金七十兩に上つた。

差出申證文之事

樽御役所御判枿取次賣之儀、是迄拙者方にて仕候處、近年用多に付相勤り兼、貴殿

江及ニ相談、双方熟談之上江戸表江罷下り、右御役所江奉願上候處、貴殿方取次所御聞濟相成。依之貴殿より拙者方江冥加金として金七拾兩也、只今慥に受取申處實正に御座候。然ル上は御勝手次第貴殿方ニテ取次賣可被成候。右之義ニ付以來故障申間敷候。爲後日證人加判一札相渡申處仍如件。

嘉永五年十二月廿三日

土太夫町 萩原四郎兵衛

御器屋町 證人 萩原屋 壯助

吳服町壹丁目

上田屋庄七殿

明治以降の製作状況

明治八年の度量衡取締條例に依り、製造業者は縣内六名に限られたが、後同廿四年に度量衡法制定し、製造人員の制限なく一定資格者に免許を與へる事となつたが、同卅二年頃まで販路が狭く縣内に限られ、其後發達に伴ひ、漸次他府縣に移出するに至つた。爾來材料の精選、器物の改善技術の上進を圖り、販路大に擴まり、從來個人經營のもの合同し會社組織に改まつた。

度量衡器取締機關

明治廿四年八月農商務省令^{第十號}度量衡施行規則^{第一條}により、本縣告示^{第五九號}同廿五年

十月廿八日^{十月廿八日}を以て常置検定所を本縣廳内に設け、専ら度量衡器の検定及取締をなし、別に大日本度量衡協會静岡縣支部がありて検定所と相俟ち計量知識の普及、メートル法の宣傳及び計量器の取締等に努め、本市も同器取締のために大正十年度に専任取締吏員を設け、既述の機關と相聯絡し自治的取締をなしつゝある。此の取締のため受檢の戸數及検査の器數は漸次増加したが、器物の不合格歩合は次第に減少した、これは主に検査の普及と使用状況の改善に因るものである。

指導奨励

度量衡器の需用の廣まるに伴ひ、益々製品の正確を期する爲め、本縣及び本市に於ては、一面には製作者に製作材料を精選させ、他面には技能の進歩を圖る必要を認め、屢々召集教示し、或は實地指導に力むる外、常に優良従業者の表彰及優待法を講じて居る。又度量衡器使用の改善を圖るため、各種の注意書の配布、講習講話の開催をなし、或は計量展覽會を助成し、一般の計量思想の喚起及普及に努め、且つ實際につき指導誘掖し、尙ほ會社工場等の多數本器使用の者には自治的検査の實行を促し、弊習の改善を圖りつゝある。

メートル法の採用

メートル法は、既に明治廿六年に法律を以て、我國度量衡として採用され尺貫法

と併用されたが、大正十年四月十一日法律第七十一號を以てメートル法専用法律公布され、我國の度量衡はメートル法を以て統一され、同十三年七月一日から實施されることになつた。此によつて本縣にては其宣傳のため、同十三年より十四年に亘り種々の施設を試みた。即ち同十三年四月十一日に日本度量衡協會静岡縣支部に於てメートルデーを開催し、五月十四日には同法宣傳用活動寫眞映畫「今日の損害」全二巻を購入し、十一月十三日には本縣茶業組合聯合會議所樓上に於て本縣主催メートル法度量衡講習會を開催することとなり、本市は會場の設備講習生募集其他會場の事務を斡旋した。又翌十四年四月十一日即ち同法發布紀念日には本市に於て日本度量衡協會静岡縣支部及警察署と共同して、市内一般へ宣傳用ビラを撒布し、懸賞問題の答案を募り一般の注意を喚起した。尙七月二日より同月七日に至る間に於て五回、及八月十九日一回の計量及メートル法宣傳に關する活動寫眞會を開催した。又九月廿三日より廿九日に至る七日間本市商品陳列所樓上に於て、同法度量衡實行促進のため本市は本縣と合同し、同法展覽會を開催した。(本縣發行CGS)及本市事務報告)

度量衡略年表

大寶二年六一三 三月、度量の制を全國に頒つ。(國史大辭典)
 和銅六年七三三 二月、度量調庸義倉等の五條事を制定す。(日本經)
 に權衡度量の法を全國に頒布す。(國史大)
 養老元年七三三 十一月、絹繩の寸尺を定む。(上同)
 延久四年三二七 九月、斗升の法を定め、長保の例を用ふ。(上同)
 天正二年三二四 河瀬氏祖、太左衛門光通、甲府に生る。(河瀬氏系圖)
 同三年三二五 正月廿七日、秤座吉川守隨歿す。(駿國雜志)
 同十年四二二 十一月廿六日、守隨彦太郎、徳川家康より朱印を賜はる。(駿國雜志及河瀬氏系圖)
 同十一年四三二 十月五日、守隨彦太郎、分國中秤座の命を蒙り、府中七軒町に役所を置く。(駿國雜志及河瀬氏系圖)
 慶長十九年七二四 三月十三日、徳川秀忠代、老中より朱印を賜はる。(河瀬氏系圖)
 寛永三年八二六 布帛に吳服尺使用を改め、曲尺を使用せしむ。(東武實錄)

承應二年一三三 六月、秤座の命下る。東三十三國に守隨の秤を使用することゝなる。(國史大辭典及日本經)
 六月及十二月、「秤掟書」下る。(河瀬氏系圖)

明暦元年一三五 八月、秤使用の事を令す。(日本經及河瀬氏系圖)

同二年一三六 正月、代官所より觸出づ。(河瀬氏系圖)

萬治二年一三九 六月、萬之秤、衡、錘、緒等取替規定出づ。(前同)

同三年一四〇 八月、秤座に關する令を發す。(日本經)

寛文二年一四三 九月十五日、河瀬源太左衛門光通、京都に歿す。(河瀬氏系圖)

同五年一四五 復吳服尺用ひらる。(玉露叢話及本朝度量權衡考)

同八年一四八 十月廿六日、徳川綱吉代、國分奉書を賜はる。(駿國雜志) 十一月、儉約の

令と共に守隨に秤座の事を令す。(日本經)

同九年一四九 二月、斗量の制を改む。(國史大辭典、名古屋風土記等)

同十年一五〇 九月、更に新榭の厲行を圖る。(名古屋史)

貞享三年一五三 二月十六日、河瀬源左衛門元高、當秤所初歿す。(河瀬氏系圖)

元祿九年一五六 二月五日、秤之緒付替之達あり。(河瀬氏系圖)

正徳二年 七二三 守隨の秤専用の令下る。(駿河國新風土記)

享保二十年 九二五 三月、秤に關する觸書出づ。(河瀨氏所藏文書)

寛保三年 〇三四 八月七日、權衡の制令出づ。(徳川實院殿御實紀第六篇) 十一月九日、東三十

三國檢衡檢點のため守隨名代巡廻す。(前同)

寛政三年 五二四 九月、江川町鐵屋彌左衛門榊取次所の儀願出づ。(萩原氏記録)

文政八年 八二四 正月、秤改に付關所通行印鑑を受領す。(河瀨氏所藏文書)

同 九年 八二六 三月八日、秤改に付御用先觸あり。(前同)

天保六年 九二五 六月、榊取次所鐵屋當時宮ヶ崎町住方より、土太夫町萩原屋方に移る。(原氏記録)

同 八年 九二七 十月廿七日、老中連印秤通用國方證文あり。(河瀨氏所藏文書)

嘉永元年 〇二八 五月廿五日、秤取締觸あり。(前同)

同 三年 一〇五 十一月廿三日、秤改順行の達あり。(年行事觸留)

同 五年 一二五 十二月、榊取次所萩原屋方より吳服町一丁目上田屋庄七方に移る。(萩原氏記録)

明治二年 二二九 三月、江戸守隨より秤改名代役申付免狀河瀨氏に下る。(河瀨氏所藏文書)

同 八年 三二五 度量衡取締條例發布され、榊座秤座廢止さる。(横井時冬著日本商業史) 九月

十三日、本縣より河瀨氏に權衡製作辭令發令あり。(河瀨氏所藏文書) 同製作者六

名に制限さる。

同 九年 三二六 古來度量衡法改正さる。(日本商業史及現行布告)

同 十四年 四二五 西洋形權衡を製作し、從來の權衡と共に使用せしむ。(現行布告) 六月

廿八日 度量衡取締條例一三五號改正す。(静岡縣令乙二二號)

同 十五年 四二五 八月一日、農商務省令第八號により、權衡製作免許鑑札下附さる。

(河瀨氏所藏文書) 同 十九年 四二六 萬國米突條約に加入す。(日本商業史)

同 廿四年 五二五 度量衡法制定さる。(同上) 右に依り製作人員を制限せず、一定資格

者に免許を與ふ。

同 廿六年 五二五 米突法、法律にて我國度量衡として採用せらる。尺貫法と併用す。

同 廿九年 五二六 河瀨氏、十五年八月下附の權衡製作免許鑑札を返納す。(河瀨氏所藏文書)

五月廿五日

同卅年五七五 度量衡法規則發布さる。(日本商) 自三月廿一日農商務省令第十一

號による本縣度量衡器定期檢定開始す。

同卅二年五九五 六月十日本縣訓令甲第十二號達取締規則施行手續に係る件發令あり。自十月十日

至十月十六日 營業者使用者につき各戸臨檢を行ふ。

同卅六年六三五 縣度量衡同業組合組織され、七間町二丁目に事務所を設置さる。

同四十二年六九五 十一月一日諭告第七號により度量衡法改正さる。

同四十三年七〇五 三月十一日度量衡器第一種取締に關する注意事項發令あり。

十月一日、度量衡器檢査に關する件發令あり。十二月卅一日、本日まで化學

用量器無檢定にて使用差支へなきこと規定さる。(度量衡法施行令第二三條行)

同四十四年七二五 六月一日、縣度量衡同業組合解散す。六月三十日、「ヤート・ボン

下」法度量衡器本日まで無檢定使用差支なきこと規定せらる。(度量衡法施行令第二三條行)

此年河瀬源右衛門氏外一名は衡器製作を、谷津文右衛門氏は度量衡販賣免許出願、何れも認可あり。

大正四年七五五 四月十五日、縣廳内に於て度量衡製作販賣業者大會開會さる。

同七年七八五 十月廿九日、日本度量衡協會静岡縣支部主催計量展覽會開會さる。

同十年八一五 四月十一日、法律第七一號により米突法専用法律公布さる。專任取締吏員を置く。

同十二年八三五 九月一日、本市度量衡取締規程告示第六四號 同取締手續廳中達第三號 發布さる。

同十三年八四五 四月十一日、日本度量衡協會静岡縣支部にて「メートル」デーを開催す。五月十四日、宣傳用活動寫真映畫を購入す。七月一日本日より「メー

トル法」實施となる。十一月十三日、本縣主催米突法度量衡講習會開催さる。

同十四年八五五 四月十一日同法發布紀念日 本市は日本度量衡協會静岡縣支部及警察署

と合同し、市内へ宣傳ビラを撒布し、尙縣廳前に懸賞問題を發表す。七八月中六

回計量及米突法宣傳活動寫真會開催さる。自九月廿三日七日間、本市商品陳

列所樓上に米突法展覽會開催さる。

第四項 醸造

清酒

清酒の起源は既刊の書によれば、徳川時代に初まつたらしく考へらる。即ち足利氏の末葉迄は何れも濁酒であつて、今の清酒は文祿慶長の頃二二五二一池田伊丹に於て始めて製出したやうである。

酒は江戸時代の初めに於ては、清酒の醸造未だ行はれず。概ね濁酒にして上樽諸白などの名あり。それさへ幕府は常に制限の方針を採りて、醸酒の石高及貯藏の數を檢束して濫造を許さず。殊に歳に凶歉ある時の如きは、第一の儉約令の制策を受くるものは醸酒にして、或は新造を停め、或は平年の半とすべしと命じたり。(齊藤隆三氏著近世日本世相史)

即ち幕府は醸酒について常に特別の注意をなしつゝあつた。駿國雜誌中、酒に關する項を抄録すれば、左の如くである。

安倍郡府中及諸村にあり。是謂ゆる地酒にして、氣味薄く濁り醋みありて美ならず。(中略)凡酒店にて酒を賣る、皆瓶に入柄杓を添出せり。樽に貯ふるは傍に積めり。其罎目一升は一升と云、五合を半と云、二合五勺を小半と云、餘は何合何

升と云通稱也。凡酒を造る悉く株ありて私に造るを禁せり。是を造り働く者を酔人たじ杜ぢといふ。毎歳秋に至て造り初め、八月十五日夜前後に出だす。是を新酒と號し、配りとして所々の知音に送進す。俗鬼殺と云是也。醒も早く、酔も早し。其價一升八十文、古酒に至て百四文を通例とす。今府中酒造林を持有者必ず松尾大明神市外沓谷愛宕神社山麓にあるを勸請し、常に燈を奉し、拜禮尊敬する事怠らず。是酒造の守護神也とぞ。

酒屋仲間

本市藤右衛門町長谷川清七氏方には、醸酒に關する諸記録がある。次の酒屋仲間株高覺は、享和元年二四六一に至り、番所宛に差出した書上である。人名は約五十名程あつて、煩はしいから都合上貳百石以上の者を次に掲げる。

酒屋仲間株高覺

一、六百五拾石 <small>株貳百五拾石</small>	宮ヶ崎町	六兵衛
一、四百石 <small>株貳百五拾石</small>	吳服町六丁目	庄三郎
一、參百七拾石 <small>株百六拾七石五斗</small>	安西四丁目	喜右衛門
一、參百拾五石 <small>株貳百五拾石</small>	江川町	正三郎

- 一、貳百七拾石石六拾貳 安西三丁目 與 七
- 一、貳百五拾石石百五 江川町 勘右衛門
- 一、貳百五拾石石百五 安西三丁目 久左衛門
- 一、貳百五拾石石拾 上桶星町 惣兵衛
- 一、貳百石拾石 本通五丁目 伊兵衛
- 一、貳百石拾石 同町 市郎右衛門
- 一、貳百石拾石 上桶屋町 次郎左衛門(以下省略)

右者此度酒株御改ニ付相糺申候處、書面之通相違無御座候。以上。

享和元酉年〇二四十月

多々良庄太郎

深江屋六兵衛

山内正三郎

御番所様

濫造御差留の願書

文化十一年七四には、酒屋仲間が連印で、次の濫造御差留の願書を町奉行所へ差

出した。

乍、恐以ニ書付ニ奉ニ願上候。

一、御府内ニ而酒造仕來候者共、前々より酒造株所持仕、先達而株御切手茂頂戴仕難有酒造渡世仕來候。然る所近來賣先不景氣ニ相成、渡世難取續難義至極仕候。尤去ル寅年〇文化三年一統御觸之後、於御府内ニ茂無株ニ而茂酒造相始候者茂御座候而、數年株持酒屋共商ひ仕來候賣先江猥リニ糶賣等仕、何事茂仲間取究等茂往届き兼ね、株持酒屋共相互に損毛多く、必至と難義仕候。猶又此上追々無株之酒造人出來候而は彌以難義至極仕候。依之乍、恐奉ニ願上候は、當御府内ニ而御番所様江不ニ申上ニ、株持酒屋共江茂相違候儀茂不仕、私ニ酒造相始候者共御差留被ニ成下置候様奉ニ願上候。尤此上新規酒造致度申出候者茂可成丈、仲間内ニ而休居候株讓受候様仕度、又無株ニ而茂株持酒屋共江對談之上、株持酒屋共加判仕御願申上、御免之上酒造相始候様、被ニ爲ニ仰付ニ被ニ下置候様奉ニ願上候。左候得ば何事茂申談、乍、恐月々奉ニ申上ニ相場等茂相違御座候而は奉ニ恐入候間、酒直段等一同不同無之様仕度、依之前文申上候通猥リニ酒造相始候

者共御差留被_レ成下_二候様、株持酒屋共一同乍_レ恐奉_三願上_一候。

右之趣被_レ爲_三聞召譯_一、以_二御慈悲願通被_レ爲_三仰付_一、猥_ニ酒造相始候者共御差留之程幾重に茂奉_三願上_一候。以上。

文化十一年_{〇二四}九月

酒屋仲間連印

御番所様

同年十一月に左の觸れが出た。

御觸流之控

今日年行事組合被_レ罷出、於_三御白洲殿様御直_ニ被_レ仰渡_一候者、去ル寅年_{〇文化三年}酒造之義_ニ付御觸有_レ之、酒造渡世勝手次第之事_ニ候得ば、以來酒造相始候者ハ、酒屋年番申談、番所江申出候上_ニ而相互_ニ申合糺賣不_レ致、相場等違無_レ之様可_レ致旨、惣町中江年行事可_レ相觸一段被_レ仰渡_一候_ニ付、此段御達申候。以上。

戊_{〇文化十一年}十一月四日

以下文化十三_{二七四}文政三八_{〇二四}各年に同様な願書が出て居る。

文化十三年に酒屋仲間が他國人の酒造株について協議し、當地同業者を保護した。

他國人の酒造株にのつて申合

酒屋仲間申合取究申候御儀、乍_レ恐奉_三書上_一候。

近年他國之者御當地江罷出、酒造仕度申候者御座候。右他國之者御當地罷出候共、借家住之内は酒造爲_レ仕申間敷候。勿論酒造株讓渡候義仕間敷候事。

酒造株之義他國之者江讓渡候義は、寛政五_{〇二四}年_{五三}御觸御座候而御法度之御儀_ニ付、他國之者御當地江罷出候而茂、借家住之内者相讓_レり候儀難_レ仕御儀_ニ奉_レ存候事。

一、右他國之者_ニ而茂、御當地に家調_レへ、家持人數に相成候上_ニ而酒造仕度申候者は、仲間一同相談之上、酒造株讓渡候共、又は無株_ニ而茂御願申上蒙_三御免_一酒造爲_レ仕可_レ申事。

一、酒造株貸借之儀、是又寛政元_{〇二四}年_{四九}御觸御座候而、一統御法度之御事に御座候。依_レ之他國之者御當地江罷出、當時休居候酒造人方江出店いたし、酒造株借度段申候共、貸株之儀ハ決_レ而仕間敷候事。

一、當時酒造人共所持之酒造株讓請人無_レ之難義之節は、酒造人仲間内江讓受置、追而本人又候酒造仕度節は、本人江相返酒造爲_レ仕可_レ申事。

右之趣、以來無_二異變_一様此度取究仕候。依_レ之酒造人共連印仕、乍_レ恐御訴奉_二申上_一候。以上。

文化十三年

酒直段の協定

文政三年_{八〇四}には、同業者が酒直段について次の如く協議した。

取究一札之事。

一、酒直段之義、前々より米相場高下に随ひ、其節之相談之上取極候通、一同相守商賣致來候處、近年猥に相成、右定直段不_二相用_一、我儘に拔賣糶賣等致候様相成、米相場に不拘自然と引合兼ね、相互に渡世に不_二相成_一難義至極致候に付、此度格別銘々申合候而酒直段取究候處承知いたし候。然る上は此度相立候相場堅相守、此上決して安賣拔賣致間敷候。萬一以來聊たりとも右規定に相背候者は、仲間中より如何様之義被_二申聞_一、又は品に寄、商賣被_二差留_一候共、其節に至り違背致間舖候。尤酒直段に不_レ限、何事及仲間一同申合之義少_レ異變致間敷候。爲_レ其一同取究致_二連印_一候處仍如_レ件。

文政三辰年十月

仲間一同連印

安政度仲問改正規定書

安政六年_{一五}三月には、仲間改正規定書が次のやうに出た。

酒造仲ケ間改正規定書。

一、近來酒造仲ケ間猥りに相成、前々行司方より申達置候規定書之趣意柄_茂忘却致し、一已之計らひを以て商賣致し候族も有_レ之哉、近年兎角に商賣筋_六々敷時節に差向、自然仲ケ間先規振合相崩し不_レ取締に成行、此上御上様より被_二仰渡_一候趣、並_二連月相場書上等之意味取失ひ候_一而者、彌以對_二御上様_一恐入候儀_茂出來可_レ申哉も難_レ計、行司方におゐても心配罷在之處、此度在方酒造仲ケ間方より行司方江頼出候者、在方仲ケ間之儀諸事未熟にて取締不行届に付、世話方相立諸向町方規定之通相守、取締いたし度段被_二申出_一候に付、今般町在酒造仲ケ間一同及_二相談_一決致候。

規定書 左之通り。

一、御公儀様御法度之趣堅相守可_レ申事。

一、酒造高御觸書之通三分一減、三分貳造相守、過造隱造等決而致間敷事。

附、酒造人之外卸賣致し候者之外、一同取引致間敷事。

一、新酒之儀、市中米穀拂底之時節者、差控可申、相場成行見計らひ、時宜に寄町在仲ケ間相談之上、相始め、賣出し取極め可申候。自儘にいたし候義決而不相成候事。

一、改正相場立方之儀、張出相場表より卸直段賣詰壹割安に急度相定仲ケ間一同不同無之様、正路に商賣いたし糶賣、拔賣等一切致間敷候。且樽切之儀五斗樽參合、壹斗樽貳合に相定、其餘我意之含を以て聊たり共定之外樽切堅致間敷候。計り立に而其家々之小印通符帳いつまでも、こまかに相印可申。右を以て何方に而も通用可致候。若亦入符有之候樽に而茂、多分之相違有之候は、其樽預り置、行司方へ相届可申事。

附、入符酒之義は張出し相場に而賣捌可申候。小賣無餘義直切られ候は、壹升より參升迄者小賣相場より一わり引遣し、其餘は不相成様、且小賣方並荷持之者入物持參いたし候共小詰酒相斷可申事。

一、小賣方引負有之、勘定相立不申候ハ、其人名前書を以て行司方江相届け仲間一同右の名前張出置、其人に者仲ケ間一切取引致間敷候。たとひ改名い

たし罷越候共、一兩度取引致候へば相知候に付、早速相斷賣買可申候。若又等閑に相心得取引致居候におゐては、元取引人其組合一同罷出及掛合、引負金は不及申、諸入用とも辨金爲致可申候。其筋違背申間敷事。

一、近頃清水湊へ下り酒折々入津有之、時に寄り、値安物等茂間々有之候ニ付、素人筋にて直安を以て小賣商賣相始め候族も有之、爲客寄不同之賣捌方有之哉ニ付、右方江は、町在仲ケ間一同取引致間敷事。

附、近來下り酒町在におゐて爲客寄、小うり直安に相始め候族も有之に付、酒造人有之候町在とも、其町所々酒造人熟談之上、小賣相始候者江茂取引可致、若又差障りも不厭不同之小うり方いたし候者えは、仲仲間一切取引不可致事。

右之條々、急度相守可申候。萬一心得違之者有之候ハ、其組合より申談猥ケ間敷儀無之様爲改可申候。若其上不相用ハ、無親疎酒造三ヶ年爲相休候段一同申合、行司方江申出取極候ニ付、聊違背申間敷候。依之改正規定連判仍如件。

安政六年三月

町方並ニ丸子宿

酒造仲ケ間連判

藤右衛門町 酒造人司 清左衛門

(長谷川清七橋本 保平兩氏所藏)

酒造減石の觸書

江戸時代暴風出水等の災害の時は、常に減石の御觸があつた。其の一、二の例を示さう。

覺

酒造之儀就而は去亥^{〇嘉永四年}三月中、酒造人共江申渡置趣茂有^{〇五年}之處、當年^{〇五}は稀成旱魃、其上兩度之暴風ニ而、餘程田作之障リニ相成候哉に相聞、去月^{〇九}以來別而米價引立、末々之ものに至り候而は可^レ爲^レ難義^レ事に候。酒造之儀は人命之助ニ茂不^レ相成^レ品にて、人氣に相關候に付、當年は只今迄造來米高之内、可^レ成丈減石可^レ致。尤減造いたし候共直段に差響候筋は無^レ之間、一分之利慾に不拘差働直段引下賣買可^レ致候。他國より買入候酒は、元附之直段に割合賣出し、都而相互正路に取計、高直にすべからず候。若過造隱造等致すにおゐては、其者は勿論、其所

之役人共迄吟味之上急度可^レ申付^レ候條、心得違無^レ之様可^レ致。

右之趣、惣町中並江尻清水丸子彌勒町江茂不^レ洩様相觸可^レ申候。尤御料宿村江茂

寺西直次郎方ニ而觸渡候間、其旨を可^レ相觸^レもの也。

子^{〇嘉永五年}十月廿五日 番 所

年 行 事

諸國酒造之義、三分一相減、三分二酒造可^レ致旨、天保十二丑年^{〇二五}相觸置候處、去未年^{〇弘化四年}關東筋出水等ニ而米價引上^レゲ候ニ付、關八州酒造半高造相觸候處、當申年^{〇萬延元年}上方東海道筋度々出水等有^レ之、引續米穀高直之趣相聞候間、迫而而沙汰候迄、諸國酒造之義銘々鑑札高之内半高相減半高酒造可^レ致候。尤隱造過造等無^レ之様取締方都而是迄之通相心得、彌嚴重改方可^レ申付。若隱造過造いたすにおゐては、其者は勿論、其所之役人迄吟味之上急度可^レ申付^レ候條、心得違ひ無^レ之様可^レ致候。

右之趣、諸國之御料私領寺社領共不^レ洩様、早々可^レ觸知^レもの也。

右之通可^レ被^レ相觸^レ候。

九月〇萬延元

(御帳觸)

造酒稅

慶應四年明治と改元五月廿七日の太政官布達で、左の通り造酒稅が定められた。

定

- 一、酒造之儀ハ古來ヨリ定法モ有レ之處、今般御一新ニ付鑑札御改被ニ仰出候間早々差出可申事。
 - 一、規定之外増造之儀ハ堅被禁候條於ニ其筋可遂ニ吟味事。
 - 但増造之儀其筋ヲ以願出候得バ、御糺之上其品ニヨリ可及ニ沙汰事。
 - 一、凶年ニハ分割ヲ以テ減造可致事。
 - 一、造酒百石ニ付金二十兩宛上納被ニ仰付候事。
 - 一、前年心得違ニテ規定之外、増造致シ鑑札取揚ニ相成候者共悔悟之上願出候ハ、百石ニ付金五十兩上納被ニ差免候事。
- 右雛形ニ準シ夫々其支配所ニテ割印・燒印共取極メ鑑札相渡、百石ニ付金二十兩宛取立之上上納可有レ之事。(雛形省略)
- 但其支配所ニテ酒造米高並名前書共委細帳面ニ認、鑑札料相添上納之事。

右之通被ニ仰出候間心得違無レ之様嚴重可ニ相守事。

尙又同年の戰亂・天災にて米價騰貴のため、左の通り減石の觸が出た。

當辰年之儀、國ニ寄、戰爭又ハ風水之災等モ有レ之、米價沸騰、諸民難澁之趣相聞候。依レ之當年酒造之儀元高之三分一仕込可申。萬一心得違過造等致し候者は、嚴重御咎可被ニ仰付候條、此段向々より酒造人共江可ニ相達候事。

辰 八月十三日

行政官

右之通、行政官より被ニ仰出候間、惣町中彌勒江茂不洩様可ニ相觸者也。

辰 九月十三日

町奉行所

町年寄

同二年も次の如き觸が出て、醸造業者を専ら戒めて居る。

酒造儀ニ付テハ、前々モ相觸候趣モ有レ之候處、當年之儀ハ諸國一般不作、米價追々沸騰ニ及ビ、下民難澁タルベク候間、向後及ニ沙汰候迄ハ、免許高之三分一造リト

相心得可申。萬一心得違之者有之、過造、密造等之所業致候者有之ニ於テハ、遂ニ吟味醸酒並造道具等取揚當人ハ勿論所役人迄急度嚴重之咎メ可申付候間、其旨相心得堅可相守者也。

十一月三日 民部省

右之通、被仰出候間、市中江不洩様可相觸者也。

十一月十四日

政事廳 刑法局

町年寄

其翌三年には、前年の減石觸が撤廢されて、平常通り醸造の觸が出た。

酒造之儀、當年諸作豊熟ニ付、免許高皆造被差許候事。

庚午^{○明治三年}九月 太政官

右之通、被仰出候間、市中江不洩様可相觸候也。

静岡藩廳

市政局

町年寄

右之通、被仰渡候間、相觸申候。以上。

午十月十一日

町會所

(一) 酒相場

今左に參考として、文久二年より明治四年に至る清酒相場を次に掲げやう。

年號	月日	並酒 _{金壹圓}	小賣 _{壹升}	備考
文久二二五	正・六	三四〇 _替	二二〇 _文	
	四・七	三〇〇	二四〇	
	十一・八	三四〇	二二〇	
同	三二五 四・八	三〇〇	二四〇	
	十二・三	三四〇	二二〇	
元治元二四	四・八	三〇〇	二四〇	御趣意ニ付直段引下ダ
	六・八	三三〇	二〇〇	
	九・八	三一〇	二二〇	
	十一・八	二七〇	二六〇	

慶應元 二五五	正・一〇	二五〇	二八〇
四・三	二三〇	三〇〇	
五・八	二一〇	三二〇	
七・六	一八〇	三八〇	
十・八	一六〇	四四八	
慶應二 二二六	二・九	一四五	五〇〇
五・八	一三〇	五六〇	
六・一	一二〇	六二〇	
九・五	一一〇	七〇〇	
慶應三 二二七	正・二九	〇八五	九二〇
四・九	〇八〇	一〇〇〇	
六・七	〇七五	一一〇〇	
明治元 二二八	二・八	一四〇	七四八
三・一	一五〇	八〇〇	

同 二二九	二・一	同 一〇〇	一、一〇〇
六・九	同 一〇〇	一、一二〇	
八・九	同 〇八七	一、〇四八	
同 三三〇	正・十一	同 〇七五	一、三三二
同 三二五	正・十一	〇九六	一、一二四
六・?	六・?	一〇七	一、〇〇〇
十二・二	十二・二	一九〇	五五六

醸造株鑑

あつた。

明治四年七月に、太政官から酒及醤油株鑑札渡方並税則について左の通り達があつた。
清濁酒・醤油醸造株鑑札渡方並税則ノ儀、是迄一定ノ成規無之、間々無鑑札ニテ自醸爲致候向々も有之哉之趣、元來收税は其事ヲ略治する之要費に供するの儀

に候處、右様税則及取締方法紛雜致候ては其弊害不少に付、今般改而國內齊一の規則、別紙之通確定相成候條、自今以後無鑑札にて醸造不相成は勿論、總て成規に遵ひ、犯違無之様、各管轄廳に於て取締可致候事。

今般清濁酒、其外銘酒類並醬油醸造御定税則御改正被仰出、從前之株鑑札都而廢止ニ致シ、更に免許鑑札大藏省租税司より引替可相渡間、是迄渡シ置候鑑札は不殘府縣管轄廳に於て取纏、當末年十月限り同省江可差出事。

但、鑑札壹枚毎に造人國郡村名前書小切ニ認め、且其管轄廳印を押し、鑑札相添可差出事。(以下文略)

右之趣、管内無遺漏可相觸事。

辛未 七月

民部省
大藏省

酒造仲間
規定連印帳

明治五年申年三月には、左の如く酒造仲間規定連印帳橋本保平を作つた。

一、酒造仲間之儀、前々規定相立居候得共、猶又今般酒造御改正ニ付、清濁酒味淋白酒銘酒醸造御規則被仰出候ニ付、酒造家一同ニ而仲間惣代取締奉願上候處、

御聞濟に相成取締被仰付。就而は向後過造隱造者勿論、規則に相觸候儀、決而致間敷候。毎年八月税金御上納之儀、御沙汰次第日限無滯、急度御上納可仕候。其節聊惣代衆中江御苦勞相掛け間敷候。依之一同連印規定取極候處如件。

明治五年申年三月

- | | | | | | |
|--------|----------|--------|---------|--------|---------|
| 吳服町一丁目 | 武田 仙藏 | 吳服町六丁目 | 杉村 久藏 | 兩替町二丁目 | 田中 利兵衛 |
| 兩替町五丁目 | 濱村 幸左衛門 | 下石町一丁目 | 倉澤 久右衛門 | 下石町三丁目 | 和田 平五郎 |
| 新通五丁目 | 奥田 八郎治 | 川越町 | 多々良 鐵太郎 | 安西四丁目 | 辻村 金兵衛 |
| 安西四丁目 | 橋本 富次郎 | 安西二丁目 | 田中 孫右衛門 | 茶町一丁目 | 安田 儀兵衛 |
| 藤右衛門町 | 長谷川 清左衛門 | 下魚町 | 八木 藤兵衛 | 譽田町 | 朝比奈 小平次 |
| 傳馬町 | 木原 權七 | 横内町 | 小林 伊兵衛 | 同 | 芹澤 秀次郎 |
| 馬場町 | 佐藤 平左衛門 | 宮ヶ崎町 | 森 六兵衛 | 安西三丁目 | 尾崎 清七 |

安西一丁目	山本喜平	下魚	八木伊之助	宮ヶ崎町	安本鶴吉
横内町	鍋屋常吉	同	米屋和吉	鑄物師町	佐藤又藏
御器屋町	杉山半治	兩替町二丁目	米屋安右衛門	札ノ辻町	藪崎榮次郎
江尻町	鹽津茂七郎	下魚	八木倉藏	安西五丁目	服部秀作
土太夫町	西野金藏	惣	代取締		
			寺町壹丁目		
			上桶屋町		
			材木町		
			橋本忠兵衛		

(原文一人)

(二) 酒相場

尙ほ明治六七年頃に於ける酒一石の價格は、左の如くであつた。

明治六年十月	清酒	六 ^円 二五〇	五 ^円 〇〇〇	ナシ	至自十月卅一日
		上	中	下	至自十一月廿一日

同	年十一月	地酒	五、五五五	四、五四五	ナシ	至自十一月廿一日
同	七年一月	清酒	七、一四二	六、二五〇	四、五四五	至自一月廿一日
同	年二月	清酒	七、一四五	六、二五〇	四、五四五	至自二月十一日
同	年四月	清酒	七、六九二	七、一四三	五、〇〇〇	至自三月十二日
同	年五月	清酒	八、三三三	七、六九二	五、二六三	至自五月十四日
同	年七月	清酒	八、六九五	八、三三三	五、二六三	至自七月十五日

酒造惣代

橋本忠兵衛
八木源兵衛
秋山忠助

静岡酒造
營業組合

明治十八年十二月に至り、静岡酒造營業組合規約が出来た。其規約中數箇條を次に抄録する。

第一章 組合ノ性質及名稱

第一條 當組合ハ酒造營業者ヲ以テ組織シ、其名稱ヲ静岡酒造營業組合ト稱ス。

第二章 組合ノ區域及事務所ノ位置

第二條 當組合ノ區域ハ有渡安倍兩郡ヲ以テ區域トス。事務所ヲ静岡四番町拾番地ニ假設ス。

第三章 目的及方法

第三條 當組合ハ酒造業者ヲ合同一致シ、酒造規則ヲ遵守シ、營業ノ利害得失ヲ研磨シ、上ハ國稅ノ義務ヲ全ウシ、下ハ犯則不正者ヲ制シ、外國ノ輸入ヲ防ギ、營業ノ隆盛ヲ謀ル目的ニシテ左ノ通り之ヲ實行ス。

第四條 營業上取締ノ爲メ、役員七名ヲ設ケ事務ヲ整理セシム。

第五條 組合所ハ酒造營業ニ關スル事件ハ之ヲ組合員ニ報告シ、廣ク酒造營業ニ注意シ、惡習ヲ矯正シ、利益ヲ計リ、營業上ニ注目スルコト。

第六條 毎年通常會又ハ臨時會ニ於テ決議ノ上、酒類賣捌價格表ヲ定メ、各醸造ノ品質ニ從ヒ、上中下卸小賣ノ代價ヲ定メ、組合所ノ印章ヲ押捺シ、各組合員ニ渡スモノトス。

第七條 組合員ハ組合所ヨリ受取リタル酒類賣捌價格表ヲ遵守シ、決シテ價格

外ニ賣捌ク可カラズ。

第八條 酒類ハ人身衛生上ニ於テ實ニ百藥ノ長害ヲ有スルモノナレバ、種々藥品ヲ混ジ、健康ヲ害シ、及ビ價格外ノ賣買ヲナスト認ムルトキハ、組合員ヨリ速ニ組合所ニ密告スベシ。

第九條 凡テ酒類營業者ノ妨害ヲナシ、無免許營業又ハ密造脫稅ヲ圖ル者アル時ハ、組合員ハ直チニ其筋へ密告スルモ妨ゲナシト雖モ、成ル可ク組合所ニ通報ス可シ。組合所ハ一應ノ説諭ヲ加へ、猶改メザル以上ハ組合所ヨリ其筋へ告訴スル事アルベシ。

但シ、至急ノ場合又ハ既ニ罪ヲ犯シタル者ト認ムルトキハ、直チニ検査員ニ密告スルモノトス。(以下省略)

右者明治十七年十二月、本縣甲第百廿八號御布達ニ基キ、酒造營業組合規約取設候間、御認可相成度此段奉願候也。

酒造稅は、天保十一年〇五に造石高百石に付金三分であつたが、明治年間に至り一石に付左の如く上騰した。

明治十一年	三二五 八二一	石	一	圓	明治廿九年	五二六 五六	石	七	圓
同十三年	四〇五	同	二	圓	同卅四年	六一五	同	十五	圓
同十五年	四二五	同	四	圓	同四十一年	六二五 八五	同	二十	圓

(石原保秀氏編著・米價の變遷)

静岡縣酒造組合

酒造業に關係する組合の主なるものは、左の如くである。

静岡縣酒造組合は明治卅八年三月の創立で、事務所は藤右衛門町に在る。明治四十年十月に本組合の主催で物産陳列館上に第一回の本縣下清酒品評會を開き、第二回は同四十三年十月に開き、以來隔年に開催した。近時日本醸造協會並に名古屋稅務監督局管内に於て、隔年酒類品評會を開催するため一時中止し、各支部で清酒品評會を開いた。又大正五年度より組合に於て良酒醸造の杜氏に對し、獎勵金並に表彰狀を交付して獎勵に努めて居る。

醤油

醤油醸造の起源は、遠く文武天皇の御宇「比志保」と稱した一種醪味種のものであつて、食物の調味に用ひたと云ふ。しかし日常の必需品として、合理的方法により醸造するに至つたのは徳川時代の初期らしい。(静岡縣産業調査書) けれども天保年間

に至つても未だ醤油醸造法が進歩の域に達し得なかつた。

安倍郡府中及諸村にあり。其氣味薄くして鹽梅をなすに至らず。故に調理

を好む者は必ず江戸より運送なさしむ。(駿國雜志)

醤油の種類には溜と稱するものがあるが、此は原料に小麥を用ひず、大豆のみを用ひたもので、常用の地方も舊來の慣習に依り愛知岐阜三重等の諸縣に多く、本縣にては濱名郡にて使用して居る。又白醤油と云ふのは小麥の代りに、むぎやすを用ひたもので、關西地方に多く使用して居る。(磯野新藏氏談)

醤油造人

次の如く記してある。

御府内醤油造渡世 拾六人 郷宿醤油屋 與七外七人

右惣代 本通二丁目 桑名屋次右衛門 外四人

明治四年四月には、醤油造渡世のものが三十八人あつて、惣代は左之通りであつた。

吳服町三丁目 横田吉右衛門 馬場町 桑原七兵衛

新通五丁目 村田辨藏 新通一丁目 稻森利兵衛

安西四丁目

築地 半次郎

茶町一丁目

大橋 善藏

本通二丁目

野呂源左衛門

醸造法の改良

醸造法は徳川時代より明治時代にかけて大體同様の方法をとつたが、明治四十一年頃に至り山田秀三、松崎源兵衛、陰山七五郎、長尾一郎、時田重平、山村九兵衛の六氏は、俗に「六名組」と稱して同法の研究をなし、種々改良方法を実施した。尙ほ大正七八年頃には、新進氣鋭の士が「少壯會」を組織して品質の改良を努めつゝある。
(陰山七五郎氏談) 主要原料の大豆は初め茨城・宮城縣地方産を、後に北海道十勝地方より満洲鐵嶺・朝鮮等の各地方に及び、小麥は縣内産を始め各地産を用ひ、鹽は從來赤穂産を用ひたが、關東洲産も輸入して居る。

組合

静岡縣醬油同業組合は明治卅三年の創立で、事務所は新通一丁目に在る。其の静岡支部は下八幡町にあつて、組合の創立は明治二十年頃で、始めは庵原安倍の二郡と静岡とを地域としたが、後に庵原は此の組合より分離した。尙同組合は同四十年十二月に農學博士鈴木梅太郎、工學博士喜多源光の兩氏を聘し、講演會を開催した時を始めとして、各地に品評會を開催して居る。醸造石數は明治廿六年頃五

千五百石内外であつたが、漸次増加し、大正三年頃には一萬石に至り、現今(昭和)は一萬五千石内外に及んで居る。

附 清涼飲料水

清涼飲料水の製造

本市の清涼飲料水製造業は、明治廿四年に、佐藤彌作が「佐藤ラムネ」の製造を始め、めたのを嚆矢とし、同四十四年に旗印・シャンペン・サイダー及同印果實蜜を製造し、更に昭和三年には新飲料「セーセート」を製造販賣して居るが、一般民衆の嗜好に投じ、斯業の發展を促し、逐年同業者及び生産額を増進するに至り、ラムネ・サイダーの如きは何れも一千石以上に及んで居る。又駿陽飲料株式會社馬淵も同様にサイダー・ラムネ・果實蜜を製造して居る。我國としては、日露戰役頃、横濱に於て軍艦サイダー・金線サイダーを製造したのが始であると云ふ。尙ほ昭和元年よりは新に課税せらるゝに至つた。

組合

清涼飲料水に關する組合としては、中駿清涼飲料水製造業組合があつて、大正十五年六月に設置され、組合地區は静岡・清水兩市と安倍・庵原の二郡とし、事務所は上石町二丁目に在る。

第五項 絞油

絞油につきては油屋役の事が資料第一卷六四七頁に記され郷土との關係が古い。今寶曆四年一四に於ける相場を記録によつて次に掲げる。

	二月	閏二月	三月	四月	五月
下り油	一五 ^升 五 二九四文	一六 ^升 〇 二八四文	一六 ^升 〇 二八四文	一五 ^升 五 二九〇文	一六 ^升 〇 二八四文
上燈油	一六 ^升 五 二六四	一七〇 二六四	一七〇 二六四	一六 ^升 五 二七六	一七〇 二六八
次燈油	一七 ^升 五 二五六	一八 ^升 五 二四六	一八 ^升 五 二四六	一八〇 二五六	一八〇 二五六

(市役所藏 萬留帳)

又、同九年一四に至り次の如き觸が出た。

燈油之儀寛保三亥年〇三二四に茂相觸候通、油直段高直ニ而諸人難儀ニ相成候故、國々より菜種作増大坂表江積廻、油直段下直ニ可ニ相成處、近年又候猥ニ相成、大坂江積廻候菜種無數ニ而油高直ニ候。尤豊凶にも可ニ依事に候得共、是まで直段格別下直と申儀にも無之ニ付、國々より大坂へ積上せ候油種、先年の通、攝州兵庫西宮並紀州・中國筋・西國筋にて絞候油賣拂候節は、右之國々之分は江戸表江不致直積廻、且菜種等之儀も、随分作増大坂江積上せ可ニ賣買候。綿實之儀も近年専水油に絞出、菜種同様之事に候上は、向後大坂綿實問屋相定候間、右問屋之内江積登せ可ニ申候。諸事菜種同様ニ相心得可ニ申候。

右之趣、此度改相觸候上は大坂江積上せ之菜種綿實他所に而、猥ニ道買、或は解下買、且隱絞リ致間敷候。勿論大坂表問屋共、菜種賣買込升之紛敷儀、伺後不爲致。尤是迄取扱候口錢懸リ物迄も、今般相改引下ケ大坂問屋々々にて明細に懸札ニ記差置、無謂餘計之掛物無之様取計聊疑敷儀致間敷候。若用ひざる族於有之者、遂ニ吟味曲事に可ニ申付候條、諸國一統急度可ニ相守候。

右之通御料ハ御代官私領は地頭より可觸者也。

八月

右之通可被相觸候。

右之通此度江戸より申來候間、急度相守、船頭の不まち荷杯と申候とも決而相求申間敷候。

右之趣惣町中並江尻宿丸子宿清水町彌勒町江も急度可相觸者也。

卯寶曆九年九月十日

番所

年行持

(山口鉞三郎氏所藏御觸書)

明和時代の油問屋

次に明和元年二四に府中二十八軒の油問屋が新規増設禁止願書を次のやうに差出したが、採用されなかつた。

一、當町中油屋當時貳拾八軒有之、右油屋仲間之内に而當番相定月々寄合、江戸、

大坂之油相場引合候上ニ而、當所相場吟味仕り月々年行事迄差出來候。然處當町油屋多く有之、其上新油屋出來、油種買入之時節ニ至リ糶買等致し、油種格別高直ニ罷成候ニ付、乍恐商賣ニ引合兼難義仕候。畢竟新油屋出來、其者篤と油商賣手段不奉存候ニ付、有來候油屋より仕入置候油種致糶買相互之商賣差障リニ罷在、剩新規に相始候新油屋高直成油種買入候ニ付中々仕合に不_三相成、漸々三四年宛致商賣相續不仕候。乍恐此以後新規に油屋出來候得者、江戸大坂之相場より自然と油高直に相當、有來候油屋差障に罷成候に付、乍恐御慈悲を以て、右貳拾八軒に謬み、油屋被爲仰付被下候様、幾重にも奉願上候。右之趣被爲聞召譯御慈悲之御意奉願上候。以上。

明和元年申閏十二月十八日

宮ヶ崎町

瓦屋 與兵衛

馬場町

瓦屋清左衛門

茶町壹丁目

村田屋七郎治

奥服町貳丁目

金屋惣左衛門

兩替町三丁目

丹波屋傳六

人宿町三丁目

吉田屋權左衛門

吳服町六丁目	多々良太兵衛	江川町	吉津屋彌兵衛
横内町	三國屋五郎右衛門	七間町三丁目	平戸屋大治郎
本通五丁目	森屋吉兵衛	同	油屋平七
新通五丁目	油屋喜兵衛	同	大木屋半兵衛
兩替町壹丁目	吉田屋七兵衛	袖木町	長嶋屋源左衛門
宮ヶ崎町	深江屋幸助	草深町	油屋傳兵衛
安西貳丁目	鯛屋治左衛門	同	油屋清藏
同	四丁目	吳服町四丁目	建穂屋市右衛門
同	五丁目	鑄物師町	中村屋與兵衛
上横田町	遠州屋四平	片羽町	油屋市郎兵衛
油屋幸藏			

札之辻町當番

吉田屋權七郎

安西四丁目當番

油屋久左衛門

御番所様

覺

一、當所油屋より右之通願出候ニ付、今日被ニ仰付候者、願之通申付候ても差障儀有之候哉。又者無之候哉。請印致差出候様被ニ仰付候。依之銘々御町内得と有無御聞届被レ成、明後廿五日五ツ時、いかづち迄御寄合可レ被レ成候。尤印形御持參可レ被レ成候。以上。

申閏十二月廿一日

吳服町六丁目

年

行

事

乍レ恐以ニ書付ニ御尋申上候御事。

今度當町油屋貳拾八軒之者共より願書差上候ニ付、町中相障ニ成候哉否御答申上候様被レ爲ニ仰付候。右油屋廿八軒ニ相究候而は町々ニ而日々小買に相調候類、末々自然と直段も相締り高直に相成可レ申哉。左候而は甚難義之筋に御座候。並於ニ町々ニ油種買出し申候輕き小商人、絞油屋家賦相定候上は、渡世狭く相成難

儀可仕哉と奉存候。右町中丁頭共寄合相談仕候趣、爲惣代一年行事より乍恐御請奉申上候。以上。

申聞十二月廿二日

吳服町 年行司 利兵衛

江川町 同 助兵衛

御番所様

前書之通、町中相談之上爲惣代一年行事より御番所様江御請奉申上候ニ付、町中丁頭衆中より年行事方へ惣連判取置之申候。以上。

明和元年申聞十二月廿三日

年行事 吳服町 丁頭 利兵衛

江川町 同 助兵衛

尙ほ天保頃に於ける府中の油の種類價格油屋等は左の通りであつた。

（上略）今府中商賣する所は胡麻油一升の價五文、菜種油一升の價三匁五分、毒荏油一升の價六十文、魚油一升の價不明、他魚油は當所是等なり。府中油の株二十四株あり。

内四株今休。

宮ヶ崎町 瓦屋 與兵衛

同 深江屋 幸助

同 大黒屋市郎兵衛

片羽町 板屋 忠七

安倍町 油屋 忠七

安西三丁目 甲州屋利右衛門

安西五丁目 油屋 藤助

土太夫町 萩原屋伊右衛門

土太夫町 萩原屋四郎兵衛

上桶屋町 麴屋 太兵衛

上肴店 遠州屋平左衛門

吳服町四丁目 建穂屋仁右衛門

吳服町五丁目 遠州屋四郎兵衛

江川町 鐵屋 十兵衛

江尻町 肴屋 平八

下石町二丁目 丹波屋 惣七

兩替町五丁目 池田屋 權次郎

新通五丁目 油屋 喜兵衛

本通二丁目 桑名屋 與兵衛

上横田町 中村屋 惣兵衛

元治元年二四五五月頃の油相場は、左の通りである。

四月相場

上燈油	金壹兩ニ付	壹升ニ付	備
並燈油	六 ^升 六五 <small>先月ニ比シ 貳合八勺高</small>	一、〇〇〇文	金壹兩ニ付
胡麻油	七三九 <small>同合六勺高</small>	九〇〇	銀 六〇匁
荏油	六〇四五 <small>同合四勺五才高</small>	一、一〇〇	切貨 一二文
	七〇七五 <small>同合七勺五才高</small>	九四〇	錢 六 ^貫 六四八文

五月相場

上燈油	金壹兩ニ付	壹升ニ付	備
並燈油	六 ^升 六五 <small>先月ニ比シ 同合六勺高</small>	一、〇〇〇	金壹兩ニ付
胡麻油	六九三 <small>同合八勺五才高</small>	九六〇	銀 六〇匁
荏油	五三六 <small>同合六勺五才高</small>	一、二四〇	切貨 一二文
	六五一 <small>同合六勺五才高</small>	一、〇二〇	錢 六 ^貫 六五〇文

(野崎彦左衛門藏書)

慶應三年二二五五の相場は左の通り。

上燈油	金壹兩ニ付	小賣一升ニ付	備
並燈油	四〇〇 <small>升</small>	二 ^貫 三四八文	銀 六〇匁
胡麻油	五二二	一八〇〇	切貨 一二文
荏油	三八〇	二五〇〇	錢 九 ^貫 四〇〇文
	四五一	二〇八四	

考

明治三年三〇五十月廿六日に町會所に出した相場表がある。

上燈油	金壹兩ニ付	一升ニ付
桐水油	二 ^升 五	二四 ^匁 〇
胡麻油	三四二八	一七五
荏油	二〇	三〇〇
西洋油	二八	二一四
	三四二八	一七五

此時金壹兩ニ付錢十貫五百文で、馬場町伊豆屋政七安倍町白木屋傳左衛門兩家の報告である。

明治四年には太政官より次の通り達が出た。

營絞油業之儀は、鑑札並稅則等は迄一定之成規無之、冥加永興唱へ相納候分は輕重有之、或は生菜種等ニ而相納候向も有之、一定不致候ニ付、自今改めて國內齊一之規則別紙之通り確定相成候條、來申年より無鑑札ニ而製造不_レ相成_レは勿論總而成規ニ從ひ違犯無_レ之様、各管轄應におゐて取締可_レ致事。

規則

今般絞_リ油稅則改_而被_レ仰出_一別紙雛形ノ通、都而免許鑑札大藏省ヨリ可_レ相渡_一候間、從前之鑑札は其管轄應江取纏、稼人國郡村町名前等巨細取調書ヲ以テ、可_レ申立、且從前鑑札之分は其應におゐて燒捨可_レ申事。

一、府縣管下ニ而從來冥加永相納、無鑑札にて絞_リ來候者は、從前之營業高器械之大小取調新規鑑札相渡、稼高並國郡村町名前取調可_レ差出_一事。

一、新規免許相願候者有_レ之候ハ、其管轄應ニ於て聞届鑑札相渡、當人國郡村町名前

等巨細取調一ヶ年一纏ニ致、納稅之節一同大藏省へ可_レ差出_一事。

一、新規免許鑑札相渡候、就而は免許料として、鑑札壹枚ニ付金壹兩貳分ヅ、一時上納可_レ申付_一事。

但、是迄鑑札相渡置候者、古鑑札引換並從來冥加永相納來候者は、都て免許料相調るニ不_レ及候間、其次第丁寧ニ調分可_レ申出_一事。

一、絞油免許鑑札は、毎年四月中其管轄應ニ於て相改可_レ申、萬一燒失、流失、盜難等ニ而失候儀有_レ之、其段申出候ハ、事實巨細取調鑑札可_レ相渡_一候。尤新規願受候節之免許料半數上納可_レ申付_一事。

一、器械他人江讓渡候義願出候ハ、其管轄應ニ於て聞届鑑札引換相渡可_レ申、當人國郡村町名前明細ニ取調、一ヶ年一纏ニ致し、舊鑑札相添稅金之節可_レ差出_一事。但、手數料として、新規免許料之半數上納可_レ致事。

一、絞油稅之義ハ、年々四月中鑑札改之節、壹斗絞_リ器械ニ付、一ヶ年稅金壹兩ヅ、之割合ヲ以テ、器械之大小ニ應じ取立可_レ申事。

但、管内器械絞_リ高等檢査之爲め、臨時見廻可_レ致事。

一、免許鑑札願受候者、向後廢業致し度候ハ、其管轄廳ニ於て聞届、鑑札取上ゲ壹ケ年取纏可ニ申立事。

但壹ケ年休業之向は鑑札不及ニ取上、尤休業三ケ年ニ到候ハ、鑑札可ニ取上事。

附、休業之節は税金取立不及事。

一、右ニ掲る鑑札ハ、凡積ヲ以其管轄廳へ可ニ相渡置候間、收與之儀詳明に取調、税金納之節可ニ申立事。

一、各管内無鑑札にて絞油いたし候者、並免許高より餘分之絞り方致し候もの有之候ハ、其器械取上ゲ、免許料十倍之科料金可ニ申付事。

一、右免許鑑札は、自己之相對ヲ以テ、他人江借貸は決而不相同候事。

但、萬一私ニ借貸致候者有之、相顯るゝに於ては免許料五倍ヅ、之過料金、双方より取立、職業差留可ニ申事。

一、右税金相納候に付而は、是迄相納來り候冥加永並生業菜種、其外其地方仕來收税等は向後不及ニ上納事。

右之通り規則相定候間、各地方官ニ於テ成規照準シ取締可致、且免許料並油絞り收税其外科料金等ハ精細分簿冊ニ記載し、年々八月中大藏省へ可ニ相納事。

辛未 九月 大藏省

右之通り、被命候間、此段相達候。以上。

辛未 十一月 町會所

鑑札雛形左記之通り。

〔程村紙六ツ切ノ事〕

面	表
第何號	割印
絞油器械何斗絞鑑札	
何府管下何國何郡何町村	
何 某	
裏	面
印 割	免 許
大藏省 租稅寮	
印	

第六項 製紙

製紙の起原

製紙は駿河國として起源が古く、延喜式にも駿河國より紙を貢する事が見え、既に一千有餘年の昔より、各地方に産し商品として現れた。次で延應元年九一八の鎌倉幕府用のものに、「駿河半紙」の四字が斷口に印してあつたといふ。駿河染名所記には、「安倍市里人、目指籠、小櫛笥紙まがり、蓮の敷珠など商ふ。いづれも名物なり。」とあつて、名物として市場に出た。昔は原料を専ら楮にとつたが、後には三極を之に用ふるに至つた。其の楮を原料とした時代の紙の種類は左の如くであつた。

茶紙 又厚紙とも云つて、茶袋に使用した。

左束紙 庵原郡兩河内村和田島左束なるもの、始めて製造したといふ。

疊紙縁 楮紙の反古を重ね、柿澁を塗りて作り布の疊縁と同様に用ひた。

桐油合羽 此も楮紙を原料として古くから作つた、(本縣産業調査書及縣勢要覽等)

三極を原料としたのは、次の如く明和か天明年代と思はれる。安倍郡誌によれば明和年間二四三-二四四に、甲州市川の人某が、富士の裾野を廻り庵原郡和田島西河

内に移住し、三極を原料として抄造し、和田島紙と云つたが、一般には駿河半紙と知られ、各所へ擴まり始め稍褐色の小半紙であつた事を記してある。尙ほ此の起源につきて次の説もある。

駿河は天明二四四-二四八の頃、駿東郡原村に住せし幕府の旗下岡野某の家來渡邊兵左衛門が、偶々富士山麓に於て一奇樹を發見し、これを檢するに纖維緻密にして其質紙料に適するを悟り更に數株を採集して紙を製するに、果して善良なるものを得しかば、其奇樹を三極と名付け、近隣の農民に勸めて培養せしめしに、數年ならずして繁殖し、天保二四九-三〇一のころには郡内四十餘村に及び、其後廣く江戸地方へ販賣して、駿河半紙と稱するに至れり。云々。(文學博士横井史業)

此の原料で、粘入大半紙、小半紙、半切紙、五色紙、青柿色等の紙を造つた。

又、此の天明頃より府内で、反古紙を漉いて龜末な漉返紙を造り初めた事が、駿河國新風土記に見えて居る。

次ぎに寛政二年五二四-同三年五一四に於ける紙相場を示さう。

	寛政二年	同	三年
さぶか紙	七五〇 <small>文ヨリ</small>	六四六 <small>文ヨリ</small>	
小半紙	一四	一三	
大半紙	二二	二〇	
糊入紙	東一 三九 <small>匁</small>	三九 <small>匁</small>	三五 <small>匁</small>

(野崎彦左衛門氏所藏記録)

尙、元治元年^{二五}六月に於ける紙壹帖の價は、小半紙十五文大半紙の上が三十二文中が二十七文漉返紙が十九文と記してあつた。(長谷川清七氏所藏記録)

駿河半紙は明治^{十二三}年頃になり、純白な半紙に改良し、薬製半紙改良半紙と稱するに至つた。(静岡縣産業調査書) 尙ほ現時本市にて製造販賣せらるゝものは主として改良半紙の外美濃紙生紙と傘紙厚紙と左東コツビー紙等である。又鳥ノ子紙抄造として馬淵に三立商會製紙工場があり、紙テープ抄造に賤機製紙株式會社があり、其他二三の工場があつて種々製品を出して居る。販路は左東厚紙等は概ね縣内、

工業試験場製紙部

半紙、美濃紙等は多く縣外で、鳥ノ子コツビー紙等は横濱、神戸各港を経て、海外に輸出して居る。

縣立工業試験場製紙部 縣下製紙工業の指導機關として、明治三十九年三月本場に製紙部を設け、製紙試験製紙技術の研究改良叩解機の普及、乾燥機の設備講習講話會の開設、機械の貸與、見本品の配付、工場の設計指導等其他諸般の事項に亘りて斯業の改善進歩に努力しつゝある。

静岡市製紙同業組合

静岡市製紙同業組合 元手漉製紙の小規模の家内工業の時代は組合の必要がなかつたが、同廿七年縣令に基き、静岡縣紙業組合取締所が設けられ、都市に紙業組合が置かるゝに至つて大に斯業の改良に努め發達を期したが、時機尙ほ早く、工場的組織を以て經營するものが僅少で、此の組合も同四十三年の縣令で廢止された。猶同年十月卅一日佐野喜久藏外七名より、本市製紙同業組合設立の認可申請をした所、翌四十四年三月十日に認可となつた。爾來製紙事業の改良統一を計り、或は共同叩解工場を奨勵し、或は製紙乾燥機の普及を計つて同業者の發奮を促し、規模の擴張を計つた。斯くて大正三年以降、紙價の好況に伴ひ需用も増加し、各地に製

紙工場を組織し、從來家内工業として何等設備のなかつた地方まで、製紙家が續出して副業より專業に移るもの多きに至つた。尙ほ明治四十五年四月五日より同月廿五日まで三週間本市の外安倍庵原の一市二郡の三製紙同業組合の主催で、全國製紙共進會を物産陳列館樓上に開き、斯業の發展に資した事がある。

附 紙 子

又、紙絹、紙衣、楮衣、加美古などかく。

紙子紙子は徳川時代に於ける駿府の紙に關する特産であつた。起源は駿河國新風土記駿河記等に次の如く見える。

寛永年中二二〇八〇三由比氏の浪人八幡村今市に住し、初めて安倍山中より出づる楮紙を以て紙衣を作る事を工夫し、之を製して府の新谷町にて賣出し、より府中の産物となりて往還通りに之を製造し且つ賣る人多くなれり。云々。以後名産として其名高く、寛文年間二二三三二二に於ける淺井了意の、『東海道名所記』には紙子の名所と記し、貞享五年二二八三板の井原西鶴の、『日本永代藏』三卷「紙子身代の破れ時」の條には、紙子を取つて一個の商人氣質を點出して居る。元祿三年二五〇三板の遠近道印著の、『東海道分間繪圖』には、阿部川名物に記し、翌四年二五〇三

開板の磯貝舟也著の『日本賀濃子』には、しづはた紙子とも云ふ事と、これよりたばこ入を作る事を記し、元祿八年二五三三板の西鶴『俗つれづれ』四卷「孝と不孝の中に立つ武士」の條には、之を小説化し、猶挿畫も紙子賣りの商家が軒を列べ、看牌に、「根本ちりめん紙子有」「あべ川根本ちりめんしぼりかみこ有」など記してあつたといふ。後正徳三年二七三三の寺島良安著『和漢三才圖繪』にもあべ川を紙衣の産地に入れてある。安倍川は古來東海道の要路に當り、交通も頻繁であつたので、土産物として需要の多かつたことであらう。後には文化五年二六八四發兌の諸國懷寶道中記天保十三〇二二五出版の東海兩道中懷寶圖鑑にも紙子の産地と記し、其他駿河國志、駿國雜志、駿河記、駿河國雜志、駿河風土記等何れにも所載してある。かくの如く徳川時代の名物として世上に持囃された紙子の原料は、どこから供給されたか不明であるが、恐らくは藁科邊から出たものではなからうか。

尙ほ紙子の製法用途につき、法月俊郎氏の説によれば、「紙子の法製は厚い白紙をつなぎ柿澁を塗り、幾度となく日に晒乾したのち一夜露ぼしとなし、それを足で踏み、兩手にて揉み柔げたもので衣服を製し、中には白紙子とて澁を塗らぬものも

製法用途

あつた。又縮緬じわをつけるには、その夜露にしめさせたものを、矢竹の如きものに巻き付けてしわを寄せ、縦横十文字によくしめよせて揉やはらげ、又しめしをかけ幅をのしでたゞみつけたるものを砧にて打つのであるが、水に入れても少しも損せぬのは、蒟蒻玉糊の爲めである。この蒟蒻玉糊の製法は、蒟蒻の根を洗つてよく煮て皮をむき、水氣を入れずして摺鉢にてよく摺りて糊とするのである。紙子の用途は衣服にする以外に、足袋なども作つたもので、殊に製造が女人の手に觸れなくても出来るので、僧侶とか世捨人は殊に使用したもので、此の外紙子羽織疊のへりなどに用ひた。昔は紙子賣といふ行商があつたから、無論駿府からも行商に出かけ、江戸の町々へも賣り歩いたと思はれる。』とある。

阿部川の春の水や古紙衣 宗 因
紙子屋に冬はと問し山路哉 尺 草
東路の夜露戀たる紙子かな 鬼 貫
旅人の土産は暑し夏紙子 信 水
賤機や紙子もむ日の袖に蝶 左 更

坂越えて時雨ふりきぬ紙子うる、安倍の市人たちさわぐらん。

(東海驛路狂歌壽娛
録の淺裏庵の狂歌)

第七項 皮革

皮革業の保護

皮革業は比較的古い生業で、戦國時代には全く必要缺く可からざるものとなり、武人が頻に之を保護した。彼の今川義元の之を保護した事は、既に資料第二卷四六三四頁に述べてある通りである。

幸に之に關する古文書は、新通六丁目七條文作氏方に保存されてある。其の年月日を列記すると次の通りである。

大永六年二一六六月十二日 享祿元年二一八十月十八日
天文十三年二二四四月廿七日 同十八二二〇八月廿四日
同 廿年二二二十二月晦日 永祿二年二二九八月八日 (第一卷所載)
天正二年二二四十二月十日 天正七年二二九十一月十三日

慶長以後、諸侯・武士は馬鞍を飾るに革を用ひ、金革を造り、武人は革袴を著け、革足袋を穿いた。次いで町人も、之れを巾着にして腰に帯び、此技工(染革)の爲め染革

江戸時代の皮革

工技術が進歩した。而して紋百爾齊亞革黒百爾齊亞革篩斗目の水牛皮新ウスカ
ウヘシヤ革紋小豆革黒聖多默革等の精巧なるものが出来た。然るに明暦以後は
革足袋も革袴も廢れ、亦革工の業も衰微した。延寶年間、鼻紙袋の嗜好が生ずると
共に、又衰頹した製革業は復活して、播磨の革工は紅革を發明して毆米式を模し、享
保安永寛政時代は頻りに舶來革擬ひのものを作り出して、七寶印度革印花革大明
革などが現はれた。煙草入れの流行するや、染革を以て之を拵へるなど、革の需要
は益々多くなり、一段の進歩があつた。加之江戸人の多くが雪踏を求め、關係上、
革の需要を増大し、町人の防火衣としての革羽織の流行は、江戸に新町と云ふ革工
の集團を見るに至つたと云ふ。

駿府に於ける皮革に關する記録に次の如きものがある。
其首領を彦助又彦と云ふ。韋柔革を造り雪踏を製し、皮鼻緒を造るを家業と
す。今川家治國の頃より代々相繼いで屠兒の長たり。慶長年中神祖御在城の
時、御朱印を給はりて、國中毛皮の御用を勤む。子孫今に此一町を屋敷として屠
兒を置き長と成りて毛革の事を司る。凡そ牛馬の斃れたるを聞けば、即ち來り

笋皮賣出
禁止の觸

て皮を剥ぐ。もし此事を捨てざる先に、其主より告ぐれば、其の皮を剥取るの後、
雪踏一足半を携へ來りて、其主に贈り、以て告ぐるを謝するを掟とす。其の一足
と半を贈るは、二度かくの如き時は三足に滿つ。是れ後告ぐを頼むの意なりと
ぞ。云々。(駿國
雜志)

覺

後嘉永年間には、笋皮を他國へ賣出し禁止の觸れが、左の通りあつた。
笋皮之儀、在方之者と引合、他國江賣出申間敷旨、先年より度々相觸置候處、近年笋
皮拂底ニ相成、出方少く、在方へ買出しに罷越候而、茂町方之者より入錢等致し置
候付、不賣渡一渡世差支難澁之旨、毛皮町源次郎願出候。右は在方江入錢いたし、
笋皮買出、他國へ相廻候故、毛皮町之者江賣捌不致趣ニ相聞、如何之事に候。先年
相觸置候通、他國へ賣出候儀、堅致間敷候。右隱ニ而賣出候者、於有之者、急度申付
候條、其旨可ニ相心得候。

右之趣惣町中、彌勒町江茂急度可ニ相觸者也。

子○嘉永五七月八日 番 所

附 畜 産

畜産

畜産關係の記録は乏しく、只延喜式の制に御牧諸國牧・近都牧の三種類がある、中諸國牧中に駿河國の名が見える位である。近世に至つては安倍郡地方が原野が豊富で、地味が肥沃の爲めに、雜草が相應にあつて、家畜飼料に充分であつたから、次第に牛馬の飼養が盛んとなつた。徳川時代に至り養牛が農家の副業として有利なるを知り、東北三州伊豆地方の牡牛を移入して農耕に使用したといふ。又當時は交通機關不備のため、牛脊により貨物を輸送し、或は牛車を輓かせたりして勞役に使用した。

家禽

家禽中古來飼養の盛なのは雞、鶩で雞は豊田・安東を始め、千代田・賤機・長田村地方に多く、鶩は豊田・大里を始め、千代田・麻機村等の河川地沼に臨める所々に多く飼養される。殊に雞は近年當業者が時々家禽品評會を開く事により、漸く品種が改良されるやうになつた。

牛馬市取締規則は、明治廿二年三月八日縣令第七號を以て規定された。尙ほ畜牛結

核病豫防検査は同卅六年五月三十日發令の農商務省令第四號畜牛結核病豫防法施行細則によつて、同年十二月本縣検査員及び警察吏員立會の上、市内各飼養者の厩舎につき検査を執行した。

又明治四十一年に至り、産業組合法により、靜岡家禽購買販賣組合が本市及千代田・長田兩村を區域として、石川政吉外六名が設立認可の申請をなし、同年九月廿九日に認可となつたが、同四十四年一月に至り解散する事となつた。

第八項 賤機燒

賤機燒の起源

駿府産の陶器、即ち賤機産の起源には數説があり、眞偽は確實でないが、兎に角資料として掲げる。

其一 今を去る九百餘年の昔、甲斐守源頼信が勅命により、奥州の叛賊を征討の爲め下向の砌、其の一族武運拙くして敗れ、都へ引返す途中道を失ひ、遂に賤機山に留り山の土を採ね器を造る事を始め、地を卜して農となり、世を忍ぶ身の姓を太田と稱し、爾來一門今の御器屋町邊に住み、子孫相續き數百年に及び、堅忍

熟練の功を積み、陶器製出に力を盡したといふ。

其二 元龜三年三二月三方原の戦に、徳川家康戦利あらず、濱松城に歸り、武田勢之を取圍む。時に一將俗に酒井左衛門尉は奇智を以て城門を押開き、太鼓を打鳴らし、鬼は外福は内と唱へ、城内にて鬼瓦を杯に代へて酒を酌んだ。會駿府にて土器製作を業とする太田某の裔七郎右衛門又七郎左衛門が陣中にて此の吉瑞に因み、外部は鬼面、内部は福面を畫いた三組の盃を作り獻じ、大に家康より賞せられた。軍收まり後、賤機山麓に御朱印地二十五石を賜はり、名をしづはた焼と名付けられたといふ。

其三 安倍郡志豆機山機山賤の麓にあり。名産とす。慶長年中神祖御在城の時、専ら此所に於て陶器を焼きたり。故に其名高し。今猶久能山御土器を製作して奉るを例とす。是れ此の遺風也。所謂樂焼にして此山の土を用ふるにはあらず。近歲廢れたりといへども本竈存せり。云々。(駿國志)

其四 駿河國府中ノ邊、其ノ創始、寛永ノ末年ニアリト云フ。乍併今日多ク見ルトコロノモノハ、天保頃ノ品デ、交趾風ノ陶器デ、釉ニ由ツテハ一見樂焼ニ似タモノデアアル。云々。(日本陶器史 帝室博物館評議員今泉雄作氏其他編)

尙、慶長の頃は土器も御器と云つた。(上略) 慶長の頃まで土器をも御器と稱し、淺間土器師此地に住し、其給料の田を御器屋免と稱す。世に賤機焼と云ふ陶工なり。(駿河志料)

地陶土の産

當地附近の陶土の産地として、有名であつたのは大谷村で、同村宮川に窯址のあつた事は第一巻にも記してあるが、尙ほ此等に關する文献を次に擧げやう。

宮川片山 土地ニ埴ヲ出ダシテ其性瓦ヲ作ルニヨロシクシテ、今ニ瓦ヲ焼クモノアリ。云々。(駿河國新風土記)

大谷埴土 此地ノ埴土、陶器ヲツクルニヨロシク、往昔陶工コ、ニスメルコトアリ。後ニ遠江國質侶ニウツリ、此點ハ信今ニ陶器ヲ造ル。昔此村ニテ焼キシモノマ、存スルヲ見ルニ大谷ト銘文アリ。此村ノウチニテ今ニ瓦ヲ造ルモノタエズ。大谷宮川ノウチ所々ニテ造ル。其陶器ヲ造リシ所ヤンチトイヘル所、村民彌次右衛門ガ宅地ナリ。云々。(同上)

賤機焼の復興

前述の如く賤機焼は、三百年の昔より太田某の子孫が相嗣ぎ、明治に至るまで其

の業を傳へたが、同二十年頃に末裔が病歿すると共に、之を繼承する者がなくなつた。然るに四番町陶器製造業青島庄助は、明治卅八年より此の再興を企て、堅忍刻苦の末、次第に良品を造り、漸くして衰運を挽回するに至つた。其後同四十年五月に至り、同人より製造場改築、燒竈築造其他斯業擴張に要する設備改善、良質陶器の産出等、種々の條件を以て本市へ補助費支給の件を申請した。そこで本市は同月廿二日（附第十號）を以て本件を提出し、七月五日に可決となり、同年度歳出勸業費商工奨励費中より金百圓を補助し、以て當業の復活に力を注いだ。其時の経費は工場建築費として金參百四拾四圓貳拾八錢、窯及諸器具費として金百六拾五圓、都合計金五百九圓貳拾八錢であつた。然るに不幸にして復、庄助中道にして病歿せしめ、大正三年に至り、有志相謀り一工場を設立し、賤機製陶所と稱し、故人の遺志を繼承し、斯業の完成につとめ、一方木原製陶所（神原源三郎氏經營）でも又製造して居る。賤機燒の産額は多額でないが、古雅にして風流人士の賞玩を博して居る。陶漆器は明治時代に起つたもので、静岡漆器特有の髹漆法を陶器の素地に應用したものである。夙に歐米人の嗜好に適して、室内裝飾として海外輸出品の一で

陶漆器

ある。今輸出向内地向の製品の種類は大體次の如くである。

輸出向 卓上電燈スタンド。花瓶。等。

内地向 花器。菓子器。灰落し。食器類。一輪ざし。等。

第九項 染織

染織工藝

染織に關する工藝につきましては駿府附近の起源は相應に古く、二千年の昔より倭文布を産出した事は、資料第一卷（四二頁）にある倭文機及倭文布賤機部等に依つて證せられ、駿府工藝として誘ふべきものゝ一つである。尙ほ後世今川時代に至つては、友野座文書（八四頁）中に見える木綿役の事と、又「自當年爲馬衣料」木綿廿五端可上納事」等の文句に依り、天文年間に盛に木綿を作つた事が知られ、昔專賣權の許可（六四頁）によつては、當地方に赤色染料があつた事を物語るものであらう。徳川時代に於て染物税を賦課した事が、日本經濟史（第五卷）に左の通り見える。

染物税

寛文八年（二〇二）三月十月改制。實施は元祿元年（四〇二）三月二月にして、徳川氏江戸入國後、關八州及び伊豆を加へて九國に令して、紺屋業土屋五郎右衛門に命じ、藍釜（釜）は一個に付き、一年の税米一斗を賦課し、之を徴收せしむ。後、米納を廢して錢

二百文と定む。

寛政三年亥二一四三月に於ける「諸職商賣直段附」に、染物代が次の如く見え、當時の染色工賃を記してある。

木綿 付紺 染代	寛政二年一付反	六〇〇文	寛政三年上同	五〇〇文	備考
	同	五〇〇文			
花色同断	三〇〇	四五〇	同	二六四	此正月初相場、錢五貫九百文で、十二月には五貫五百文となり、翌四年子二四の初相場は、亦之と同じく、四月より十一月頃迄は五貫七百文餘であつた。
千種同断	三〇〇	二六四		二六四	
御茶納同断	三五〇	二六四	同	二五〇	
青茶同断	三〇〇	二六四		二六四	
墨同断	二〇〇	一六四	同	二七二	
鼠柿同断	三〇〇	二六四		二六四	
小紋同断	二七二	二五〇	同	二七二	
茶染類	二七二	二五〇		二五〇	

尚、序に白木綿其他の相場を示さう。

白木綿	寛文二年一付反	一〇〇〇文	同	三年上同
	同	五五〇		八五〇文
染木綿	同	三二四マヨリ	同	三年上同
	同	四二マヨリ		三七マヨリ

(野崎彦左衛門所藏記録)

濱ヤシヤ

此濱ヤシヤは染料として、昔安倍郡久能村安古より出た事が左の通り見える。

(略上) 此村ノホトリニ榛樹多クシテ其實ヲ出ダズ。市中ニ此實ヲ濱ヤシヤト呼

ンデ上品トス。布帛ヲ染メテ其色他所ノ産ニマサル。又布ヲヤハラカナラシ

ム。此村ノホトリヨリ出ダスモノ尤ヨシ。云々。(駿河國新風土記)

尚、「在番染」と云ふ名が、駿府名細記や駿府風土記に見える。どんな染物であつた

織物の種類

か判明しないが、名稱から推して駿府の一染物であつたと考へる。駿府を中心とした地方の織物の種類としては、次のものがある。

八幡織木綿 府邊近村にて織出す。羽織風呂敷に宜し。質脆けれど強し。(駿河)

(新風) 龜甲綿布出千八幡。(駿河) 有渡郡八幡村市本内にあり。其布地横にうねあり。裏に龜甲形のうき糸あり。往昔は當村より織出せり。今は同郡大谷

村より多く出だすといへども、猶古名を失はずして八幡織と唱せり。(駿河) 其外駿河國雜志、駿河記、駿府名細記、駿府風土記等に同様な記載がある。又此外次の如き織物が天保頃にあつた。

栲布 安倍山中にて織出す。楮皮を以て糸として織る。又藤を以て織るあり。今市中にて賣る。(駿河)

中島紬 有渡郡中島村にあり。織地こまやかにしてよし。今は當郡の諸村より是を織出だすといへども、猶中島紬と號けて古名を失はず。(駿河)

第十項 其他加工品

其他加工品として、菅笠齒朶建穂疊表、燐寸、バナマ帽、麻真田等につき次に記さう。

菅笠の起源

菅笠の製作起源は不明であるが、本縣産業調査書に依れば、今より約二百年前、横内町で關根某が野生の菅を利用して、初めは自家用品を製作したが、漸次副業として行はれたと記してある。(此時代、徳津町、志太でも同様であつた。)

此菅笠に就ての文献としては、駿河國新風土記には次のやうにある。

新通六丁目にて之を造る。此町舊名を笠屋町と稱し、今も其名を呼ぶ。笠は農人田植の時之を用ひ、田笠と稱す。食品なれば他用に供せず。

又、江戸時代には、菅笠と共に簍を農人が大分使用した事が亦同書にある。宮ヶ崎町にて四月初申の日淺間社祭に之を賣る。田笠と同じく農人之を用ふ。

菅笠の種類

尙参考として菅笠の種類を記せば、志太郡誌に次のやうに大別してある。徳川時代に菅笠は各社會に使用され、従て其種類も多かつたが、主なものは、(一)殿中笠、(二)來堂笠、(三)蜻蛉笠の三種であつた。

(一) 殿中笠 形状は扁圓形で、其の原料は菅の自身で、全體白色を呈して主に武士用で、其他は名主の如く郷村で相當地位あるものでなくては用ひなかつた。

(二) 來堂笠 殿中笠に比して形大きく深く、之を戴くときは肩先迄覆はれ、主に飛

脚用に供せられた。

(三) 蜻蛉笠 主に百姓町人用で、形状は殿中笠と等しいが、原料は赤色を帯ぶるものを使つて、笠の上部即ち編上げの終を、一種裝飾的に蜻蛉形に編んだものである。云々。

原料の栽培は製造の盛になるに従つて必要となり、明治初年頃には安倍郡有度村長崎及長崎新田で品質優良のものを産して居た。

菅笠製造は明治二十年頃より、大里豊田から長田村に傳播して、製造も横内町を中心とし、南安東千代田村、錢座、沓谷等に廣まり、近年は有度村で製造して居る。(同靜

縣産業調査書) 今菅笠の種類は、平笠、中トン、大トン、惣トメの四種で、前者二種は、縣外は山梨縣、縣内は富士郡を主とし、遠州方面へ移出し、後者二種は安倍郡内各村へ出して居る。(青木元吉氏談)

齒朶細工

齒朶細工は本市附近の山中に自生するウラジロの莖を利用して、種々の器物を製作したものである。嘉永年中岡部町の杉山清十郎が、其の利用法を考究し、苦心の結果器物を製出し、維新前東海道往來の旅客に同町の特産として販賣したが、輕

便で雅致があり、目新しき品物だから好評を博した。明治の初年には靜岡は却て地元の岡部町よりも盛で、當地よりは深津權次郎、柘植勝造など、其の指導教師として約一ヶ年半も同所に出向いた位であつた。後、鐵道開通後は、岡部町の往來一時さびれ、斯業が自然靜岡に移つた。

發明者

齒朶細工の發明者杉山清十郎は、元本市上石町高橋雪雄の次男で、岡部町内谷杉山忠右衛門の遺子、阿八重の入夫となり、杉山氏を冒した。性來多能で、書は御家流を、畫は風俗畫を書くのを樂みとし、彫刻技藝に巧みであつた。嘉永元年(二五)の二月頃西山に遊び、齒朶の立枯を探り、矯め磨いて短冊掛や衣紋掛等を造つて試に江戸へ出した所が幸に顧客の嗜好に適して、販路が漸く擴張するに至つた。原料は實に山野に自生のもので、之に加工して實用品を作り、國利を興した苦心丹精は大のものであつた。後に大迫靜岡縣令は裏白翁の號を贈り、其の功勞を後世に傳へた。(志太郡誌中岡部町誌の項による)

建穂疊表

又、建穂疊表は、昔市在服織村建穂の名産であつた。

『建穂疊表』安倍郡建穂村に有り。渡邊幸庵對話記云。駿州竹穂と申候小在所

御座候。其所より一年に疊表百枚計り、吳座千枚計り織出申候。此二色とも名物の仔細は、よごれめ付き申さず、酒油などこぼし候てもさづつき申す事なく、何が年も新敷アツラシクこれ有り候。毎度箱根峠の宿、其邊の寺方より、先々に前銀を遣はし置き求め申候故、自由に賣出し申さず候。望み候へども調ひ申さず候。云々。今猶名産とす。

駿府名細記云。此所の疊表を建穂表と稱し賣出す。箱根驛にて此表霧を通さずと云ひて、備後表より重寶とす。云々。(駿河志)

建穂村ニテ是ラツクル。里人席ニツクリコレヲたけをござト稱ス。天正十七年〇二二霜月六日、淺間惣社神領所付帳ニ建穂ノ郷拾貳名ハたゞみの面百帖、ゑんざ百帖之代、但うき役ハ壹倍也ト見エタルハ、コノ村ニテ蘭ラツクリ、疊席ヲオリ出スコト古キコト、シラレタリ。(駿河國新風土記)

本邦燐寸の嚆矢

燐寸の製造は、本邦に於ては明治當初より開始したやうであるが、本市で開始したのは十一年が始まりである。

石井研堂氏著明治事物起源に、初年の製造狀況が次の意味に記してある。

十年九月には、清水某氏始めて其製品を、横濱港より上海に輸出して、頗る好評を博した。これが我國の燐寸輸出の嚆矢である。是より我燐寸は外國製品に對して進撃的態度を採るに至つた。現今燐寸製造を以て著名なる大阪神戸地方では、當時二三の有志者が、此に着眼して此の製造を開始し、其翌年其製品を神戸港より輸出した。名古屋静岡邊の燐寸業も、亦均しく此時に胚胎したものである。元來燐寸製造業は、其の性質が有利で、多くの資本を要しない點は、斯業發達の原因となつて、各地に設立される製造場が、日に月に其の數を増加した。(高商友校)

同窓會誌三號清
水氏の志燐寸業

本市燐寸
製造の沿革

又、本市燐寸製造は明治十一年四月に始まり、次の如き記事がある。

静岡縣の勸工所に於て、同縣爲替方用達和久井組の支配人平井雄介、軸木函木地の製造を始めしが、製藥全備の燐寸を製造せしは、明治十四年三月、國吉田にて駿燧社鈴木金次の製造したる以來の事にて、今は製造家七戸に増加し、其産額拾萬圓餘に達せりとぞ。(下略)(横井時冬氏著日本工業史)

後、明治十八年には岡田鍛藏が、七番町に倭燧堂燐枝製造所を創立し、同廿一年には

光隆社燐枝製造所^{三番町}が創立され、販路は東京を始めとして甲信遠・豆相の諸國に多く、外國輸出も共に行つた。(野村鐵太郎著 静岡繁昌記) 後、同廿五年五月に七間町一丁目に静岡燐寸合資會社が出来た。是れより先き、燐枝商會と名付け、吳服町^{不詳}にあつたが、其の發展に伴ひ當所に移り、前記の名稱に改めた。斯くて江尻清水等各所の製造所間に特約を結び、製品を集めて海外へ輸出した。翌廿六年十二月に、山村其一郎氏が登陽社を起した。又此年前田正名氏の斡旋により、神戸に全國燐寸業者の大會が開かれ、續いて廿七年九月に全國燐寸業者の利益を増進するがため、日本燐寸義會を設立して、神戸に其本部を置き、東京・大阪・名古屋・静岡に各支部を置いた事がある。此頃臺所町に擦附木會社があり、曲金に明陽社・國吉田に駿燧社があつた。其後大正元年八月に、倭燧堂は登陽社及び明陽社を合せ株式組織に改め、同五年九月には静岡燐寸製造株式會社と稱したが、昭和三年九月より又静岡燐寸株式會社と改稱した。現在製造會社の主なるものは鷹匠町三丁目に在る右會社と、川邊にある燐香株式會社とで、最近まで静岡燐寸同業組合が組織されてあつたが、昭和四年二月を以て解散するに至つた。

パナマ帽

パナマ帽は明治卅五年、當時下魚町^{今相福富常吉氏}が原料を索ね試製する事多年、其間幾多の辛酸を嘗め、同卅九年九月に至り漸く成功し、爰に始めて本業として經營した。當時は原料として糖汁で天然晒となせしものを使用したが、同四十一年に藥品を以て原料を漂白する方法を發見し、爾來製品は一層優秀となり、各地よりの註文次第に増加し、市内下魚町・豊田を始め、清水市・興津町方面に各分工場を設け、益々技巧を磨き、精良品を製出しつゝある。後大正十五年十二月に株式組織に改め、福富夏帽株式會社と改稱するに至つた。原料は主に和歌山・愛媛の兩縣並びに本縣産を用ひ、生産の特質として本市は古來竹細工及竹帽子製造の技工に長せる素質あるを以て、職工・修技者を養成する上に於て他府縣に比し、容易な點もあり、今や二百名の工女は孜孜として製造に従事して居る。創業以來次第に隆盛になつたが、大正三年に至り、東洋パナマと云へる一見美麗にして且つ價格低廉なる紙製帽子が製造され、幾分の影響があつたが、其後該品は我が静岡パナマに比して遙に品位の劣る事が一般に知られたるを以て、同五年以降に至り、更に静岡パナマは東西市場に其聲價を博して需用は益々激増し、加ふるに歐洲戰亂の影響を受け、

舶來品代用として歓迎され、輸入を防遏するに至つた。而して販路は内地向品として各地のデパートメントストアに送り、東京に、仕上品を大阪に帽體を各特約店に販賣し、海外輸出品としては大阪にある特約店を通じて、上海、暹羅、南洋等へ輸出し、尙横濱の仲買店を通じて濠洲へ盛に輸出して居る。

麻真田

麻真田の始めて横濱商館より注文があつたのは明治卅八年頃で、當時は手打製であつた。後四十三年同所渡邊鐵工場で機械製造の端緒を開いてから、本縣内の當業者中機械製造をなす者が輩出し、爾來逐年需用が増進し、製造業者も亦増加した。當時の輸出港は横濱のみであつたが、大正元年頃より神戸へも送り、翌二年十一月には駿陽真田組合が設置される事になり、同三年頃には海外需要先の好況に、なるに従ひ、産額が著しく増加した。往年は十一本打、十三本打が主で、近年は七本打、十三本打の二種となつた。此の編組は純然たる工場工業だが、麻糸の連結は女、子供の副業に適して事業の發達と共に、此副業に従事するもの、利益も亦尠くない。

第八節 名工

徳川時代に於ては百般工藝の進歩發達に伴ひ名工の數は、枚舉に暇がないが、今其中數名を次に掲げる。

兼法助右衛門

兼法助右衛門 駿府の刀鍛冶で鍛冶町に住み、元岡村助右衛門兼法と稱した。先祖代々刀鍛冶で、後兼法助右衛門と號し、中頃より鍬鎌のみを打ち、刀劍をうつ事を止めた。元來岡村氏であるが、近郷の人が實名を呼んで苗字の如く唱へたから、二男以下が岡村を名乗つた。左に逸話を記さう。

(略上) 生得質朴にして聊も偽らず。神祖府中城御座の時、毎度圍碁の御相手に召さる。或夜圍碁終りて歸らんとす。時に今暫く咄すべき旨上意あり。やがて御坐の間にある處の壺の内より黄金を兩の御手につかませ玉ひ、彼の兩の袂に入れさせられ、御暇を玉はりて歸らしむ。助右衛門歸路袂破れ黄金悉く落つるを知らずして宅に入る。翌日路傍にして黄金を拾ふ者許多あり。即此事を訴ふ。神祖是を御聽あり。其無欲を褒め玉ひ、彌御旨に叶ひて御夜話の席に召さる。

或時、何ぞ願あらば言上すべき旨再三上意あり。時に老年に及び御陣の節松明

等を持つ事難義なり。此役御免を蒙り度旨言上す。是れ最も安き望の旨上意ありて即諸役免許の御朱印を玉ふ。其後又望あらば申すべき旨再應上意あり、時に御答はじめに替らず。此時また諸役免許の御朱印を下さる。二通共今に家藏す。○後に掲ぐ依て里人鍛冶頭と稱し、町頭と尊敬す。且駿府に於て刑罰ある時は、町奉行より助右衛門に命じ、釘鋸の御用を承る。是れ自ら司るにあらず、其命を受けて下鍛冶上鍛冶と云ふ者又あり組頭に傳へ、其者より奉行所に調進せしむる也。云々。(駿國雜志)

刀鍛冶藤原兼法は助右衛門と云ふ。初代兼法は後に法安と稱す。府に來りて住す。天正十九年○二一五一五月朔日、駿州鍛冶諸役免許の文書、慶長六年○二二一六六月廿八日、駿府鍛冶諸役免許の文書、兼法の家に藏む。代々府内三鍛冶の頭なり。

(駿國新風土記及駿河志料・駿河國雜志)

次に天正十九年及慶長六年の古文書二通を掲げる。

國役仕鍛冶

國役仕鍛冶諸役

諸役令ニ免許之

令ニ免許之條、爲

條、爲給人違亂不可在之者也。

給人違亂不可有之者也。

天正十九年五月朔日

黒印

慶長六年卯月十八日

黒印

駿州

駿府

鍛冶衆中

鍛冶中

○中村家黒印ナルベシ

○家康

(駿河志料)

友右衛門

友右衛門

人宿町一丁目に住んで、鍛冶鋸方棟梁であつた。今慶應四年明治と改元

二八八月に各町で舊家の由緒書上を出したものであると、先祖は藤兵衛と云ひ、生國は近江で、慶長年中家康が入國の際、伏見より當地に引移り、府城修繕、鍛冶鋸方御用を仰付けられ、貳代目藤右衛門は三代家光の寛永度淺間神社造營の砌御用をつとめ、後代々久左衛門と稱し、府城及淺間神社自付小屋、久能山東照宮其他同所坊中德音院の修復御用を受け、後文政十一年二八八四には、寶臺院神殿靈屋尊牌堂其外の修復御用を勤めた事を記してある。

大村加ト

大村加ト 安倍郡長田村上川原の人で、慶安頃元年三〇年八二より元祿頃元年三四年八二の

有名な鍛工で、始め駿府に於て刀劍を鍛へ後、水戸へ赴いて益々其の技を現した。昭和四年三月三日に、同村福地賢吉氏其他の有志の斡旋により、同屋敷地の標識建立の竣功を機とし、建碑式を舉行した。因に同村森七太郎氏は其の裔である。左に略傳を掲ぐ。

傳云。大村加トは有渡郡上河原村の住人也。鍛冶を以て業とす。後水戸家に奉仕す。もと森氏也。其後大村に改む。是れ大村トの三字離合して森の字をなすによれり。或云。由井正雪嘗招加ト。加ト笑而不答。獨語曰、重餅而啖、勢必不可。無幾正雪敗。人服其先識。云云。水戸殿家記云。大村加トは元越前家の士也。浪人の後、姓名を變じ大森五郎右衛門と號す。本藩に奉仕の年月詳ならず。貞享二年四五命に依て、常州利貞村鏡徳寺にして二振の劍を鍛ふ。元祿十二年五九正月十九日請にまかせ永暇を給ふ。但し奉仕の内、大村加トと稱せり。云々。里人云。森助右衛門某は伊賀國の人也。後有渡郡上河原村に來り住す。子孫今に有り。三代目助右衛門某の時、二男某を以て母方の苗字

宮口一寬

を繼がしめ、大村加トと稱す。後水戸家に奉仕す。云云。(駿國雜志)

宮口一寬齋 宮口八郎壽俊と稱し、天保十一年二五に本通七丁目なる江戸鍛冶の家に生れ、その業を繼ぎ、安政年間に京都粟田口に至り其技を研き、維新後本市横内町に住み、後東都に遊び、次に小田原在にて刀劍を打つた。晚年本市に復歸し車町に住居した。明治卅六年、第五回内國勸業博覽會に刀劍四口を出品し、御買上の榮を負ふた。製作の刀劍頗る精巧であつた。同卅九年、年六十七を以て歿した。

笠間繁繼

笠間繁繼 一貫齋の弟子で名は義一と云ふ。明治十八年四五に生れて、十一歳で一貫齋の弟子となり、十七歳の時上京し、三年間修業して歸り、二十二歳の時に師に別れ、再び上京して研究を重ねた。聖上陛下が例年陸軍大學の優等生に御下賜の軍刀も、陸軍大臣が大正八年に佛國飛行將校に贈つた刀劍も、この繁繼の鍛造であつた。繁繼は今尙ほ宮内省に於て刀劍の係を奉職して居る。

杉本鐵藏

杉本鐵藏號昇 研師で研屋町に住んで居た。嘉永安政の頃町奉行の選抜で、江戸本阿彌友三郎につきその技を修め、後其技本阿彌を凌駕するに及び、又他の研師についた。維新後静岡に歸り、廢刀令が出たので、東京に移住した。後研師の術に

妙なるを以て遊就館に聘せられ、益々刀劍の鑑識と研磨の技に熟したと云ふ。

(藤波甚助記)

中井大和守正次

中井大和守正次 代々番匠の長で、上魚町今金座町に住んで居た。此名乗の正次は正清なるか、諸書に混雜して居る事が、資料第二卷八三に記してある。(略譜)ナ

中井正清巨勢孫太夫正吉嫡子 大和守。初名藤右衛門。云云。(駿河志料)府内一五 上魚町

北側、中井屋敷ト云。京住居大工棟梁 中井大和正次清。拜領地ナリ。云々。

傳云。中井大和守正次は京師の人也。代々番匠の長たり。慶長十一年〇二二府城御造營の時、召に應じて大棟梁と成り槌打の式を勤む。是より府中に住す

按るに上肴店に中井主水の屋敷蹟あり。爰に同居するか。(駿國志) 花村與七郎 元馬場町の舊家で大工棟梁であつた略傳を次に記す。

花村與七郎

相傳云。今川家武田家の頃より大工職にて、兩家の朱印判物を持てり。神君御

在城となり、先祖花村長左衛門御修理の事を勤仕し、慶長の度相摸國箱根權現社

寶殿御建立ありしに、中井大和守と兩人事を承り、造立せし棟札の識に姓名のみ略記す

慶長十七年壬子〇二二十一月三日大工中井大和守正清花村長左衛門尉正重棟

池田屋榮次郎

梁國村源右衛門尉宗次右川佐兵衛尉友重かくあり。曾我社棟札に慶長十七年壬子九月吉辰大工棟梁中井大和守正重大坂御陣の折供奉し、近江國矢走の渡にて破船し、長左衛門歿し二代目長左衛門江戸へ召されしに、重病に因つて弟子杉本七郎左衛門出府せしかば、御被官大工に命せられ、俸米百二十俵賜はり、杉本氏長左衛門は無程果てけるに、寛永九年〇二二御大工頭鈴木近江吹舉にて、三代目長左衛門前々の如く、御城内外御修理の事を命せられ、四代目與七郎まで帶刀御免なりしに、帶刀は止み、當代まで十代大工棟梁相續し、丁頭上席なりと。云々。(駿河志料)

池田屋榮次郎 大工の棟梁で吳服町二丁目の角に居た。天明七年四七四の二月十一代將軍家齊代替の節、御祝儀惣代として、野崎彦左衛門と共に江戸に登城し、時服を拜領した。又奈古屋神社、久能山東照宮、寶臺院、靈屋、豊田本覺寺の建築御用を勤めた。現代は新吉氏といひ、今舊邸地續きに荒物商を営みつゝ、傍大工をして居て、今猶ほ往年の町圖や久能山の五重塔、代官屋敷町奉行屋敷などの設計圖を所藏する。

平左衛門

平左衛門 先祖は太左衛門といふ。代々駿州木挽支配人で大鋸町に住み、丁頭

を兼ねて居た。慶應四年八月の由緒書上に次の如く記してある。

先祖太左衛門は遠州舞坂の産にて同國二俣之里奥に大鋸細工致候。先祖牧田太左衛門御當所江町宅被_レ仰付候。依_レ之居屋敷之所江大鋸町と相號く。

因にいふ。現大鋸町總代牧田惣一氏は同家十四代の當主である。

長左衛門

長左衛門 挽物師で七間町何丁目か不明に住んで居た。其の逸話を掲げる。

北窓瑣談云。駿河國府中七間町挽物屋長左衛門は天文の心得も有る人にて、北極星を測りみるに、府中の人町にて測ると、富士山の八合目にて測るとは、凡三度半の差となり、富士山にては三十九度に及べりと語りけると。如意同人物語り云云。(駿國雜志)

中川屋某

中川屋某 御器屋町の人で、今川家治國の時より淺木御定器を造進し、尙慶長年中徳川家康在城の時も亦御定器を奉り、寛永年中大納言忠長退轉の後絶えたといふ。中川椀と云ふものを作り、町名も一時中川町といつたと傳へられ、慶長年間の彦坂九兵衛光政文書に草深の御器屋衆とあるにより、もと草深といひしならんとも傳へらる。(駿國雜志 駿上略)御器は食器なり。御器又吳器とも書す。茶道家にも傳へらる。

茶盃の窪かなるを吳器形と云ふ。古は白磁青磁をも用ひ、朱黒塗も用ひ、天文慶長の頃まで此町に製したる丹塗大形の盃、舊家に残れるあり。(駿河志料)次に御器屋に關する古文書數通を掲げる。

定澁柿之事。

如_レ毎年令_レ催促可_レ請取之者也。仍如_レ件。

天正十五年〇〇二 十月二日 義元 朱印

塗師御大工 左衛門太郎

中河大工人類從_レ往古_レ駿遠兩國不_レ有_レ諸役並諸關渡等之役旨、先判形歴然之條、向後免許不可_レ有_レ相違。若_レ於_レ違類之輩者、急度可_レ加_レ下知。次年來以無足細工奉公之由。但甕參桶五半切四國か所_レ免除也。此外道具於_レ出來は可_レ有_レ其役。守_レ此旨彌可_レ勤_レ奉公之國か。仍如_レ件。

永祿四辛酉〇二 八月六日

中河大工 五郎左衛門尉

口 上

急度申遣候あい。藍。しろ。白。あさき。木。浅。こき。器。御のきじ。地。素。まいねん。毎のこと。く。如。ひき候て。くさぶかごきや。御器屋。衆へ相渡候て。當しよ。所。こき。器。御の代々。不明。意。油断有間じく。候。以。上。

亥。二。慶長。十六。年。十月十六日

彦 (坂) 九 兵 衛

(駿河國新 風土記)

浮田備考

浮田備考齋 備考齋は備前國兒島郡八濱柳屋瀬兵衛の倅孝吉で、岡山藩の醫師であつたが、性來手細工が巧みで種々機械を製作した。或る時空中を飛行する機械の發明を思ひ立ち、それより小鳥蝶蜻蛉等の飛行状態を研究して、遂に此の機の製作を完成した。後役人より妖術を行ふ者として譴責の上岡山城下を追放された。かくて備考齋は諸所を流浪し、知己をたどつて駿府江川町へ落付き、齒科醫者を以て渡世としたが、嘉永四年辛亥二一五三月廿五日に遂に歿した。後に静岡で齒

醫者のことを備考齋と異名するものもこの人から起つたもので、此の備考齋の作つた茶筆筒が未だ残つてゐると云ふ。(法月俊 郎氏考) 本卷三三〇頁一行の備考齋は此と同一人であらう。

第九節 豪商

駿府の地たる古來商家は數多いが、豪商と稱せらるゝ者は比較的少ない。今種々の物より収録して左記の者を擧げた。排列の順序は大體年次によつたが、中には便宜上變更したのもあり、記述の程度も精粗種々である。勿論之を以て豪商を網羅したものでなく、誤謬も蓋し多々あらうと思ふ。偏に識者の高教を仰ぎたい。

友野與左衛門

友野與左衛門 吳服町一丁目の舊家で、今川武田時代に友野座として絹布其他を賣買し、今川武田關係の古文書を所藏し、今川時代には商人頭といひ、武田時代には友野宗善連雀役御代官とある。慶長年中より長崎糸割符役を仰付けられ、松木大黒屋と共に三年寄と云ひ、延寶八年二〇三九月、將軍代替の禮も勤め、明暦二年一六三に與左衛門新田と稱する新田を開發した。其の古文書は左の如く、今尙ほ吳服町一

丁目矢入陸一郎氏方に所藏されてある。

駿府領之内遠藤原手越川原並阿部川筋藁科川筋兩川端に有之、少宛之所、新田に仕度之旨、駿府町年寄友野與左衛門御訴訟候。又丸子御傳馬宿之者共も罷下、手越川原を新田に望候に付、様子承候得、其方なども前廉彼地見分之上吟味有之、新田に申付可然之由被_レ申上_二候_一付、今度被_レ達_二上聞_一候所に、障無_レ之所に候は、新田に可_レ申付_二旨被_レ仰出_一候由、御老中被_レ仰渡_一候間被_レ得_二其意_一、遠藤原並阿部川筋藁科川筋兩川端に有_レ之、少宛之所、共に駿府町年寄友野與左衛門に被_レ申付_一、手越川原は丸子御傳馬宿之者に可_レ被_レ申付_一候。御年貢之義、三年は百姓作取に任、四年目よりはハ相應に收納仕管に候得共、右之所々は川原石地にて開發に手間も入可_レ申候間、五年は百姓致_二作取_一に、六年目より見分を以、御年貢可有_二納所_一候()不及_レ申候得共、如此被_レ仰付_一候上は忝奉_レ存、何も精を出し早々令_二開發_一候様に急度可_レ被_レ申付_一候。已上。

明曆二申一〇二_三六月廿六日

曾根源 左衛門
村越 次左衛門
伊丹 藏人

神保 三郎兵衛殿
三宅 太兵衛殿

右御證文之通、新田無_二油斷_一令_二開發_一、御年貢等御定之年季に可_レ致_二上納_一候。勿論百姓と以來出入無_レ之様可_レ仕者也。

明曆貳年申

三宅 太兵衛

六月廿八日

神保 三郎兵衛

駿府町年寄

友野與左衛門殿

其方新田先年從_二御公儀_一被_レ仰付_二致_一開發_一候。然所當年_〇萬治_三年_〇洪水にて、堤川除押流候。今度安部川表見分之次でを以、任_二訴訟_一見及候。年來盡_二精力_一仕候之處相見候。所々に雖_レ有_レ之大破之所は其分にいたし、遠藤原新田並門屋村新田、此兩所

可然場所に候故、渡邊孫助猪子左大夫各相談之上、川除申遣候。人足共之扶持一日壹人に水入米壹升五合宛之積、駿府町奉行衆より請取新田之百姓に普請可申付候。此上は無油斷新田仕立、御物成上納候様に可仕候。若於油斷者可爲越度者也。

子○萬治三年十月廿三日

大(久保)六兵衛

諸(星)清左衛門

長谷(川)太郎兵衛

片(桐)岩見守

駿府町年寄

友野與左衛門

爰に、我朝中古より寛永十五年之頃迄、異國へ商船通路自由なりければ、京大坂奈良塚長崎より唐渡りして、交趾暹羅東京東蒲塞唐土の外異諸國へ渡り商ひ御交易之利となしけり。時に駿府よりも肥州長崎に商ひとのへ唐渡計りけり。毎年往來したりし商人、定まりて二十家計り有り。後日我朝より外國渡り交易

する事を官より制禁ましまし、異國より渡來する所の貨物を長崎にて分け賜り、本國にて商賣する事を赦し給ふ。其家を貨物取と名附けり當所にて貨物敢之家近年迄残りたるは松木新左衛門友野與左衛門大黒屋孫左衛門山内助兵衛多々良庄太郎出雲屋清兵衛瀧佐右衛門太田治右衛門桑名屋清右衛門富田屋五郎右衛門等なり。云々。(山田仁左衛門渡唐錄抜)又、長崎貨物銀を江戸割賦のものより割受けた。此内友野家と次に記す松木大黒屋に關係あるものを次に抄録す。

慶長度、駿府町長崎貨物金被下候一件帳寫。
高銀三百貫目 被下銀。

内 高九十貫目 町年寄並糸割賦惣代拾壹人

此 譯

高二十貫目

吳服町一丁目

友野與左衛門

高十五貫目

兩替町一丁目

松木新左衛門

○三代目與左衛門か

高同 上

吳服町二丁目

大黒屋孫左衛門

(以下省略)

此の慶長度の下され銀は、再割賦の内當駿府町へ下されたものである。次に又「延寶六年^{三〇}長崎貨物増銀割渡申候帳面之次第」によれば、

一、高三百貫

此増銀七十五貫 但二割半の割

此渡之譯

一、高二十貫^{外ニ増銀}

友野與左衛門

一、高二十五貫^{同貫餘上}

松木新左衛門

一、高十五貫^{同貫餘上}

大黒屋三郎兵衛

松木新左衛門

松木新左衛門 兩替町一丁目に住居した豪商で、傳は駿河國新風土記^{府内第一} 駿

河小志^{羽倉簡} 静岡縣人物誌^{本縣} 静岡縣大正風土誌^{小杉榮} 駿府豪商松木新左衛門

氏^{拓植}等^清に記さる。今始めの二書につき其の概要を記さう。

(略)往古よりの名家にて今川氏武田氏の古文書數通を傳ふ。^二三^本書^口繪^寫眞^版一[。]

信齋^新が新左衛門郷藏等寛永より延寶の頃^一二^三四^八〇^四名高し。新左衛門家富

み學を好み、熊澤氏良智の説を信じ、其門人となること三輪善藏希賢の好人録に

出づ。此人算術を好くす。丸子の御代官片山七兵衛の門人にて、御勘定關新介^(助)

孝和と友たり。關流の算術府中にあるは此人より出づ。材木伐出の御用を勤

む。今世に材木山師といふ者の山の法は、此新左衛門と江戸本材木町紀國屋文

左衛門との定むる所なりといふ。其家今絶えたるを以て古文書は友野の家に

傳ふ。^(駿河國新風土記)

松木新左。府兩替巷人、與江都大賈紀文^承買^官材^致巨^萬。今水客所^用約書

即二人所^定也。新左師^{熊澤氏}修^良知^學又^精算^術。爲^人好^義。一歲大饑傾^家

賑濟。因以^全活^者甚^衆。官褒^之。^(駿河小志)

又、友野大黒屋と共に三年寄の一で、延寶八年^{四〇}の九月將軍代替の御祝儀惣代と

して、押掛献上に參上した。尚松木家の畧系は左の通りである。

○藤原鎌足公………^(第一代)松木與三左衛門宗義^{元龜元年庚午十月六日歿}

(第二代) 與左衛門宗清^{文祿三年甲午三月十八日歿}

七左衛門^{矢入氏}………^(第十六代)陸一郎氏

(三代) 與左衛門宗次 元和七年辛酉五月十日歿、法名心譽存覺

(四代) 與右衛門宗今(新齋) 正徳五年乙未八月四日歿、法名普光院觀譽詮全居士

(五代) 新左衛門宗周 正徳五年乙未七月廿三日歿、法名覺成院正譽等圓居士

(松植清氏著駿府豪商)

即ち新左衛門は松木家五代目で、同家二代目與左衛門宗清の弟七左衛門は右系圖の如く矢入家の祖であるが爲めに、松木文書は今尚ほ矢入陸一郎氏方に所藏して居る。本巻口繪寫真版第一第二第三の三圖は同家所藏の松木文書である。口繪寫真版第一圖(資料第一卷六)此の與三左衛門は前述の系圖に見える松木家初代の名であつて、文意は同頁に在る。又本文は「近世城下町の研究」小野均氏著に戰國時代に諸侯が商人の援助の必要を感じて商人と諸侯との結合、即ち御用商人の發生出現を見る例證に擧げてある。たゞ同書には武田氏よりの文書にしてあるが、武田氏ではなく今川氏眞である。又同八年二月七月三日の文書があつたが省略する。

(今川氏眞藏役酒役等免許狀)

就年來祝言一度々致京都上下一令奉公之間藏役酒役並諸商買之役爲新給恩所令免許也次傳馬之事就自座方商買各次仁雖申懸之爲各別令免許之上者不可及其沙汰京都上下之時は荷物參駈宛諸開渡其役所停止之也永不可有相違之狀如件。

永祿四辛酉年 十一月廿八日 (今川氏眞書判)

松木與三左衛門

口繪寫真版第二圖(資料第一卷六)

(穴山信君狀)

松木與三左衛門人質之事先日早々御返之由祝着候彼者は事者無二奉守甲州御前者候之條重而も及人質間敷候若有私曲者某可及浮沈者也仍如件

五月廿一日

信君(書判)

長閑齋閑齋調

本書は穴山信君梅が長坂調閑齋に遣した書面で、文中、與三左衛門は第二代宗清で、人質となつて居たをかへされた時の文で

(馬・船及屋敷)

定

- 一、一月ニ馬貳足宛商之諸役御分國之内御免許之事
- 一、船壹艘之役御赦免之事
- 一、勝路領内中間新左衛門尉屋敷壹間被_レ下_二置_一之事

付諸役御宥免之事

已上

右如_レ此以_二先御印判_一御領掌之上者自今已後彌不_レ可有_二御相違_一候畢竟身躰相當之奉公不_レ可有_二疎略_一之由被_二仰出_一候者也。仍如_レ件

甲戌

十一月晦日 (龍虎朱印) 跡部大炊助奉_レ之

松木與左衛門尉

ある。

口繪寫真版第三圖。本圖は天正二年_三四_二に武田方より跡部が奉じて與左衛門尉へ宛てた文書である。信玄は其の前年元年_三二_二に歿して居る。又矢入家に、「松木新左衛門始末聞書」と云ふものを所藏してゐるが、其の一節に、次の「松木筋目の事割賦」がある。

一、寛永の頃まで、毎年阿蘭陀人の交易船長崎へ着津すれば、運上として御上へ糸を御取上なり。右の内を貨物取として、國々所々に由緒の者ありて、毎例として是を下

され、駿府は壹番割にして貳百丸下さるなり。是を請取として參る者には、人宿町貳丁目八文字屋長兵衛同貳丁目奇特屋七兵衛兩替町壹丁目松木新左衛門、吳服町壹丁目友野與左衛門同貳丁目大黒屋孫左衛門等なり。右の糸を賣拂ひて代金を町々へ割渡したる帳面、今奉行所に控帳あり。中町上町南町下町と割合に高下ありしなり。筆頭に貳百五拾兩新左衛門貳番に七拾兩與左衛門三番に五拾兩孫左衛門と相見ゆ。此節は長兵衛七兵衛は亡失せしか控帳に見えず。云云。

松木善右衛門直秀

松木善右衛門直秀 研屋町に住した豪商である。前述の新左衛門とは時代は違ふが亦一家である。藤波甚助記録に次の記載がある。

氏の家は静岡市有數の舊家にして、祖先松木新左衛門は武田家臣なり。金銀座鑄造之役を司り、松木の刻印ある通貨是なり。先祖は兩替町に住す。後研屋町に移る。鐵金物を販賣し、家號を釘屋といふ。文化初年_元四_年四_二十八代目の家號を請けたり。安政元年_六四_二四 駿河國大地震に多大の害を受くるも顧みず、奮つて部下職工を救助することを勉めたり。後十九代目に至り、明治十七年_五四_二

四 一月、研屋町劇場より出火類焼の際、家寶皆烏有に歸す。氏は圖書及和歌文學に長せり。名は猶秀晩年に直秀と改め、秋湖又琴園と號す。慶應元乙丑年五〇二歿す。年七十五。子弟十數名あり。中村秋香及び直昌直近直昱直彰直太直五盪皆門下たり。著す所靈能比登貫嘉永六年出版和歌の早道等なり。横濱客舎にて横濱新話數卷を著す。云云。

大黒屋孫左衛門

大黒屋孫左衛門 友野松木と共に三年寄の一人で、吳服町二丁目にあつた舊家で、寛永年中淺間神社御造營の節、金拾八萬兩を上納し、友野家と共に諸事を引受け調達したと云ふ。尙延寶八年四〇三九月、五代將軍綱吉代替御祝儀に惣代として參上した一人である。後文化十四年七四五月十七日に支配所舊家改めがあつた時同町より同家の記録を探した處が、漸く次の壹通が発見された事が、萩原氏の記録にあつた。

乍、恐以書付奉願上候御事。

權現様、遠州濱松より駿河へ被爲入候節、拙者先祖大黒屋孫左衛門御意に入濱松より駿河へ被召寄、何にても存寄之願可申就上意、長崎糸奉願上候處、猶長

崎壹番糸貳百丸、後藤庄三郎、大黒屋孫左衛門兩人江御直々御意にて被爲仰付、御用相勤、依之長崎糸座年寄より權現様御直々御意被爲仰付候と申證文、于今所持仕。右貳百丸之内九拾貳丸後藤庄三郎江相渡、百九丸は孫左衛門支配、其節御女中様方江四拾三丸御用糸差上、殘六拾五丸下割三拾壹人割渡御用相勤候。付、伏見より駿河迄道中傳馬九拾疋御朱印頂戴仕、于今所持仕候事。(中略)

一、先年諸國糸割賦被爲召上、貨物被爲仰付候節、駿河も先年糸座被爲仰付候御由緒を以て、貨物三百貫目被爲下置候。

一、三拾年前右之貨物諸國共、被爲召上、糸割賦被仰付、其節駿河御訴訟遅々成諸國割賦相濟候跡へ罷出候故、御帳面極り申候間、重て時節可有之候間相待候様と、御老中様方被仰渡候、于今相濟不申候。

一、右之願書御當地三御奉行様御立合之節、差上候様駿河町奉行様御添狀申受願上候様にと被仰付候御事。

一、四ヶ年以前、四月御朱印持候者罷出候様にと御觸ニ付、右之御朱印並願書江戶三御奉行様へ差上候所に、此節も駿河町御奉行様より添狀取可申旨被仰渡候。

一、糸百八丸割符古來之帳三拾壹人之者共印判書判之古帳于今所持仕候御事。右之通御座候間、此度御慈悲を以て御先祖之通被_レ仰付_二候様ニ奉_三願上_一候。以上。

正徳五年_{〇二}七_五三

訴訟人 大黒屋孫左衛門

難波屋仁左衛門

難波屋仁左衛門 一加番本陣で、札の辻にあつた舊家である。加番との關係は後述する事とし、今次ぎに「家譜の略書」を記さう。

御尋に付申上候。

一、元和二年_{七六}〇_二二 大坂難波より御當地へ罷越住居仕候。木村仁兵衛家名難波

屋仁兵衛、當文政元年_{七八}〇_二四 寅年迄凡二百年程、當時まで八代相續仕候。尤兩

度類燒の節、由緒等燒失仕委細難_二申上_一候。

一、京都への御名代様御老中様御所司代様大坂御城代様御通行の節、當所御地役

様御加番様方御對顔所被_レ仰付_一、是まで無_レ滞相勤罷在候。尤百八九十年已前

諸公様被_レ爲_レ遊_二御入_一候留牒、並御對顔所被_レ仰付_一候節、家作仕様牒燒失仕、委細

難_二申上_一候。

一、寛永九申年_{九二}〇_二二 一御加番脇坂淡路守様御在番の節より、御交代御宿被_レ仰付_一

當文政元寅年_{七八}〇_二四 まで百八十八年程引續御交代御宿無_レ滞相勤申候。

一、同十六卯年_{九九}〇_二二 御番頭青山因幡守様御在番之節より御交代御宿被_レ仰付_一、寛

政元酉年_{四九}〇_二四 御番頭藤堂肥後守様御在番の節まで、百五十三年程無_レ滞相勤

申候。尤右御兩家様御在番中御米舂入諸向御用古來より相勤外商賣_レ仕候。

右の通御座候。

文政元寅年七月

御本陣 本村仁左衛門

傳云。難波屋は木村長門守重成一族也。云云。右對顔所再興或修理等御城代

はじめ加番衆一統出金助力の例也。云々。

尙、參考として加番着任の次第と難波屋との關係を次ぎに掲げる。

(略上) 毎年五月初め波の間に於て仰付けらる。同月十一日、評定所に於て誓紙。

同九月朔日、御暇御目見、上意を蒙り、時服を拜領す。其數家格に依て違ひあり。

同十六日、登城山吹の間に於て御老中御列座、在番への奉書を渡さる。二三の兩

輩同座是を承る。同十八日、暇乞廻勤。同十九日、江戸發足。河支の外旅中五日

路を限とし、同二十二日、江尻驛泊り、御城代地役衆並先番等書狀贈答あり。同二

加番着任
と難波屋

難致候間、此段御斷申上候得共、及承候舊家之儀、當時相分り候所計り相認差出候様御内意承知仕候に付、其節の當番年行事へ差出申候。

一、御加番様御本陣相勤候儀は去丑年○文化十四年御尋御座候處、當時相分り兼候儀も御座候得ば、享保年中○二三三五六書上候と、若相違仕候而は恐入候間、同様御斷

申上候。尤寛永十一甲戌年○九四二二町御奉行所に於て被仰付候由及承候。

一、私居宅北の方鷹匠師○鷹匠町へ入候道筋、和泉小路と申候。是迄控地の由申傳候。

和泉屋八郎兵衛 和泉屋直次郎 和泉屋政次郎

右家名相免候者共に候。

右之通相違無御座候。

文政元寅年七月

御本陣 小倉平左衛門

(以下略)

的場源七

的場源七 馬場町の舊家で、左の逸話がある。

傳云。的場源七は慶長年中、神祖の御旨に叶ひ、時々彼の亭宅に成らせらる。御懇意の餘り、仰に汝が宅夜中立寄らんとするに目當なくして迷ふ事あり。何に

ても目印を置くべしと。即屋上に破風を造りて御目當とす。今猶然り。云々。又或日御成あり。時に上白の米飯を食して居れり。神祖是を上覽、以の外御氣色よからず、急に還御なる。源七早速府城に參上して今日の御成を謝し、且御機嫌平ならざるの故を伺ひ奉る。時に拜顔を免されず、近臣をして叱して曰く、汝歳來吾が懇を蒙るは、もと質朴を愛するにあり。然るに今日飯を食するを見るに上白の米を用ふ。是れ驕れる也。思はざりき。言行相違の振舞をなすべしとは。汝が如き分際を知らざる者を近附けば、近侍の士自ら驕心を生ずるの媒となりて終に我家風を亂るべき事必せり。自今出入を止むるの條、早くそこを立去るべしと。源七大に仰天して云ふ。下賤の某貧にして米飯を食する事あたはず。只麥に豆腐の殻を交せて食するを常とするのみ。先に上覽ある處の白きは即殼也。いかでか美食して心をほしひまゝにするの餘裕あらん。此旨深く御賢察を願ひ奉るのよし。奏者に附して言上す。神祖忽ち御心解け、仰に吾誤て殼を白米と見たるか。汝の返答尤理あり、惡むべきにあらずと。即ち御前にめして御雜談あり。御懇命もとの如し。源七一時の難を通れん爲め、僞言

を吐きて幸に其罪を免るゝ事を得たりといへども、大君を誑の天罰身に及ばん事を恐れ、是れより毎日必ず穀を膳上に置きて食するを勤とせり。今に至つて子孫源七と號し、此例を廢せず。云々。源七其頃酒造を家業とし、當町片瀬悉く已が地として家作をなし、富榮たり。今は紺屋を業とし、居所と稻荷一社のみ所持す。云々。(駿國雜志卷之九下)

同様なる記事が名遠理楚之記に二ヶ所ある。其一は家康が鷹狩の途上、或る町家に息ひし時の傳説と、其二は宮ヶ崎町瀧佐右衛門といふ者につきての説がある。

野呂傳左衛門

本通一丁目の豪商で、萩原氏の記録によれば、「年來資産家で、明年間以前よりの慈善家で、其後逐年繁昌し、國産塗物其他太物木綿金物小間物まで賣捌き、奉公人も多く約三十人餘も雇ひ、居宅廣く、土藏も五六ヶ所建て並べたが、後に諸商賣を止め、國産塗物のみ賣捌き、田地を有し市在へ金を貸し松平丹後守其他へ金貸したる程資産家であつた」との旨を記してある。

勝間田清左衛門

本通一丁目に居住し、屋號を遠州屋と云つた。安政六年一八二五正月の十四代將軍代替の時出府した一人であつた。野呂北村氏等と共に屋形町

の三井物産八郎左の爲替方静岡支店を引受け經營したが、其後零落して市在千代田村上土に移つたと云ふ。明治初年に太政官紙幣が發行され、小判と引換になつた時、山積した紙幣を空俵に積み足をも以て踏み付け、繩をからげたとまでいはれて居る。以て其の豪富の程度が推測される。(葉原氏記錄及静岡物語)

第十節 産業獎勵

産業獎勵に關係する機關は種々あるが、其の主なるものを次に掲げる。

使用人及職工獎勵規定

本規程は明治四十二年七月廿三日日本縣告示第五號を以て布達された。其一二條を抄録すれば左の通りである。

第一條 本規程ニ於テ使用人ト稱スルハ、支配人、番頭、手代等ノ雇傭人ヲ謂ヒ職工トハ一定ノ工業ニ従事スルモノヲ謂フ。

第二條 賞與ハ左ノ各項ニ該當スル使用人及職工中、最モ他ノ模範トナルベキモノヲ選拔シテ之ヲ行フ。

一、年齢十五年以上ノモノ。

二、品行方正技術卓絶ニシテ忠實ニ従事スルモノ。

三、滿五ヶ年以上傭主ノ業務ニ從ヒ、又ハ同一工場ニ從事シ、其ノ成績優良ト認ムルモノ。(第三條以下省略)

本市産業獎勵費交付規定

静岡市産業獎勵費交付規定。大正元年に至り本市は産業獎勵の目的を以て、同年十月二十日の告示第一八號にて本規定を公布した。其の第一條を記せば左の通りである。

第一條 本市産業獎勵ノ爲メ、左ノ事項ニ該當スルモノニ對シ、本規定ニヨリ、當該年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス。

一、新ニ市ノ物産トナルベキ工業ヲ興シ、又ハ從來行ハル、工業ノ改良施設。

二、市内實業者主催、品評會共進會、展覽會等ノ開設。

三、他地方ニ於ケル品評會共進會、展覽會等ニ對スル出品。

四、傭人又ハ職工ノ保護獎勵ニ關スル特殊ノ施設。

五、實業組合ノ新設。

六、實業講話會、又ハ講習會ノ開催。

七、其ノ他、産業進展上必要ト認ムル事項。(第二條以下省略)

本市常設勸業委員設置規定

静岡市常設勸業委員設置規定。本市は大正七年八月十二日に告示第一四號を以て、本規定を左の通り公布した。

第一條 本市ニ常設勸業委員ヲ置ク。

第二條 勸業委員ハ八名トシ、名譽職參事會員二名、市會議員三名、市民中選舉權ヲ有スルモノ三名ヲ以テ組織ス。

第三條 市民中ヨリ選舉シタルモノ、任期ハ四ヶ年トス。

補缺選舉ニ依リ就任シタルモノ、任期ハ前任者ノ殘任期間トス。

第四條 勸業委員ハ勸業ニ關スル調査及施設ノ事務ニ從事ス。

第五條 勸業委員會ハ必要ニ應ジ市長之ヲ招集ス。

本市農商務統計調査員設置規定

静岡市農商務統計調査員設置規定。本市は農商務統計調査のため、大正十二年一月十二日に告示第二號を以て、本規定を左の通り公布した。

第一條 農商務統計報告規則第三條ニヨリ、静岡市ニ農商務統計調査員ヲ置ク。

第二條 調査區及調査員ノ數ハ別ニ之ヲ定ム。

第三條 統計調査員ハ實業ニ精通シタル者ニ就キ市長之ヲ囑託ス。

第四條 統計調査員ハ市長ノ命ヲ受ケ、農商務統計ノ調査ニ關スル事項ヲ調査シ市長ニ報告スルモノトス。

第五條 統計調査員ニハ豫算ノ範圍内ニ於テ手當ヲ支給ス。

産業統計調査員

産業統計調査員。大正十三年六月に至リ本縣訓令^{第一號}を以テ、本縣市町村統計事務處理手續が制定され、尙十五年九月三十日に訓令^{第四號}^{第七號}を以テ改定され、本市

にて今調査員の調査事項分擔を左の如く定めてある。

- 一、綿織物絹及絹綿交織物特殊織物晒及染物。
- 二、漆器木製品竹製品玩具齒朶細工。
- 三、味噌醬油清酒清涼飲料水。
- 四、罐詰漬物。
- 五、菓子麵類。
- 六、各種機械類金屬製品。
- 七、製茶再製茶。
- 八、水産製造品水産製造業。
- 九、會社工場。

尙此の調査員には織物製造販賣業漆器製造販賣業酒類販賣業漬物罐詰製造販賣業菓子製造販賣業銅鐵金物販賣業の各販賣業者、及製茶會社員銀行員水産會技師

静岡實業協會

諸氏を依囑し、年手當を一人金貳拾圓とし、調査報告用紙は市費負擔とし、筆墨其の他の費用は各調査員の負擔と定めてある。
大静岡實業協會 本市には元、店頭裝飾改善の目的を以て、S.W俱樂部なるものが組織され、其改良に力を盡したが、大正十三年三月に至り本市に於て實業界の氣分作興を期し、商工研究講座を開催した時を以て本會を組織した。其の趣意は左の如くである。

吾々が店舗を管理し經營するには、恰く科學の力と實際的研究に俟つて、それを最も合理的に且つ能率的にしなければなりません。而してこれを自己經驗のみに頼つて満足する時代は過ぎて、少くとも吾々店舗を有する同人が、互に一致團結して研究を實行すべき時ではありませんか。如斯意味で本會は之等を秩序的に研究實行して、我静岡縣實業界の一大活躍を促さんとするものであります。

尙ほ同會の會則を抄録すれば左の通りである。

第一條 本會ヲ静岡實業協會ト稱ス。

第二條 本會ノ目的左ノ如シ。

實業經營管理ニ關スル總テノ事項ヲ研究實行シ、其能率ヲ増進スルヲ以テ目的トス。

第三條 本會ハ當分事務所ヲ靜岡市商品陳列所内ニ置ク。

○今吳服町五丁目ニアリ

第四條 本會ノ事業左ノ如シ。

一、實業經營管理ノ科學的研究。

二、販賣能率増進ノ科學的研究ト其實際調査。

三、廣告ニ關スル心理及活用法ノ講究。

四、實業ニ關スル講演會、競技會、展覽會等ノ開催。

五、印刷物刊行。

(以下省略)

其の施設事項は種々あるが、其の主なるものを記せば次の如くである。

大正十三年^{八二五}三月、中本會創立記念ノ爲メ、實業界社長井關十二郎氏ヲ招聘シ、

「小賣商店ノ繁昌策ニ就テ」ト題スル講演會ヲ公開ス。五月中、左ノ標語「ボスター」ヲ作り會員ヘ配付ス。

「商品ヲ賣ルト同時ニ親切ト満足トヲ」「實業ニハ損益勘定以上ノ大キイモノ

ガ働イテ居ル」「安心シテ買ヘル店」「新シイ品ヲ安ク賣ル店」八月中、第一回商

店々頭裝飾競技會ヲ開催ス。十二月中、商品陳列所樓上ニ於テ、第一回歳末贈答

品陳列即賣會ヲ開催ス。

大正十四年^{八二五}五月中、縣立圖書館講堂ニ於テ、「科學的商店經營法」「商工能率

増進」ニ關スル活動寫真並ニ講演會ヲ公開ス。十二月中、商品陳列所ニ於テ第

二回ノ年末贈答用品陳列即賣會ヲ催シ、靜岡實踐商業學校生徒ヲ實地經驗ノ爲

メ販賣係ニ採用セリ。

大正十五年^{八二五}八月中、三日間ニ涉リ、商工會議所ニ於テ、商學士中村茂男、明大教

授井關十二郎、商學博士石川文吾ノ諸氏ヲ招聘シ、實業講座ヲ開ク。同月中、廣告

行燈意匠競技會ヲ催シ、同月十四日ヨリ三日間ニ涉リ、毎夜行列ヲ作りテ三時間

宛市中ヲ巡行シ、途中懸賞ヲ以テ優秀ナル意匠ノ一般投票ヲ募ルナド共ニ好評

ヲ博セリ。

昭和二年^{八二五}二月中、商品陳列所主催商品ノ陳列研究會ヲ協賛シ、會員ノ出品多

數ヲ占メ場内ニ異彩ヲ放ツ。三月中、本會パンフレット第一輯「小賣商店ノ純益計算ト營業收益税ノ經費トニ就テ」ヲ印刷シ會員ニ配付ス。同月中帝國海防義會日本一周飛行ヲ協賛シ、「オ買物ハ静岡實業協會員ノ店デ」ト標記セル宣傳ビラ二萬枚ヲ空中ヨリ撒布ス。四月中、静岡電氣展覽會ヲ協賛シ、本會直營賣店三十小間ヲ建設シ會員其ノ他ノ利用ニ供ス。十月中、全國産業組合大會ヲ協賛シ、店頭裝飾陳列競技會ヲ開催ス。十一月中、縣立圖書館講堂ニ於テ商店經營能率増進ノ實況活動寫真會ヲ公開ス。同月中、理事長望月大太郎理事法月俊郎兩氏ハ本市ノ囑託ヲ受ケ、廣島岡山神戸市ニ於ケル商店經營實情視察ヲ行ヒ會員有志同行シ、各方面ニ有益ナル資料ヲ得タリ。十二月本會パンフレット第二輯トシテ、「店頭裝飾競技會批評録」ヲ印刷シテ會員ニ配付ス。

昭和三年^{二五}八^八 一月中、元旦ニ際シ會員店頭ヲ飾ルベク、賀正ト表シタル優美ナルポスターヲ作り會員ヘ配付ス。二月中、第一回本會店員慰安會ヲ二日間ニ涉リ静岡歌舞伎座ニ於テ開催ス。三月中、鐵板法郎製ノ一定表示看板ヲ作り、會員全部ノ店頭ヘ掲グ。同月中本會パンフレット第三輯「關西地方商店街視察概況」

産業關係
教育機關

ヲ印刷シ、會員全部及市内一般關係ヘ配付ス。四月中本縣主催メイトル法宣傳施行ニ際シ、本會ノ廣告ヲ兼ネタルポスターヲ市中各所ヘ揭示スルト同時ニ大廣告塔ヲ建設ス。八月中、十四日ヨリ三日間廣告祭ヲ催シ、小梳神社福神^{俗ニ甲子様ニ又ト云フ}ニ詣デ家運長久福徳圓滿ノ祈願ヲナシ、其節昔駿府ニテ鑄造シタル駿河小判ニ模シタル紙製御守ヲ顧客ニ頒ツト共ニ市中ニ廣告行列ヲナス。

尙ほ序に今本市に於ける産業に關する教育機關を舉げれば左の通りである。

静岡縣立静岡商業學校 明治卅一年十一月の創立で、始め静岡市立静岡商業學校と稱し、本市の經營に屬して、甲乙程度であつたが、大正十一年度より實踐商業科を分離し、縣の管轄となる。

静岡市立駿府商業學校 明治卅三年四月の創立で、始め簡易科として市立商業學校に併置され、後静岡實踐商業學校^{現城内尋常高等小學校敷地一部}となり、又更に東草深町一丁目に移轉し、昭和二年三月に至り現名稱となる。

静岡市立静岡商工補習學校 明治卅六年三月本市教育會の施設に係り、後大正十年四月に至り、本市の經營に移る。校舎は今城内東尋常高等小學校を借用して

居る。

静岡縣立安倍農學校 大正四年四月の創立で、始め安倍郡立農學校と稱し安倍郡の經營に屬したが、後縣に移管となり豊田曲金にある。

静岡縣立静岡工業學校 大正七年四月の創立で、本科電氣機 織造・製紙と專修科木工・製漆とより成つて市内太田町に在る。

其他農業に關する補習學校としては、東豊田西豊田大里東大里西等の諸校に附設され、夫々産業教育の普及を圖つて居る。

第五章 名物

名物の種類は駿府府中時代に既に相當の數を有し、静岡より静岡市に移つて益々其數を増したが、其間榮枯盛衰があつた。今こゝには興津鯛安倍川餅駿河餅等を舊時代に、山葵漬蒲鉾等を新時代にとつて次に記さう。

興津鯛

興津鯛沖津製造の起源は、一般に家康時代としてあるが相當古いものらしい。

右贈遺の事は、山科言トキフ繼卿の日記弘治三年に見えるといふ。此弘治三年は、家康年

未だ十六歳の時で、今川義元の時代である。(編纂資料一巻 六〇四頁参照)

今參考に普通文獻による關係資料を摘記すれば左の通りである。

興津鯛 安倍郡府中御在城の時にあり。傳云、慶長某年十二月十三日。御煤取の日、大奥女中興津の方、其父某が許より贈る處の方頭魚あまたの干物を奉る。即ち是を炙りて晝の御膳に調進す。其味甘美にして肉堅からず、鹽合甚佳也。殊に御口に叶へる旨、上意の上毎年今日此干魚を献すべき由仰を蒙る。是より此人例として年々是を献上す。云々。今加番の三衆、毎年十二月朔日はを獻す。此れ遺風也。是より此魚を號けて興津鯛と云へり。云々。里人云。此魚は多く城の腰の邊にてとれり興津の濱にて獲るは少し。察する處女中の名を假るのみ。云々。(駿國雜志 九下)

傳へ謂ふ。慶長年間、徳川家康清見寺を過ぐ。時に乾方頭魚を召され、其の美味を感賞あり。乃ち地名に因ちて興津鯛と命名せられたりと。慶長中、興津河内守初めて製し神君へ獻す。夫より稱して興津鯛と云ふ。(駿河記及 庵原郡誌) 所々にあり。多く城の腰より取れるよし。(駿河國補遺)

同献上

興津鯛の献上は御茶壺の道中御菓子の献上など、同様に徳川時代に於ける主な行事であつたから、駿國雜誌に献上物中の第一に擧げてある。

干物二十枚一籠背籠に入る、其間葉を、御城代御定番是を献上す。毎正月二日當

府發足。〇十二月二日納め 同月十一日江戸披露。〇御定番より正月十日献上すともいふ。

干物五十枚一籠西丸同數〇加番三衆是を献上す。 毎十一月廿三日當府發足。十

二月朔日披露。是十三日御媒拂賀儀御料也。是府中、中ノ店肴屋又右衛門〇廣瀨

存現同仁兵衛製調する所なり。十五枚筥入〇小島原郡領主松平丹後守信友寒

中之を獻す。其鯛尺餘を定とす。五十枚入一箱但磨き籠に入田中〇志太郡城主

本多豊前守正意、正月七日是を獻す。

駿府名細記云。在番方献上之事。

御城代興津鯛二十枚御定番同番頭同正月二日献上

御城代初茄子二十一枚瓜興津鯛廿五枚四月五月の内献上

歸府献上興津鯛廿五枚土産。三加番御老中方江興津鯛三十枚燭臺二本宛

若年寄御側衆江

同

二十枚

同

二本宛

寒氣御機嫌伺 三加番

同

五十枚

(略中)

興津鯛は籠入、初茄子、初瓜、蜜柑は各青竹籠入。御城代献上の興津鯛は鯨尺一尺五寸に極る。其外は一尺一二寸の内、大小入交る也。云々。(駿國雜志)

尙又、文久三癸亥年二二五二月徳川家茂代十四上洛の砌、土太夫町萩原與次郎久敬次郎

氏の父、石の「御旅館御所殿中御給仕相勤候日記」に、將軍より興津鯛を京都まで持

參しても品が悪くならぬかとか、壹尺位で何程の價格かなど問はれて其時、例年は

壹尺位で銀三匁位なるが、此年は諸家通行の爲め買上げが多く、品拂底にて五匁以

上すること、尙京都への持參は絶対に不可能の由を御返事申し上げたと記してあ

る。

俳人蕪村門下の駿才高井几童が天明五年二四の冬、駿府に滞在し、一夜安倍川町

なる揚屋丁子屋の樓上で過し、杯を傾け乍ら次の俳句をものした。

興津鯛冬のわさびもたゞならず。(法月吐志樓氏著 見東仙鏡志)

此の興津鯛と特産わさびとの俳句として興味あるものである。此の几童は京都

興津鯛と
几童

の人凡圭の子で晋明、又春夜樓とも、又三世夜半亭とも號した。其後二三年を経て、寛政元年二四の十月廿三日に年四十九を以て歿したといふ。

肴屋又右衛門

廣瀬又右衛門 慶長年間以來の魚商で、此興津鯛製造には代々妙を得て居る。同家では往昔延喜の頃、朝貢品製造の遺法なりと傳へて居つて、同品の技巧は截割、洗濯、鹽藏、乾燥の四點に在つて、長所は貯藏久しきを保ち、色澤の變らざる點にある。家傳とする方法の大要左の如くである。

當地近海にある甘鯛をさきひらき、暫時冷水に浸し置き、目箆へ上げ、それより鹽漬として一夜置き、翌朝冷水にて數回清洗す。此時間凡二時間より二時間半を適度とす。是れより葭簀へ竝列し日光にて兩三日ほし、保存には魚入蒸籠へ入れ置き、風並空氣を入れ濕氣を乾かすを要す。云々。

同家には興津鯛御用札が左の二つある。

東宮職御用 調進所 廣瀬又右衛門

靜岡名産 興津鯛 肴屋又右衛門

上記のものは明治三十年一月に御許可のもので、其願の次第は左の通りである。下記のもは其の以前のものである。

東宮職御用札御許可願

興津鯛精製之儀者、私祖先以來曾テ諸御嗜好家之御賞賛ヲ蒙リ居候處、恐多クモ宮内省御用向及 東宮御所等、時々御用被ニ仰付ニ難、有仕合奉、存候。就テハ家名繼承之名譽ニ關シ候儀ニ御座候間、何卒 東宮職御用札之儀私店内相當之位置ニ揚ゲ置申度、此條御許可被ニ成下ニ候様、偏ニ奉ニ懇願ニ候也。

明治三十一年一月

靜岡縣靜岡市兩替町四丁目一番地

廣瀬又右衛門

東宮太夫男爵黒川通軌殿

〔以下朱書〕

願之趣聞置候事。

但、廢業轉業又ハ移轉スルトキハ其旨届出ヅベシ。

明治三十年一月廿七日

東宮職印

安倍川餅

安倍川餅は一名五文採餅といひ昔から名高いものゝ一つになつてゐる。従つて古來、道中記に多く記載してある。

安倍川東川端に彌勒茶屋とて安倍川餅あり。(東海道名所圖會) 安倍川此方に白搗く

音して襟かけたる若き女の餅をねる様面白く暫時興を止む。新たなる木具に

盛り來るは彼の安倍川餅なるべし。味また佳し。(政元紀行) 爰は名にあるあべ川

餅の名物にて兩側の茶屋いづれも綺麗に花やかなり。(毛栗) 安弁郡安倍川渡

頭彌勒町に於て是を賣る。其製湯櫃形にして潔白也。味も又佳し。上に氷お

ろし。氷卸、氷砂糖を細末となしをかく。其一を錢五文に賣れり。故に此名あ

り。(駿國雜志)

安倍川で馬はきな粉をあびて行き

餅も茶もさて安倍川は悪くなし

阿部川がとまると餅も胸つかへ

とあれ徳川時代から安倍川畔の並木の蔭あたりで、纔に通行の人を相手に賣られて居た餅が、街道の繁昌につれて、彌勒町へ休茶屋が檐を並べるやうになつたため、

往來の旅人もこの餅に舌鼓をうつことが多くなり、いつか街道の一名物となつたものである。普通安倍川餅と云ふと、餅を湯煎にして砂糖か黄粉をふりかけたものか、餅を焼いて蜜をつけたものへ砂糖や黄粉をふりかけたものゝやうにおもふ人が多いが、名物の安倍川餅は丸い盆の上へ餡と黄粉の小さな餅を並べた上へ砂糖をかけたもので、昔は黄粉餅ばかりであつたものである。安倍川餅が街道の名物として名高くなつた一原因は、徳川時代に珍重した白砂糖を用ひたことで、従つて値段も安くはなかつたものとみえて、伊勢參りの男が一盆五文のつもりで食べた所、一つ五文であつたのに驚き膽が潰れたと云ふと、「のろまめ、砂糖の高いのを知らねえか。白砂糖をつかふ餅が道中のどこにある」と江戸ッ兒が罵倒した言葉が、役者見立の東海道名物五十三次と云ふ評判記に載つて居ると云ふ。

起源は俗説に慶安の頃、堤添川越町なる彌勒院の佛弟が師僧の勘當を受け還俗し、名も源右衛門と改めて川原に茶店を出し、餅を賣り始めたのによると傳へらる。又法月吐志樓筆の「旅」(月刊雜誌)に名物安倍川餅と題して、「慶長の昔徳川家康が井川笹山金山(鑛業の節參照)を御用金山として採掘させた頃に、家康が巡檢に赴いた時、或る

男が餅を作つて献上した。家康が大に喜んで、其の餅の名を尋ねた所、男は安倍川と金山の金粉とに因んで、「安倍川の金な粉餅」と答へたから、家康は其の奇智を賞したが、後にこの名から「安倍川餅」の名が起つた」と記してある。何れも俗説の儘傳はつて居る。

往時駿府より上方へ旅立の時、知人は此の彌勒茶屋まで見送り、餞別の酒宴を開いたと云ふ。幕府時代は諸大名の參觀交代と、上り下りの旅人として、殷賑を極めたが、明治になり東海道鐵道の開通に伴ひ、東海道々中の衰微と共に、茶店の數も次第に減じ、今では石部屋一軒が安倍川餅屋として、切り残された柳の老樹と、僅に廣重の畫にある情調を傳へて居るのみである。

尚ほ安倍川餅と並び稱される名物一二を次ぎに記さう。

兎餅

兎餅 豊田古庄の名物で、大福餅形で上部に兎印がある。昔東海道中往來の頻繁であつた頃、旅人の休息所となつて居た家で、屋内に愛玩用の兎を飼ひ、店頭にては兎餅と稱して販賣した事による。今は静岡電鐵の古庄停留場前にあるが、元は現位置より稍西に在つたと云ふ。經木の包装に蜀山人の狂歌として次の如く記し

てある。

耳長う聞き傳へ來し兎餅、月春もよいからあがれ名物

桶餅

桶餅 國吉田元、小吉田と云ふの名物で、又「長門餅」とも云ふ。元、小吉田立場の在つた頃晝食所で作り、明治十二三年頃まであつたが、今失つたのは遺憾である。其小桶は深さ一寸五六分、直徑二寸五分位のものであつた。蜀山人の紀行に、「小吉田の立場に至れば酒屋あり。小さき桶に餅を入れてひさぐ。長門餅と云ふ。味よろし」とある。又同所で梅木餅と云ふ餅も作つて賣つた。又梅の木饅頭と稱したのも同じものであらう。

(略上) 里人梅の木饅頭と稱す。門に一株の和實梅あり。故に此名あり。今は出

店一軒を建て頗る流行す。其製粳の粉を用ひ、内に小豆餡を入れる。味頗るよし。

當所○國吉田立場を梅の木立場と云ふも、此名木より唱ふなるべし。(駿國志)

餅の類

尚ほ駿府にて製造した餅の類は、駿國雜誌に次のやうなものが見える。
御事牡丹餅 安倍郡府中市にあり。毎年二月八日、十二月八日、是を造りて祝事とす。其製粳と糯とを交せ、むしねりて、上に小豆餡をまとひ、或は黄粉をかく。

す。慶長九年^{六〇二二}某の月江戸御城御本丸御坐の間に於て、はじめて御膳上の日嘉定御祝有るべき間、往昔味方が原御合戦の折節獻し奉りし六種にならひ、御菓子^六を調進すべき旨仰出さる。是れより年々六月十六日嘉定の御菓子を獻じ時服を給ふ。其の六種は饅頭^三、羊羹^五、鶉焼^五、寄水^三、金飴^{十五}、阿古屋^{十二}各片、木に盛り、杉の青葉を敷く也。同十六年^{七〇二二}御上洛供奉。同十七年^{七〇二二}六月十六日駿府城に於て始めて嘉定の御祝有り。^(後記) 忠行又御菓子を獻ず。御吉例に依りて也。抑此祝事足利家治世の時より行はる。御當家此御祝有る事、慶長年中より絶えずと申傳ふるのみ。^(中) 五代目主水忠光の時、元祿十五年^{六〇二三}台命に依りて虎屋織江某に御菓子製法の極秘を傳ふ。已後御菓子師二人と成る。云々。武徳編年集成云。^(中) 常に餅饅頭を製する事を好んで度々獻じける。當時戦世にして深く此類に毒入らん事を憚らせ給ひ、渠獻するにあらざれば猥りに好み給はず。^(下) ^(駿國) ^(雜志)

又此に云ふ嘉定御祝の初めを江戸は慶長九年^{六〇二二}駿府は同十七年^{七〇二二}と傳へて居る。嘉定御菓子の由來は左の通りである。

菓子製造の制限

傳云。慶長十七年^{七〇二二}六月十六日。嘉定の御祝。在府の諸士及び日野唯心、水無瀬一齋、飛鳥井雅庸、冷泉爲滿、土御門久備、舟橋秀賢等出仕。午の尅^〇正大御所、南殿御上段に出御。尾張義直君、遠江頼宣君、水戸頼房君、相従ひ玉ふ。唯心はじめ公家衆各疊の上に坐せらる。上意に依て、山名右衛門豊國、入道禪高又疊の上に坐す。其餘の衆悉く御椽に候す。時に御膳を御前に備ふ。御三方唯心雅庸^方爲滿、己下の公衆並に禪高^足等に、膳を備ふ。其後、珍菓嘉肴を片木にもりて並べ、積事山の如し。伺候の輩是を頂戴して退出す。云々。是當城御退隱の後、はじめて行はるゝ處也。已後、年々斯の如し。今府中嘉定食の沙汰を聞かず。或云。此時の御菓子は饅頭、羊羹、黄白寄水^水、大餡餅^餅、^(俗に云) 黄黒錦飴^飴、^(俗に云) 阿古屋^花、^(俗に云) 煮染、麩、熨斗、鯉の九種を用ひらる。云々。^(駿國) ^(雜志)

徳川時代に既述の醸酒と同様に米を原料とする菓子饅頭の類、五穀を消糜する諸種の食品を製造販賣するを、往々禁せられた事は次の文で分る。

在々に而うどん、切麥素麵、そば餅、まん頭、豆腐、其他何にても五穀の費に成候ものむざと致し商賣仕間敷候事。

寛永十九年〇二三月 六月

(徳川禁令考及
十五代史)

俳人の見
たる名物

尙同年閏九月には更に諸國在々所々に對し、以上の外、尙南蠻菓子をも商賣無用なりと説き、この前後同一の法令を見ることが多い。(川本庄榮治郎氏著徳川幕府の米價調節)

天明時代は駿府に於ける俳諧の盛んな時代であつたが、文母の著『望の華』の中に、梧泉庵にて詠じた駿府を中心とした附近の名物に、關する句集があつて、名物を紹介する句として面白いものと思ふ。梧泉庵は駿府俳人竹室梧泉の庵名

或日、竹室に饗せられ、各遠近の産物を題に採りて、

安部茶	末葉摘茶にも七騎の芳しき	郎	娥
賤機焼	陽炎や陶瓶 <small>物</small> つくる夕けぶり	居	逸
藁科鮎	藁しなの苞に芳し春の鮎	扶	老
瀬戸染飯	染餅やけふ寒食の人通り	桃	壺
賤機紙衣	賤機や紙衣もむ日の袖に蝶	左	更
八幡織	糸ゆふの窓からのぼる八幡哉	古	篤
稻川芹	稻川の是もみのるか芹の花	歌	白

久能莖立 ぐゝ立や此ころ久能の海日和

杜 口

沖津鯛 濡色の網に花あり沖津鯛

此 其

有渡蕨 早蕨に波よす有渡の尾崎哉

嵐 十

安部盆石 石の名も富士から産か雪解川

龜 六

宇都谷十團子 雪消して氷柱の後や十團子

月 承

三穂海苔 三保海苔や浪のひまより朝みどり

巴 明

安部川餅 春の水汲て練らん杵の音

梧 泉

石田 落 松風や石田に萌て落自在

文 母

又鬼才鬼貫の紙子籠細工についての俳句・俳文がある。

廿九日、阿邊川安部川を行くとき、

東路の夜露こふたる紙子哉。

道々わがこゝろふたつにわかれて半心はこの句冬也。惣じて露月などの類季のかぎりある物にむすびてはいづれもその季にひかるゝならひ、しかれば夜露こふ紙子全(く)秋ならずといふ。また半心の日、かなしひ哉。汝色を見ていまだ

そのいろに奪はるゝ事、尤物につれては四季の間をわたる露月なれば、句躰うち聞えたる所秋なし。されば一とせの長月は、はやけふ明日のかぎりしられて、この宿を過るに、吾妻の秋の形見は夜露しみたる紙子にこそ残りりと深くも秋をしたひてなり。また此露冬にして聞所いさゝか意味なし。句は是こゝろより作れるすがた、爰に於て汝心をとるや、すがたをとるやといへば實至極の秋なりし物をと、心またひとつになりて府中にかゝる。爰は竹にて物作る家あまたなり。

虫籠を買ふて裾野に向ひけり

(不夜菴太祇考訂 鬼貫句選卷之五)

山葵漬

山葵漬は明治以後に於ける當所名物の一で、本市を通過する旅客の購求多く、又遠方よりの註文も少くない。本品は獨特の香氣と高尙な辛味とを有し、廣く世人に賞味される。年々其産額を増加し、内地は勿論朝鮮支那滿洲南洋等にも輸出して近來山葵酒山葵味噌山葵餅山葵羊羹山葵おこし山葵の素粉山葵など同じ原料より作り盛んに賣出して居る。

蒲鉾

蒲鉾の起源は徳川時代の初期に鯰を叩き練り、箸の如き棒に塗り付けて火に炙

り、其の形が水邊に生ずる蒲の穂に似てゐた爲め、此名を取つたと云ふ。初め殆んど自家用であつたが、維新後武家が此店を開いた。併し賣先が狭かつたが、製法形状は大に改良され、肉を棒に塗る事を止め、小さい板切れへ盛るやうになり、原料も鯰に限らず種々のものより取るやうになつた。明治十二三年頃東京より金兵衛不と云ふ者が當地に来て、當地は新鮮なる魚類が豊富なのを見て仕事に着手した所が案外に好評を受け、次第に顧客を増加するに至つたと云ふ。日清戦役當時より日露戦役前後に至り、優良品産地として東京小田原を凌駕した。同四十年頃には全く中心地となり、專業者の數、品質より見れば本市沼津焼津由比の順となると云ふ。昔は鯛を原料としたが次の如く記したものがあつた。

傳云。鯛の蒲鉾名物とす、味美也。別に蒲鉾店と云ふ者なく、摺肉に味噌を加し、蒸して是を造れり。男女各手業とす。其製江戸に異なる也。(駿國雜志)

又、此の外に半平と云ふ物がある。由來を次に記さう。
里人云。寛永年中、大納言忠長卿府中在城の時、寵臣戸川半平某と云ふ者有り。調理に精し。或日鯰を進す。忠長卿其の味の美なるを賞し、半平が名を以て鯰

におはしむ。其製魚鱈の柔なるもの也。云々。今御臺所御料理獻立にも半平と書けり。世俗はんべんと唱ふるは訛る成るべし。(駿國雜志) 棘鬣魚鱈謂之半平。忠長寵臣戸田半平始製。因以名之。至今其法精於佗方。半平或作鱈餅。音訛也。(駿河小志)

今本市商産陳列所發行の静岡案内に静岡名物として、前記の外に川根茶、木地呂塗、鯛めしを擧げて居る。本市にては斯る名物の改良發達を促進させる爲め、屢々展覽會を同所に開催してゐる。

會名	期	間
本市名産食料品展覽會	大正四年	自三月廿一日至三月廿七日 五日間
東海名物名産品展覽會	同十年	自三月廿一日至三月廿五日 七日間
國産品愛用展覽會	同十三年	十一月十五、十六兩日
全國名所土産品展覽會	同十四年	自七月廿九日至八月四日 七日間
全國加工食料品展覽會	昭和四年	自三月二十五日至三月三十日 十四日間

外人の駿府觀察

附 外人の駿府觀察

徳川時代に於て、我國の文化を感想により紀行により世界各国に紹介した外人は可成澤山見えるが、中自然我が駿府を紹介したものが數名ある。

駿府の竹細工、桑木細工、木地呂塗などが名物として世評に高くなつたのは東西の旅客が買求めた外、元祿以前から外人の嗜好に投じて購求されたからでもあらう。即ち和蘭商館員などが江戸參府紀行の節などには、往に註文し歸に買求めて歸つたものがあつた。後世天保から安政頃に亘つて駿府の漆器其他が外國貿易品中の名産となつたのは、斯かる緣由があつた事も大分原因となつてゐるらしく思はれる。

サリスの觀察 慶長十八年七月二十五日、英人ジョン・サリスの旅行日記に、「當時駿府は家康の居城で其盛大なること倫敦の上にある」と云つて居る。(菅沼貞風氏著 大日本商業史) 此時サリスは英國東印度會社所屬の船長として、平戸より駿府に來り家康に謁し、英國王ゼームス一世の國書を呈した。(編纂資料第二卷 三一頁參照) ケンフエルの觀察 ケムフエルの觀察については、日本經濟史に左の説明があ

つて外人の紀行文として今尙ほ重要視されて居る。

長崎に來りし和蘭人の中、我が文明を世界に紹介したるものに、北獨逸の人エンゲルヘルト・ケンペルあり。彼が和蘭東印度會社の醫師となりて、長崎に來りしは元祿三年五〇三にして、此間彼は其専門の眼より見たる日本の礦物植物生物等を博物學的に研究するのみならず、此等の産物の農業工業商業上の價值作用買の方法をも研究し、其他日本の歴史風俗をも研究せしが、國に歸りて後、日本歴史と題して之を刊行するや、歐洲は始めて日本文明の性質歴史風俗に關して稍々正確に近き知識を得たりき。云々。

ケンフェルは西曆一六九一元祿四年二月十三日我正月十六日に長崎を出發して三月九日我二月十日に我が駿府を通過した。其紀行の譯文は次の通りである。

三月九日我二月十日 金曜日 文中口は衛藤本、△は坪井本の譯本を示す。

略上 川倍川はこゝより遠からず。三ツに分れて大海に注ぐ。此河を越え四分の一里に作る三にて我等は此國の首府駿河スルガ スルガ オダ スリミガに入る。此市は時として駿府スンプと云ひ、又城に因みて府中フチウ フチウとも云はれ、普通は國名に

よりて駿河とも呼ぶ。開放的にして閨門なく廓壁町筋は頗る廣く平夷にして△縦横折す。□井然家屋は低く△立派な多數の商品を置ける小賣店あり。此地にては□頗る紙にて模様彩色を施しな色華やかなる衣服地蘭や割籐にて細工し、編上げたる夏笠籠箱其他種々の精巧にして薄漆ウスワシしたる物具等を作りてそれを價廉く販賣す。割註 此地にて江戸京都と同じく貨幣を鑄造す。割註 略そは小判 Cobang 即ち長く圓く平なる黄金板 圓形にて、五ドゥカーテン Dukate 凡そ五圓に相當す。に相當するもの割註と、一分金 Tsidob 即ち長方形の黄金板にて二五ドゥカーテン相當のものとあり。城は北側△英譯本東北、佛譯本北にあり。四方形の建物にして濠と角石にて高く築きたる堤防とを廻らしたり。高くして遠く平野に輝きたる城塔ありしが、割註 數年前に火災にて焼失したり。云々。

其の歸途は同年四月五日我三月三日に江戸を出發し、同月九日我三月十一日に又駿府を通過した。

四月九日我三月十一日 略上 府中は駿河國の一市にして、駿河には甚だ肥沃の田畝あり。

り。又紙布を製す。有名なる一つの莊嚴なる寺○臨濟寺もありと云へど、此度は行きて見ることを得ざりき。云々。

翌五年の第二回には三月廿七日に其の歸途は五月一日に通過したが、格別の記事がなかつたから前項のみに止めた。此の譯文は異國叢書第六 吳秀三帝國大學醫學博士譯註ケンフェル江戸參府紀行に據つた。

フイツセルの紀行

フイツセル參府紀行 フイツセルは一八二二年文政五年三月二十日に駿府に來た。其の一節に次の如き記事がある。

(前略) 此日ウメシマ○前島岡部丸子の諸町村を通行し大井川と同様の方法によりて安倍川を渡り府中に着せり。此市は工業を以て甚だ名高き處にして諸種の編紐挽物細工漆器等を産し、其他竹又は木にて巧に造りたる籠箱等の道具を製出す。商人は極めて精巧なる物品を集めて室内一面に陳列せり。然し我等は從前の經驗によりて懸値さるゝことを知るが故に品物を選びたる後、代價につきての交渉纏らず、彼等は夜遅くなりて全く斷念して空しく歸りたり。

(文學博士齊藤阿具譯註 異國叢書より抄録す)

シーボルトの日記

シーボルトの日記 シーボルトは當時本職の醫學の外、人類學、人種學、地理學及動物、礦物、政治、經濟凡ての學科に通曉し、其の興味も頗る博厚で、宛も歐洲學術の代表者として日本に臨んだ趣があり、維新開國の機運促進に個人として與つて力があり、前述のケンフェルは我國を主に世界に紹介し、シーボルトは此の外逆に世界を日本に紹介した一人である。次に掲ぐる日記は文學博士吳秀三氏譯「シーボルト江戸參府紀行」に據つた。四月三日のは往路駿府通過の時、先づ安倍渡川の狀況を述べ、次ぎに駿府特産品を讚嘆して居る。

四月三日○文政九年(二四八六)二月二十六日に當る 六時に近く藤枝を去る。(中略) 十一時近く丸子 Mariko に達し、午餐の後に府中 Futsju の方へ旅を續け、安倍河村 Awogawamura の脇にて、大井河同様にして安倍河 Awagawa を擔ぎ渡さる。今日は昨日よりも寒く(華氏二八度) 余はこの鍛鍊したる人々が寒さのために戰慄するを見て驚きたり。人は然も余に、「此人々は冬中は川に入りて却て暖まる如く感じて寒さの影響に惱まざるゝこと今時よりも少なし」と語りたり。

駿府

尋で直に府中 Futsju に到着し、長き通りを徒歩にて練り行き、此地にて名高く、

一廉の工藝品たる木細工細工、桑網細工細工、籠籠を見んとしたり。此地は竹にて編み極めて美術的に細工したる小さき籠時として價高き木材にて作りたる家具其他漆器類人形石の彫刻等にて日本全國に名高し。午後には此種の細工品を我等に齎らしたり。皆實に驚くに足る美術堪能の賞讃を博すべきものなり。されど商人は價を募るものなれば、誰にも言ひ價の四分一は安心してネギ推り得るなり。○此の當時にも賣價に相當掛け値があつたか

尙ほ江戸へ到着して暫く滞在の後、再び歸路に駿府を通過した。次の文に見る通り荷車車及植物につきての觀察は、頗る詳密を極めたものである。

五月廿三日○文政九年(二四八六)四月十七日に相當す我旅は府中 Eufyju へつゞく。道にて牛に牽かせたる荷車の來るに遭ふ。車は頗る無骨にて粗末の造なり。車輛には多數の輻と太き環とあり。輻と輻とに亘木ワクリキありて環に取付けたるなど、歐羅巴の車とは異なれり。輪圍ソトワの代りに環の上なる長釘を竹にて編み包み、それにて環を緊しく締め合はせ、且その摩擦を防がんとしたり。此地方にて牛を車につける常の方法は、牛に取りて甚惱ましく、弓なりの輻をば肉又狀の轆ナギに固定し、それを

牛の項と肩胛との間に置きたれば、牛の車を牽くときは、肩胛なるかなり大なる肉堤は、そのために押し付けられ、輻の自在に彼方此方に動くがために、屢々壓され、くつて創つくことあり。人は勒を用ひず、鼻に輪を貫き、これに綱をつけて牛を導くなり。此地方一般に牛を用ふ。府中近邊には稻田多く、小さき畝に蒔きたる稻は、今や數寸高く育ちて、人は大なる稻田を植付くる爲に準備中なり。それは甚困難な作業にして、水を被りたる沼の如き地を鋤にて起して溝を作らねばならぬなり。我等は早く府中に到着し、日本中に名高き二三の籠細工、木細工を購ひたり。

五月二十四日○我四月十八日朝早く府中を出發し、安倍川 Abegawa を越え、山多き地方を通り、藤枝 Fuzajido にて晝食したり。余は此山々の密林にてまだ知らぬ植物を甚だ多く見たり。其中にて楓樹ミヤマハンショウは觀賞植物として美事なり。余は又時にサツサフラスと云ふを發見せしが、その本種の Laurus sassatalis にはあらず。されど此樹の出現は、又も吾人をして北米の花卉と日本の花卉との一致に想到せしむるなり。此樹の効能ある藥材なることは、余は江戸にて侍醫諸氏に

物語れり。日本はその草卉中、歐洲にて最も慣用する植物性藥物許多を有す。額草機那根ヒポラスタン皮 Cortex Hypocistis 薄荷香苗菖蒲數多の傘形科植物是なり。此山地の花卉は南日本の花卉と異なり、樟科、楠科、丁香科などを見ること少なくして、紫陽花^{フヂサキ}、楊梅^{ウヅキ}、樟^{クロモジ}、接骨木^{ニハト}、水蠟樹^{ボク}、檉^{クサギ}、榲^{ケヤキ}、楓^{フキ}など多く森林をなす。夜遅くまで植物の整頓、腊葉にかゝりたり。云々。

第六章 貨幣及金融

徳川幕府時代に於て駿府で鑄造した貨幣は駿府は勿論、日本貨幣史上頗る重要視すべきもので、恰も當時の駿府は現時の大坂造幣局に比敵するもので、彼のケムフェルの紀行文中にもあることは前述した通りである。今記録に依つて次に記さう。

駿河金 傳云。御在城の時、府中上魚町に金局を建て、後藤庄三郎光次をして金銀を鑄させらる。是を駿河金と號せり。云々。里人云。慶長六年^{一〇二二}府中上魚町に金座を建て、後藤庄三郎光次是を司る。同十八年^{七三二}金座を武州江

戸に引移し玉ふ。今に後藤屋敷と號けて其跡存せり。抑此金銀は大久保石見守長安、豆州及諸國の山より掘り出で送る處の金銀を爰に鑄せしめ玉ふ也。云々。大閤記云、後藤庄三郎光次は神君伊賀越御難の時御伴して三州に來り、後駿府に於て金座となり、光次の判を以て印とす。此時の判は十二兩替也。諸國の金みな光次の判を請ふ時、金色のあしきは判をうたす。故に諸國の金悉くよくして結局駿河金は劣れり。云々。武徳編年集成云。慶長十二年^{一〇二二}十二月二十二日丑刻、駿府本城大奥より失火、同二十四日城内の燒跡有司を以て是を糺し、金銀を集め、久能山に送らしめ、並に龜の局、萬の局、阿茶の局及阿茶私に貯ふる金銀若干焼くる故、これをも久能城に送り、遂て一同に吹直さる。云々。讀史餘論云。神祖寶庫の金銀を見玉ひ、此金半減せん時、世は又亂るべしとのたまふ。深き御慮ならん。云々。是上下驕を禁じつひえをはぶき玉へる御心にや、深くあぢはひて考へ守るべし、謹むべし。駿河土産云。慶長十一年^{一〇二二}神祖、江戸より府城に御移りの時、黄金十五萬兩を江戸城に残して御讓金とす。是に武用、二に火災、三に凶年の御用意として天下の御金也。御私用と思召まじき旨仰

51

置かる。元和二年七六〇四月十七日薨去の後、百萬兩の御貯金あり。即ち尾州義直君、遠州頼宣君に三十萬兩宛、水戸頼房君に十萬兩を御遺物として玉ふ。其残り三十萬兩を府城の寶庫に納れて大納言忠長に預けらる。後迷惑たる旨言上あるに依て、久能山に金藏を造りて納め玉ふ。云々。或云。慶長六年六一〇五月已後、當府に於て後藤庄三郎光次小判及一分判を造りて通用とす。云々。

(駿國志)

右の如く幕府時代の金座は一時上魚町に置かれたから、此度昭和御大典を記念として町名を金座町と改名した事は既述した。其の鑄造の駿河小判は口繪寫真版第六圖に示した通りで、其の大き重量等は野崎氏の調査に依れば左の通りである。

〔大サ〕 縦 二寸三分六 横 一寸二分五厘

〔重量〕 四匁七分六厘

〔品質〕 金 八四・二九 銀 一五・七一

今左に貨幣鑄造に關して功績深き前掲の後藤庄三郎光次と同庄吉方之の略傳



後藤庄三郎光次

を次に掲げやう。

後藤庄三郎光次傳云。後藤庄三郎光次は美濃國の人也。文祿年中より東照宮に奉仕す。後台命に依りて金銀を改むる事を司る。慶長年中府中に屋舖を給はり、金銀座のものどもを支配す。薨去の後江戸錢龜橋の屋舖に移る。寛永二年八五〇七月二十三日卒す。年詳ならず。云々。(駿國志)傳云。慶長年中、通用金ノ製作モ此所ニテアリ。駿河小判ト云フ是ナリ。享保七年八二〇上坂本村金山覺書ニ、駿河御城ニ大御所様御座被爲遊候節盛ト申候。壹ケ年ニ御運上金壹枚五兩宛指上申候三十年餘盛云々ト見ユ。本國ノ金モ盛リニ出デ、此所ニ吹キ立テシナラン。後藤由緒書ニ文祿四年五二〇以前ハ板金、砂金等ヲ相對ニテ通用シ、銀モ灰吹銀ナリシヲ、光次台命ヲ奉ジ、金座銀座支配シ、此頃ヨリハ小判ニ分判製作アリシト見エタリ。由緒書ノ要ヲ摘ミテ云フ。後藤光次ハ大膳太夫大江廣元弟武藏守大江親廣入道蓮河ノ後裔、美濃國加納城主長井藤左衛門利氏曾孫ナリ。大神君ノ尊命ニヨリ後藤ト稱ス。父彦四郎京都ニ沈淪アリシニ由緒達ニ上聞、庄三郎文祿二年五三〇召出サレ、御側邊御用ヲ勤仕シ、長崎唐船京

大坂木綿座等ニ預リ、金銀朱座ノ支配ハ、元ヨリ御陣中御鷹狩ニモ供奉セシト、駿府政事録、後藤由緒書ニ見ユ。光次ハ儒學兵學ヲ好ミ、林道春翁ト親シク、歌道ハ烏丸光廣卿ニ學ヒケルトナリ。勇壯ナリシハ甲寅○慶長十九年冬大坂和議ノ時、城中ニ人質取リニ行キシニ、大野修理幼稚ノ兒ヲ出タセシニ、大ニ叱シケレバ、其勇壯ニ伏シ、織田有樂齋長子武藏守大野修理長子信濃守ヲ出タシケルヲ請取歸リ、乙卯○元和二年夏御陣ノトキ、事急ナリシ事アリシニ、進退正シク勇氣相備リテアリケル由彼家ノ記ニ見ユ。此本府屋敷ハ元後藤家長牧甚三郎守レリ。町並ノ家作リシハ何頃ヨリナリケン詳ナラズ。近世ハ上魚町南側ト稱シ、内ハ畑トナリ、庭中ノ大手水鉢、鎮守稻荷社、秋葉相殿ニ登リ、森ノ古木ノ大松存ス。此屋敷地ハ年々地代金ヲ公納ス、(駿河志料)後藤庄吉方之傳云、後藤庄吉方之は庄三郎光次の兄、長井助右衛門旨次の子也、始め庄三郎光次の養子となり、後別家をなし銀座と成る。(略中)其子三右衛門方正より相繼ぎ銀座支配仕候處、十一代目庄三郎事不正の儀あり。文化七年○四七八月御咎仰付けられ、私家に御金改役仰付けられ候。其の刻駿府上魚町屋

後藤庄吉方之

後藤庄吉

敷は上げ地に相成り、府御駿代官預り仰付けられ、地代金は年々取立、私役所に納候。右屋敷に是あり候御成門は破損に付、たゞみ置御成御用石、手水鉢は其儘に相成候。天保四年○二四十二月庄三郎家格の通り仰付けられ候。抑銀座の儀は、慶長六年○六一五月、城州伏見に於て御建立、同十三年○六八京都に御引移し、兩替町四丁銀座に下し置かれ候。駿府兩替町の儀は、私家にて相勤候事これな(駿國志)く候。云々。府中銀座の事は光次の下吏等勤めしにや。

尙駿河銀銀座につきて次の記録がある。

駿河銀

駿河銀(略上)傳云、慶長十一年○二六後藤庄三郎光次仰を蒙り、府中兩替町二丁目に銀座を置く。光次其司たり。同十八年○三七武州江戸に引移さる。今に其跡存せり。世に是を駿河銀と稱す。云々。未だ其の形を見ず。里人云、兩替町二丁目、丁頭指物屋新兵衛と云ふ者あり。是れ銀座の本家也。今以て江戸銀座に音信す。住所は間口七八間、奥行廿間計にして諸役免許也。(駿國志)銀座 銀は慶長十年○六五今の駿府兩替町二丁目に銀座を設け、京より銀座の者どもを召し下して是に置き、尙三丁目四丁目までの間に大黒常是の輩、即ち座

人に宅を給して造らしめられきと雖も、其型江戸のものと同じかりしにや、別に駿河銀の名を聞かず。今安西内新田の地内に銀座の灰捨場たりきといふ所あり。云々。(駿河國新風土記提要第一)

(略上) 銀座の役所の跡、銀座の控屋敷となり、間口十間五尺二寸、裏へ廿五間一尺あり。役所の門の戸一枚、同じく土藏の戸一枚、天秤皿一灰吹の箱一、残れるを此所の家守新兵衛と云ふ者預りて、此所に住居せしが、銀座控屋敷上ゲ地となり、銀座附の役地となり、改めて新兵衛を家守とす。今は四足町中町、西野屋半兵衛が引請となるなり。(その記)

尙ほ資料第二卷(二八四頁)に大日本史料十二編、駿河志料三十六、及上杉編年文書三よりの引證がある。又金銀座につき次の如く村松良肅號晩村の文を掲ぐ。金銀局址、金局址在上魚巷。二局慶長十一年所置。十八年移江都。昔日掘鑛卒。氷雪鑽其骨。今日費金人。錦繡纏其身。得之難、用之甚安。近時鑿鑿出西蕃。得之安、用之極難。(晩村遺稿)

錢座

錢座も金銀座と同じく駿府に於ける貨幣鑄造として重要視すべきである。

府中御由緒書云。明暦二年一六二二新錢吹方御免之儀奉願候處、願之通被仰付、

地所於沓谷村被爲仰付所、繁昌仕候由申傳候。云々。駿府在番代々記云。御城代松平丹後守某之を勤む。云々。(駿國雜志)

寛永錢譜云。寛永十三年九六二駿河國足洗村千代田村所鑄此錢、字文結體及輕重不見之。云々。沓谷村は下足洗の隣村たり。故に混せるか。又村老云。沓谷

村大森山長源寺曹洞の山下の田間に平地あり。今に錢座と號す。是れ新錢を鑄立てし處なり。此邊の田水皆鐵氣ありて土上に錆浮ぶ故に耕作によからず。

云々。駿河古跡云。沓谷村貞松山蓮永寺蓮宗是より安東村也。(蘇波甚助氏記)此間に錢座と云ふ所あり。むかし錢を鑄たる所なりとぞ。云々。

資料第二卷七二八頁に、こゝで寛永通寶河又を鑄た事と、井宮町にも寛永十六年九二二の鑄錢の址がある傳説を記してある。錢座にも亦左の如き晩村の文あり。

錢局址。在履谷村。明暦二年鑄寛永錢二百萬緡。似大佛錢而稍輕。弘方は義輪圓是智。二百萬緡錢。三百年間利。一朝貫朽散離。敢利其利者誰。(晩村遺稿)

後に又元祿の駿河判と云ふのがあるが、駿河で造つたものでないことが、駿河國新風土記に左の如く記してある。

元祿の小判にも駿河判といふものあれども駿河にて造れるにあらず。駿河座の小判師多々良庄太郎といふ者、江戸にて造れるものなれども、駿河座の古法を以て造りし故に此名あるなり。

江戸時代の金銀貨幣の單位は、金に於ては兩分朱、銀に於ては貫匁、錢に於ては貫文の稱を用ひた。

金一兩一分の四、一朱分の四、一貫千文

因に記す、徳川時代には九六百とて、九十六文を百文とし随つて九百六十文を一貫とした事もある。

紙幣 徳川時代幕府發行の紙幣なく、駿府に於ても亦發行しなかつた。そこで明治維新前後の紙幣發行の状態を略述して、當地に於て流通につき苦心した模様を記さう。

さて慶應三年^{二五}八月二十日に愈々金札通用の觸が左の通り出た。

融通の爲、當分の間金札の通用を仰出されれば、總て金銀同様に心得、年貢其他上納物に用ふるに苦からず。五畿内近國とも差支なく通用すべし。尤も正金との引換は、商社會所並に商社頭取其外御用達とも方にて取扱ふべく、歩割減等は一切これなき筈なれば正路に取引すべし。(續徳川實紀 開國紀原)

かくて製造の金札は、百兩五十兩十兩一兩二分一分の六種、凡そ十萬兩で豫定額の十分一に過ぎなかつた。又之を十一月より發行したが、未だ信用がなく、世人は直ちに之が引換を請ふ有様で、遂に行はれず止んだといふ。(大日本貨幣史法規分類 大金兩替商沿革史參照)

慶應四年^{明治と改元}四月廿四に、官軍は幕府の錢貨を沒收した。(明治事 物起原) 後閏四月に通用十三年限りの紙幣三千二百五十萬兩を發行する事を布告して、五月十五日より通用させた。其月九日の太政官達に、「先達て被仰出候金札來る十五日より御發行相成候間^中尤見本札五品兩替屋共へ掲置候様被仰付候」とある。此が所謂太政官札で楮幣の始で、此の發行については三岡八郎^後利公正が大に努めて其事を管したといふ。

此頃新紙幣の流通について、清水町^{今の清水市}本町の松本平右衛門は種々苦心をし

右衛門

た事が清水町沿革誌にあるが、其の大要を次に記さう。明治維新の初め、徳川家は新に駿遠參七十萬石に封せられ入國した。時に政府は各藩に對し、其祿高に應じて一萬石一萬圓の割合で新紙幣を交付しやうとした。然し當時久しく貨幣流通に慣れ、紙幣流通に信を置かなかつた。ゆゑに、紙幣の流通は頗る困難であつた。そこで時の藩老大久保一翁、澁澤篤太夫、小栗尙助の諸氏は相議して、駿府の富豪御用達諸商人を集めて之を謀つたが、誰も進んで其局に當るものがなかつた。時に北村五郎兵衛進んで、清水の商人松本平右衛門に命じたならば必ず能く事をなさんといつた。そこで藩老は其の議を容れて、同人を召し懇に事情を諭し紙幣流通上の斡旋を託した。氏は深く其知遇に感激し、謹んで命を承け、奮然起て其事に當つた。こゝに於て流通貨幣の引換を主とし、之に依り商業を更らに擴張して、専ら米鹽紙の買入をなし、同人をして遺憾なく其才幹を發揮させる機會を與へしめた。其間種々の事情損益があつたが、紙幣流通貨幣引換の大目的を達して、藩廳の依託に報ゆることが出來たのは、全く同人の功績であつたといふ。

かくて、維新前御用金を國恩冥加と心得て居た觀念が次第に薄らいで來ると、こゝに一金融機關即ち銀行が出來なければならぬことになつた。明治政府は元年に商法司を置き、後二年に之を廢して會計官の下に通商司を置き、その管轄下に通商會社を設けて、内外の商業を經營させ、更に三府五港の豪商に爲替會社を設立させ、通商會社の金融を助け、其他一般に金融の疎通を計らせた。此の爲替會社は政府の富豪に勸めて設立させたもので、三井組、小野組、島田組などいふ幕府時代に御爲替組であつた人々が主として出資した。政府は頗るこれが保護獎勵につとめて準備金をおいて金券、銀券、錢券、洋銀券を發行する特典を許可したが、これが本邦紙幣發行の特典を會社に與へた始めであつた。然し未だ時勢に適しないで、設立後四ヶ年で不成功に終つたが、合資結社の經驗と模範とを與へた効は頗る大であつた。尙同四年十二月には東京會議所で東京銀行を設立して紙幣發行の特權を政府に請願したが許可にならなかつた。併し歐米のバンクに倣つた銀行設立計畫の嚆矢であつた。又前述の爲替會社の性質は組合で株式會社ではなかつたが、其事業より言へば我國に於ける銀行の祖といふべきであらう。

國立銀行
の始め

本邦國立銀行條例は明治五年十一月に始めて發布されたが、この發布前既に銀行設立の計畫があつたのは政府の勸奨に出たものであらう。同年六月、小野善右衛門・小野善太郎・小野善次郎・小野善助・三井元之助・三井次郎・右衛門三井三郎助・三井八郎・右衛門の八名は紙幣寮に宛、小野三井兩組の銀行創立願書を呈出して同年八月同寮より、「書面銀行創立之義承届候條、名稱第一國立銀行と相唱へ可申、且開肆之義者追而可及ニ差圖事」の付札にて允許を得た。かくて同年十一月十五日には愈次の如き達が出た。

貨幣流通之宜きを得、運用交換の際に梗阻の弊なからしむるは物産繁殖の根軸にして、富國の基礎に候處、從來御國內に於ても爲替兩替等を業と致し、歐亞各國に通稱する「ばんく」の業體に等しきものも有之と雖も、其方法の精確ならざるに、施爲の陋拙なるより、充分人民の便宜を得るに至らざるに付、此度政府の公債證書を抵當として正金引換の紙幣を發行する銀行創立の方法を制定し、普く頒出し右銀行を創立可致。尤も其創立之手續營業の順序等は都て別冊國立銀行條例、同成規之條款に照準し、毎年確實に取扱候様可致候事。

右之趣、各地方官に於て管内不_レ漏様可_ニ相達_一候事。

但條例成規は書肆に於て發賣差許候條、此段も爲_ニ心得_一相達候事。(藤井甚太郎氏著明治商人史)

明治時代商人の第一歩

かくて、翌六年七月二十日には東京第一國立銀行が開業免許となり、同年八月十九日に始めて銀行紙幣を發行することゝなつた。翌七年五月六日に至り爲替バンク三井組が新築して開業した。此時静岡屋形町に三井組の出店が出来た。(三井銀行五十年史に據る)

静岡に於ける始め

静岡に於ける銀行として創立の古きものは株式會社三十五銀行と同静岡銀行とである。

株式會社三十五銀行は明治十一年五月四日に静岡第三十五國立銀行の名稱の下に開業免狀が下付された。但し是より先、此年一月十日に濱松第廿八國立銀行が開業した。かくて本銀行は同十五年七月に見付第百二十四國立銀行を、又同年十二月に沼津第五十四國立銀行を、同廿二年一月に濱松第二十八國立銀行を合併した。今や各地の銀行を合併中である。

位置は當初本通二丁目八番地に開き、後同十二年四月一日には四ツ足町今中二番地に新築移轉し、更らに同十六年十一月十一日には現在の位置吳服町一丁目八番地に移つた。今又向側に新築移轉すべく準備中である。

株式會社 静岡銀行は吳服町二丁目に在つて、明治十三年八月の創立に係る。始め野崎彦左衛門其他數氏により資本金五萬圓を以て開業したが、同廿一年七月一日静岡銀行と改稱するに至つた。

小林年保は、三十五銀行創立當初より關係深く、是れより先濱松第廿八國立銀行開業と共に取締役に撰任せられ、同年四月一日同静岡支店支配人兼務となり、同年十二月十日三十五銀行の顧問囑託となり、翌十二年七月五日に頭取となり、以來同行の發展に尠からず盡瘁した事は熟知する所である。

銀行紙幣
發行其他

尙ほ銀行紙幣發行の事につきては、銀行要鑑中國立銀行成規第二十條に左の如く定めてあつた。

國立銀行ニテ右銀行紙幣ヲ領受スルニ於テハ、頭取支配人ノ兩人一々其紙幣ノ表面ニ其役名及ヒ姓名ヲ記入シ、其役印ヲ押捺シテ後之ヲ世上ニ發行スベシ。

若シ其記入押捺ノ際損傷等ノモノアルニ於テハ、更ニ其趣ヲ紙幣頭ニ申立テ、其損傷紙幣ヲ納メテ引替ヲ乞フベシ。

但シ頭取支配人ハ其印影ヲ紙幣頭ヘ差出シ、其紙幣押切ノ用肉ヲ紙幣寮ヨリ受取ルベシ。

又、銀行紙幣の製造及び種類、其通用の分引換場所、及び燒捨等の事は國立銀行條例に左の如く定めてあつた。其の關係する條文を次に掲げる。

第四十五條 此條例ヲ遵奉シテ發行スル所ノ銀行紙幣ハ、大藏卿ノ命ヲ奉ジ紙幣頭其製造ノ事務ヲ董括シ、極メテ其紙質ノ堅牢ト彩紋ノ精緻ヲ要シ、深ク贋摸ノ弊ヲ豫防スルノ術ヲ盡シテ、以テ之ニ從事スベシ。

但シ右銀行紙幣製造ノ入費ハ、其銀行ヨリ現費ヲ以テ紙幣寮ヘ納ムベシ。
第四十六條 右銀行紙幣ノ種類ハ、一圓・二圓・五圓・十圓・二十圓・五十圓・百圓・五百圓ノ八種ト定メ、銀行ノ望ニ應シテ製造下付スベシ。

但、五圓以下ノ銀行紙幣ハ、其銀行發行總數十分ノ五ヨリ多カラザルベシ。
第四十七條 右銀行紙幣ノ表裏面ニハ、政府ノ公債證書ヲ抵當トシテ發行スル

旨趣、及ヒ其他ノ要件ヲ摘載シ、大藏卿並ニ出納頭記録頭ノ印ヲ捺シ、且大藏省並ニ銀行ノ記號番號ヲ押捺シテ、紙幣頭之ヲ其銀行ヘ下付スベシ。而シテ銀行ニ於テハ之ニ其頭取支配人ノ名印ヲ加用スベシ。

第四十八條 此條例ヲ遵奉シテ創立シタル國立銀行ヨリ發行スル所ノ銀行紙幣ハ諸官廳又ハ銀行會社其他ヲ論ゼス、日本全國何レノ地ニ於テモ租稅運上、貸借ノ取引俸給其其他一切公私ノ取引ニ於テ、都テ政府發行ノ貨幣同様通用スベシ。

但シ、公債證書ノ利息ト海關稅ニハ之ヲ用フルヲ許サズ。

第四十九條 此條例ヲ遵奉シテ創立シタル銀行ヨリ發行スル所ノ銀行紙幣ヲ、通貨ト引換ヘンコトヲ請求スルモノアルトキハ、日本銀行ニ於テ引換フベシ。

第五十條 此條例ヲ遵奉スル銀行ヨリ發行スル所ノ銀行紙幣通用ノ際其授受ヲ拒ミ或ハ之ヲ妨グ、其他不正ノ行爲ヲナス者アルニ於テハ、皆國法ニ從テ之ヲ罰スベシ。

第五十一條 此條例ヲ遵奉スル銀行ヨリ發行スル所ノ銀行紙幣通用中、敗裂汚

染等ニテ通用シ難キモノアルニ於テハ、其所持人ハ銀行ニ持參シテ之ヲ引換フベシ。而シテ銀行ハ之ヲ紙幣頭ヘ差出シ、其代リ銀行紙幣ヲ受取ルベシ。尤右引換銀行紙幣ノ種類記號番號金額等ハ之ヲ紙幣寮ノ公書及銀行ノ簿冊ニ詳明ニ記入シ、其廢紙幣ハ大藏卿ヨリノ立會ヲ得テ、紙幣頭ハ其主任ノ官員ヲシテ銀行役員ノ立會ヲ要シ、之ヲ燒捨ニ付スベシ。而シテ其趣ハ尙ホ右簿冊ニ登記シ、各記名調印スベシ。

兩替と爲替

但シ、右燒捨ノ後ハ新聞紙又ハ其他ノ手續ヲ以テ、其趣ヲ世上ニ公告スベシ。金融に關して徳川時代に必要であつた機關は兩替と爲替で、今此の二つにつき

文學博士中村孝也氏は、其著「日本商業史要」に於て次の如き説明がある。兩替とは兩を錢に替へる意味の言葉である。戰國時代には地方によつて色々な貨幣が行はれてゐたから、これを交換して通用の便を計るために兩替屋が起つた。兩替屋は江戸時代でも金銀錢の三貨を交換することを營業として起つたが、商業取引の進むにつれて、預金貸付爲替なども扱ひ、今日の銀行業務の起原をなすやうになり、大阪と江戸とで特に發達し、本兩替金兩替その他の種類

が出来た。爲替は西國の諸大名が國許から江戸に送金し、或は幕府が大阪から江戸に官金を輸送するとき、その手数を省くために起つたものである。(中略)民間でも商業取引の便宜上爲替を用ふるものが追々増加し、江戸・大阪から奥羽九州に至るまで、重なる都會に行はれ、甲地の兩替屋より乙地の兩替屋へ爲替手形を發行し、これを客に渡して手数料を徴收した。爲替の出合は差引勘定で決済されることが多かつたけれど、金飛脚を以て現金を輸送して決算することもあつた。(下略)

兩替屋の種類

尙ほ此の兩替屋には次の如く四種類があつた。

- 一、十人兩替 此は兩替屋中最も信用ある者で、本爲替商を取締り兩替店新設には許否の權能を有し、御用兩替として公金の出納を取扱ひ帶刀を許され、町役免除の特權があり、總數十家あつたから十人組と稱した。
- 二、本兩替 普通の兩替店で、其業務は金銀買賣貸付、手形の振出爲替取組預金等を取扱ひ、十人兩替に統轄されて開店しやうとする者は届書を十人組の役所へ出し、株金一銀にて約を納め、十人組の許可を得て營業する事が出来た。

手形

三、錢兩替 此は今の兩替屋で業務の傍、米若くは他の商品の販賣をして、集まつた錢で金銀の交換を營み、十人兩替の支配以外で總數千軒以上で、中には潜在本兩替を營むものもあつた。

四、米方兩替 此は堂島米穀市場に於ける特種金融機關であつた。此時代凡て取引が銀で重量を秤ることに手数を要した事と、信用が重んぜられた事から商人間に各種の手形が流通し、時には紙幣の如く取扱はれた。其の種類の主なるものは左の通りである。

- 一、爲替手形 主に大阪・江戸間に使用されたものである。
- 二、預り手形 兩替屋より預金者に差出したもので、名宛人は勿論持參人にも支拂ふもので、今日の銀行振出手形と同様である。
- 三、振出手形 商人が預金のある兩替屋にあて振出すもので、今日の小切手である。
- 四、振差紙 親兩替屋と兩替屋間に通用したもので、その月限りである。
- 五、約束手形 貨物を買つた時、日を定めて支拂ひを約束したものである。

六、藏預手形 今日の倉庫證券に當る。以上は兩替屋又は大阪・江戸等で通用した手形である。

尙ほ兩替商で預金貸付等もなすものがあり、預金は無利子で貸出は大名と商人と二通りに貸すものがあり、利子は慶應頃に月一分であつた。又兩替賃は元祿頃小判一兩に對し、八文乃至十二文であつたが、元文頃に四十文に上つた。又双方の引取には利子を附けないのを原則とした。云々。(河瀬蘇北氏著日本商人五百年史に據る) 尙、天保年間の質屋への申渡しに、次のやうに貧困救済目的の觸があつた。

質屋への申渡しの例

申 渡

質屋年番 三 人

當地質屋共之義、是迄月々二日迄に質物請戻有之分は其月々利足無之處、今般利足引下ダ方被_レ仰出_レ之趣申渡候以來、月越に成候得ば一日に而も壹ヶ月利足請取候由に相聞、如何之筋に而素々質入致し候者共は困窮之族に有_レ之、可_レ爲_レ難儀不_レ少事に付、是迄仕來之通月越に相成候共、二日迄は其月之利足請取申間敷候。且質品流に差出候節は、其以前置主江爲_レ知候儀も是迄之通可_レ致。

右之通、申渡候間支配所質屋共江不_レ洩様可_レ申聞。

天保十四年卯 〇二五 二月廿八日

(藤波氏
記録)

此貧民救済につき至當なる觸書である。

又尙、明治初年に至り、府中奉行所よりの觸に、次の如きものがある。

覺

一、町中質屋渡世致候者共以來最寄にて拾人程宛組合、右之内月行事壹人宛相立、紛失者吟味之節、丁頭並右行事立會觸書を以て組合之内相廻り帳面吟味致候上、其品於_レ有_レ之は早々奉行所へ可_レ申出_レ候。無_レ之候は、右丁頭月行事にて其帳面に印形致置可_レ申。尤支配一組合には相成間敷候間其組合丁頭共申合順番に而自他之無_レ差別相改可_レ申候。勿論年寄茂其趣可_レ相心得候。右改方不吟味之筋相聞候は、當番丁頭月行事共急度可_レ申付_レ事。

但質物帳面ニ模様付等迄委細留置可_レ申事。

帳面之儀は紙數相改、年寄共押切致し、右之外紛敷帳面拵申間敷候。

一、素人に而金銀之替ニ無_レ據譯ニ而當分之内、刀脇差其外質物取置候類、其品丁頭

方へ相届置、紛失物有之節、吟味を受け可申候。若内々にて質物取及出入候共取上無之、尤盜物等取置候は、後日に相知候共急度可申付事。

一、古着古道具類商賣致候者共、最寄之組合を立て、帳面等念入置、紛失者尋有之節、帳面吟味可致候。同商賣内にて賣買致候節、證文取之取引可致事。

但、宿等も不存、ふれ賣參り候分は勿論、惣而紛失物一切買取申間敷候。尤組合之儀は質屋之通相心得、月行事相定め、吟味之仕方帳面押切等も同様可致候。

一、古銅商人共も拾人程宛組合、日々賣買之品帳面に相記し、紛失物有之節、右帳面を以て吟味可致候。店買之外ふれ賣致度者、江は鑑札可相渡候間、無札之もの商賣堅致間敷候。若又無札之者相見候は、其仲間にて差押奉行所へ可召連候。就而は無札者より一切買取申間敷候事。

但、組合之義は質屋之通相心得、月行事相定め、吟味之義並ニ帳面押切等も是亦同様可致事。

一、右組合相極候。以後新規に商賣相始候者は其段申立鑑札申受、其向に寄り組

前合江入可申候事。右之趣、惣町中年寄丁頭共心得、組合相定、自今紛失物相尋有之節、第一組合限入念吟味可致候。若組合吟味等不取締之義有之候は、急度可申付もの也。
明治二年巳四月九日 府中奉行所

質の利息

質物ノ利

天保度以前	一、金壹兩ヨリ金百兩迄	利足錢百五十文	錢百文ニ付	三文
天保年中御改革ニ付元治之度迄	一、右同斷ニ付	同	八拾文	同
元治度ヨリ米價高直ニ付	一、右同斷ニ付	同	百五十文	同
慶應度ヨリ彌增高直ニ付昨辰年九月齊上	一、右同斷	同	二百文	同

右之通、取扱仕來候處昨秋明治元年來諸色稀成高直、殊ニ錢相場下落ニテ何分不行合ニ御座候間、今般奉願上候御儀は、左之通被仰付度候。

質物利足上割合

一、錢百文ニ付 利足錢 四文

但、金壹分以下錢利足割合

一、金壹兩以上 金壹兩ニ付 三百文

一、金壹分以上 同 斷 三百文

但、金壹兩以下利足割合

一、金貳拾兩以上 同 斷 二百八十文

一、金五拾兩以上 同 斷 二百三十二文

一、金百兩以上 同 斷 百四十八文

但シ、金貳分以下錢利之割合

右之通、取扱仕度候ニ付、何卒御慈悲ヲ以テ、被_レ仰付_レ可_レ被_レ下置_レ候様、乍_レ恐此段幾重ニ茂奉_レ願上_レ候。以上、

明治二巳年

質屋惣代

御役所

前書之通り、奉_レ願上_レ候ニ付、奥印仕奉_レ差上_レ候。以上、

米相場と

附 米 相 場

米は古來常食としたが爲め、其の相場は常に日用必需品の相場標準となり、又勞銀算定の規準ともなつた。今次に之に關する觸を二三記さう。

米穀去年^{○享保八年}より段々下直ニ候處、其外諸色之直段高直ニ付、諸人及_レ難儀_レ候。酒酢醬油味噌類は米穀を以て造出し候物に候得ば、米直段に可_レ准候儀勿論に候。且又竹木炭薪鹽油織物等一切之賣買物、或は諸色之職人に至迄、直に米穀を以、作_レ不出候といへども、工手間人夫の賃錢いづれも飯米を元として積り立候事に候得ば、諸物の直段も米に准し下直に可_レ賣出_レ道理に候。右之段去年中より可_レ申付_レ候得共、いまだ間_レ茂無_レ之事故不_レ及_レ其儀_レ候。當年に至りて前々の直段之位を以て致_レ商賣_レ候は過分之利徳を心がけ候而之事に候條、此已後直段引下げ可_レ申候。如_レ斯申聞候上其儀無_レ之におゐては、三月朔日より其筋ニ_レ遂_レ詮議_レ急度曲事に可_レ申付_レ候。件之趣國々所々江茂相觸候間、諸色仕出し候所より元直段引下

質屋 年 番

(野崎氏所藏明治二年書上牒)

ダ不申候ハ、其手寄り之商賣人可訴出候。若打寄置候者は又可爲曲事者也。

辰〇享保二年

右之通御書付江戸より到來相觸候端々迄念入相廻し可申候。尤も御書付之趣急度相心得可申候。追々吟味之儀共可有之間左様ニ可存候。以上。

辰 二月 番 所

年 行 持

(法月俊郎氏所藏御觸帳)

尙ほ米價騰貴の際は人心不穩で往々米騒動が起ることが少くない。次の觸は建築方見合せの爲め大工日雇の生活困難となることから身分相應の普請をせよとの觸である。

覺

此節米直段高直にして、人氣不穩に有之趣、町方相互に遠慮致し普請相止候者も有之哉に相聞候。右は大工日雇之者職業に差支候間、可致難儀融通も不宣候間修復は勿論家作等不及相止。夫々心掛身分相應之普請可致。

右之趣惣町中へ可相觸もの也。

天保七申〇二四八月 番 所

又年により米の他國出しを禁じた所が、他所より買入れず却て直段引上げを行ひ難澁した時の觸がある。

覺

當秋〇弘化二年米直段宜國柄も有之趣にて、當地の者其他所江引合米賣出候ては、夫食拂底に相成候故他國出し致間敷旨相觸置候處市中者共心得違の族も有之哉。他所より買入方不致、右につれ米拂底と申なし、又は當秋作蒔入に差向候得共、天氣相等を考へ景氣に而、追々直段引上げ候由相聞候。右他所より買入の儀を差留譯には無之、畢竟融通之儀を申渡置候儀にて、最早追々新穀も出來可申間、米屋共は勿論素人にて、此節勝手次第他國より米穀買入市中、潤澤致し候様可取計候。直段之儀は時の相場に可有之候得共、可成又相働下直に買請小賣値段不同無之、正路に賣捌候様可致候。且米穀餘分を買入候者は買締にいたし候杯と、末々のもの共心得違彼是惡說申成し候趣故、人氣を危踏、買請見合候場合

にも至り可申哉に而、右者其筋商人とも餘分米穀貯有之候得ば、自然所の非常手當にも相成候儀は眼前之事に付、右等の雜談申ふれ間敷候。勿論米屋共利潤に泥み不正之商ひいたすにおゐては、吟味之上急度咎可申付候。

但、市中之者共、他向より米買受候ても、此節積取方差支之儀も候はゞ、其段可願出、其向江相達爲積取可申候。

右之趣、惣町中並江尻宿丸子宿清水町彌勒町にも不洩様急度可相觸者也。

已○弘化二年九月十八日

番 所

年 行 事

〔萬留帳〕

米價と國
民生活

以上の如く米價の昇降は、日常生活に影響を及ぼす事少なからざるため、近來此方面の調査研究の發表多く、今新刊書としては「米價の變遷」石原保 秀氏編「徳川幕府の

米價調節」經濟學博士本 庄榮治郎氏著等其の主なるものである。尙ほ文學博士中村孝也氏著

「國民文化史概論」近世 編には、米價と國民生活につき次の如く記してある。

江戸時代において經濟生活の根柢を形成したる要素は、金銀錢の三貨と米とな

るを以て貨幣制度を觀るものは同時に米價を觀る必要あり。米價の高低は、國民の階級により、その影響同一ならず。

太宰春臺之を論じて曰く、「米の高下は民の利病の懸る所也。國を治る人心を盡して思慮せずば有るべからず。凡四人の中にて、農人は穀を作出す者也。租を納て其餘を食し、又其餘を賣て諸色の用を調ふ。士人は君より田祿を賜はり、其祿を以て衣食より以下諸色の用を足す者也。工人は器物を作り四體を動して米に易る者也。商賈は貨物を賣て米を糶ふ者也。是四民の内にて士と農とは米を糶る者也。工商は米を糶ふ者也。さる故に、米の價貴ければ工と商とに害あり。米の價賤ければ工と商とに利ありて、士と農とに害あり。」云々。(經濟錄 卷五)

今左に駿府に於ける相場表を掲げやう。
今寶曆四年二四の相場を記す。

月 日	金 壹兩ニ付	小賣百文ニ付	錢 相 場
二月十二日	米 上 一四二〇 <small>升</small>	三〇 <small>升</small>	四貫四八〇文

閏二月十二日	同中 一四八〇	糯米上 一〇六〇	同中 一一〇〇	米上 一四〇〇	同中 一四六〇	糯米上 一〇五〇	同中 一一〇〇	米上 一二〇〇	同中 一二五〇	糯米上 一〇四〇	同中 一〇九〇	米上 一二〇〇	同中 一二五〇	糯米上 一〇四〇	同中 一〇九〇
三月十二日	二二二	二二二	二二二	二二九	二二二	二二二	二二二	二二五	二二五	二二二	二二二	二二五	二二五	二二二	二二二
四月十二日	四貫五〇〇文	四貫五〇〇文	四貫五〇〇文	四貫五〇〇文	四貫五〇〇文	四貫五〇〇文	四貫五〇〇文	四貫四七二文	四貫四七二文	四貫四七二文	四貫四七二文	四貫四七二文	四貫四七二文	四貫四七二文	四貫四七二文

五月十二日	同中 一〇九〇	米上 一一九〇	同中 一二四〇	糯米上 一〇四〇	同中 一〇九〇	二二五	四貫四八〇文
-------	------------	------------	------------	-------------	------------	-----	--------

(山口 萬三郎 氏 所藏)

尙、同十一年十二月に至り、米問屋より町奉行所に差出した次の相場書がある。

相場書

一、金壹兩ニ付

- 上米 壹石參斗七升
- 中米 壹石四斗壹升
- 下米 壹石五斗

錢四貫百四十八文

右者、駿府町當巳十月十五日米相場書面之通相違無御座候。以上。

己〇寶曆十一年十月十七日